

山鹿市地域防災計画



令和5年5月
山鹿市防災会議

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 【一般災害対策編】 | 1 |
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 目的..... | 1 |
| 第2節 用語..... | 1 |
| 第3節 計画の方針・構成等..... | 2 |
| 第4節 山鹿市の概況..... | 5 |
| 第5節 一般災害の想定..... | 8 |
| 第6節 防災関係機関の業務大綱..... | 9 |
| 第7節 市防災会議..... | 14 |
| 第2章 災害予防計画..... | 15 |
| 第1節 治水治山予防計画..... | 15 |
| 第2節 土砂災害防止計画..... | 17 |
| 第3節 火災予防計画..... | 21 |
| 第4節 都市防災計画..... | 24 |
| 第5節 建築物及び文化財等災害予防計画..... | 26 |
| 第6節 高層建築物災害予防計画..... | 29 |
| 第7節 一般通信施設災害予防計画..... | 30 |
| 第8節 電気施設、ガス施設災害予防計画..... | 31 |
| 第9節 水道、下水道施設災害予防計画..... | 34 |
| 第10節 交通施設災害予防計画..... | 37 |
| 第11節 防災施設、資機材等整備計画..... | 38 |
| 第12節 災害備蓄物資等整備計画..... | 41 |
| 第13節 情報通信施設等整備計画..... | 42 |
| 第14節 気象等観測体制整備計画..... | 43 |
| 第15節 避難所等整備計画..... | 44 |
| 第16節 広域応援体制整備計画..... | 50 |
| 第17節 ボランティア活動環境整備計画 | 51 |
| 第18節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画 | 53 |

| | |
|------------------------|-----|
| 第19節 地域防災力強化計画 | 56 |
| 第20節 自主防災組織整備計画 | 58 |
| 第21節 防災知識普及計画 | 62 |
| 第22節 防災訓練計画 | 68 |
| 第23節 林野火災予防計画 | 71 |
| 第24節 農業灾害予防計画 | 74 |
| 第25節 危険物等災害予防計画 | 77 |
| 第26節 防災関係機関等における業務継続計画 | 81 |
| 第27節 受援計画 | 81 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 83 |
| 第1節 災害対策本部組織計画 | 83 |
| 第2節 災害救助法適用計画 | 89 |
| 第3節 職員配置計画 | 91 |
| 第4節 気象予報・警報等伝達計画 | 95 |
| 第5節 被害情報等収集伝達計画 | 103 |
| 第6節 災害広報計画 | 108 |
| 第7節 自衛隊災害派遣要請計画 | 111 |
| 第8節 広域応援要請計画 | 114 |
| 第9節 避難計画 | 116 |
| 第10節 水防計画 | 128 |
| 第11節 土砂災害応急対策計画 | 135 |
| 第12節 消防計画 | 138 |
| 第13節 公安警備計画 | 140 |
| 第14節 救出計画 | 141 |
| 第15節 医療救護計画 | 141 |
| 第16節 給水計画 | 144 |
| 第17節 食糧供給計画 | 146 |
| 第18節 生活必需品等供給計画 | 148 |
| 第19節 救援物資要請・受入・配分計画 | 150 |
| 第20節 交通対策計画 | 151 |
| 第21節 緊急輸送計画 | 154 |
| 第22節 防疫、清掃、食品衛生監視計画 | 157 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容埋葬計画 | 162 |
| 第24節 障害物除去計画 | 163 |
| 第25節 保育・文教対策計画 | 165 |
| 第26節 応急仮設住宅建設等計画 | 166 |
| 第27節 民間団体活用・要員確保計画 | 168 |
| 第28節 ボランティア応急活動計画 | 170 |
| 第29節 災害義援金品募集配分計画 | 172 |
| 第30節 一般通信施設災害応急対策計画 | 173 |
| 第31節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画 | 174 |
| 第32節 水道、下水道施設災害応急対策計画 | 178 |
| 第33節 交通施設災害応急対策計画 | 179 |
| 第34節 高層建築物災害応急対策計画 | 180 |
| 第35節 危険物等災害応急対策計画 | 182 |
| 第36節 農林施設等災害応急対策計画 | 184 |
| 第37節 林野火災応急対策計画 | 186 |
| 第4章 災害復旧・復興計画 | 188 |
| 第1節 災害復旧・復興の基本方向 | 188 |
| 第2節 公共土木施設災害復旧計画 | 188 |
| 第3節 農林水産業施設災害復旧計画 | 190 |
| 第4節 その他の災害復旧計画 | 191 |
| 第5節 被災農林漁業の経営安定計画 | 194 |
| 第6節 被災中小企業振興 | 194 |
| 第7節 被災者自立支援対策 | 195 |
| 第8節 雇用機会確保 | 198 |
| 第9節 復興計画 | 198 |
| 【震災対策編】 | 199 |
| 第1章 総則 | 199 |
| 第1節 目的 | 199 |
| 第2節 用語 | 199 |
| 第3節 計画の方針・構成等 | 199 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第4節 災害の想定..... | 199 |
| 第2章 地震災害予防計画 | 200 |
| 第1節 地震に強いまちづくり | 201 |
| 第2節 災害応急体制整備計画 | 203 |
| 第3節 救助・救急・医療体制整備計画..... | 204 |
| 第4節 消火体制整備計画..... | 204 |
| 第5節 緊急輸送体制整備計画 | 204 |
| 第6節 避難収容体制整備計画 | 205 |
| 第7節 食糧・飲料水・生活必需品等供給体制整備計画..... | 205 |
| 第8節 情報伝達体制整備計画 | 206 |
| 第9節 二次災害防止体制整備計画 | 206 |
| 第10節 防災知識の普及・訓練及び自主防災組織整備計画..... | 206 |
| 第3章 地震災害応急対策計画..... | 207 |
| 第1節 市災害対策本部組織・職員配置計画 | 207 |
| 第2節 災害情報の収集・連絡及び通信対策計画 | 209 |
| 第3節 広域応援計画..... | 211 |
| 第4節 自衛隊災害派遣要請計画..... | 212 |
| 第5節 避難収容計画..... | 212 |
| 第6節 救助・救急活動計画..... | 214 |
| 第7節 消火活動計画..... | 214 |
| 第8節 医療活動計画..... | 216 |
| 第9節 交通対策計画..... | 218 |
| 第10節 緊急輸送計画 | 219 |
| 第11節 食糧・飲料水・生活必需品等供給計画 | 221 |
| 第12節 保健衛生、防疫等対策計画 | 222 |
| 第13節 公共施設等応急対策計画 | 223 |
| 第14節 二次災害防止対策計画..... | 225 |
| 第4章 地震災害復旧計画 | 226 |
| 第1節 災害復旧、復興計画..... | 226 |
| 第2節 被災者の生活確保計画 | 228 |

【一般災害対策編】

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、山鹿市において、山鹿市・熊本県（以下本文中では、市・県と略記）・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の地域の保全、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味はそれぞれ次のとおりとする。

- 基本法：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 救助法：災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 防災基本計画：基本法 34・35 条に基づき中央防災会議が作成する
- 市防災計画：基本法 42 条に基づき山鹿市防災会議が作成する「山鹿市地域防災計画」
- 県防災計画：基本法 40 条に基づき熊本県防災会議が作成する「熊本県地域防災計画」
- 市災対本部：基本法 42 条に基づき設置する山鹿市災害対策本部
- 県災対本部：基本法 40 条に基づき設置する熊本県災害対策本部
- 地方本部：基本法に基づき地方に設置する熊本県地方災害対策本部
- 消防本部：山鹿市消防本部
- 消防署：山鹿消防署
- 消防団：山鹿市消防団
- 県：熊本県
- 市：山鹿市
- 教育施設：地区公民館、小学校、中学校、その他の付属施設等

第3節 計画の方針・構成等

この計画は、本市の地域の防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては下記の諸点を基本とする。

〈防災ビジョン〉

～ 安全で安心して暮らせるまちへ ～

1 基本方針

(1) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

住民の置かれた環境を知らせるため、本市の災害危険箇所の周知と啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

(2) 避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

地区公民館、小・中学校、公園、空地等の避難地の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難場所の検討並びに整備体制の充実を図る。

(3) 防災意識の向上と組織体制の整備

住民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促す。

(4) 避難行動要支援者対策

家庭や地域ぐるみによる避難行動要支援者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等、これらの防災体制の確立を図る。

(5) 活動体制の整備

災害の発生またはそのおそれのある時、職員の非常参集や情報収集・連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。

2 計画の構成

この計画は、本市で過去に発生した災害及び本市の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

山鹿市地域防災計画

一般災害対策編

第1章 総則

防災対策の基本方針、一般災害の想定、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。

第2章 災害予防計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に防止するための処置についての計画を定める。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生、または、拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

第4章 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本の方針、生活の確保、財政支援等についての計画を定める。

震災対策編

第1章 総則

防災対策の基本方針、地震災害の想定等を定める。

第2章 地震災害予防計画

風水害・その他の災害と異なる被害をもたらす地震災害に関する予防計画を定める。

第3章 地震災害応急対策計画

大規模災害発生時における応急的処置の対策についての計画を定める。

第4章 地震災害復旧計画

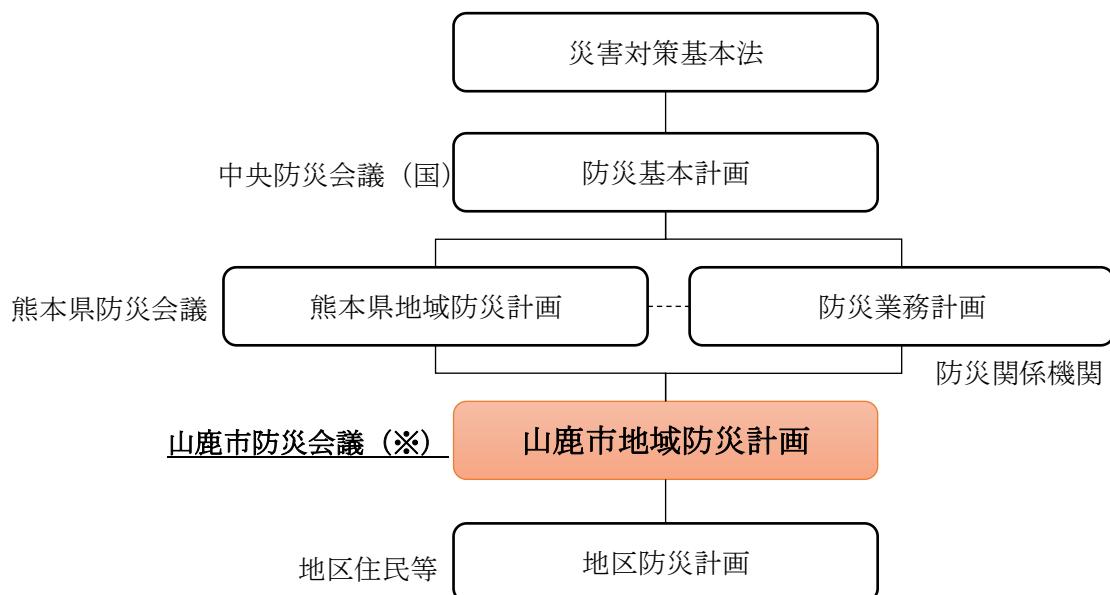
大規模災害発生時における復旧についての計画を定める。

3 他の計画との関係

この計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び県の「県防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「山鹿市水防計画」とも十分な調整を図る。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される地方自治法第 2 条に基づく市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。

【他計画との関係性】



4 計画の修正

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときは、これを修正する。

5 計画の周知徹底

この計画は、本市職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるとともに、災害応急対策に必要な職員への計画の習熟、訓練等を十分に行う。

この計画のうち、特に必要な事項は地域住民に周知を図り、住民の教育訓練を十分に行う。

6 計画の通知

この計画を策定終了した場合は、速やかに関係地方公共団体、関係行政機関、並びに近隣市町に通知する。

第4節 山鹿市の概況

1 地勢

本市は熊本県の北部、熊本市の北約 26km に位置し、東西 21.5km、南北約 26.7 km、総面積 299.67 km²で、北は福岡県・大分県、東は菊池市、南は熊本市（旧植木町）や玉東町、西は和水町にそれぞれ境を接している。

本市の北部は、緑豊かな山林に覆われ、ここに源をなす岩野川、上内田川などの河川が菊池川に注ぎ、本市中央部を東から西へ貫流している。

また、本市の南部は、菊池川水系を中心とした平坦地で、田園地帯が広がり、その中心部に市街地をなし、幹線道路網が放射線状に発達している。本市を縦断する国道3号と東西に延びる国道325号、443号などの結節点となる市街地は、地域交通のアクセス拠点となっている。

気候は、比較的温暖であるが、周囲を取り囲む山地の影響で雨の多いところでもある。

なお、山鹿市の地理的条件を整理すると次のようになる。

- (1) 市の北部に山地を配し、南部の平坦な田園平野に市街地や住宅地がある。
- (2) 市を南北に一般国道3号が、東西に一般国道325号、443号が走っている。

2 社会条件

本市は、平成17年1月15日に、旧山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の1市4町が合併し、新たな「山鹿市」として誕生した。

交通網は、現在では道路交通が主であるが、かつては菊池川の水運が城北地方の交通、物資運搬の主流であった。

人口は、平成12年には59,491人であったが、平成17年では57,726人、平成22年では55,391人、平成27年では52,264人、さらに令和2年には49,025人と年々減少傾向にある。（国勢調査数値）、産業については、中山間部では栗や筍、平野部では肥沃な土壌を利用して稲作や花卉栽培、スイカやメロンなどの施設園芸が盛んであり、県内でも農林業が盛んな地域である。かつては水運を利用した物資の集積地であり、江戸時代の温泉宿場町に端を発する交通の要衝地であったことから、酒造業、金融業、質屋業、米穀業、卸問屋業などの商工業が栄えた歴史を持つが、現在では、山鹿温泉や平山温泉、菊鹿温泉を中心に温泉観光地として人気を集めている。

産業構造上は、他の自治体と同様、第一次及び第二次産業の比率が相対的に低下し、小売業やサービス業を中心とした第三次産業が増加しているが、大きな企業が少ないため、従業者数及び製造品出荷等については伸び悩んでいる。

なお、道路交通網の整備が進んだこともあり、熊本都市圏への人口流出が依然続いている。また、装飾古墳群を始め、江戸時代の伝統を受け継ぐ「八千代座」等歴史的な史跡や貴重な名所旧跡が数多く点在している。

3 土地利用状況

本市の土地利用は、山林 32.7%、田 14.3%、畑 12.4%、宅地 5.1%となっており、菊池川やその支流沿いの平坦な低地部では、稲作、園芸作物が盛んである。

また、市内では住宅開発が進んだことにより農用地が減少し、宅地が増加している。

4 自然条件

(1) 地形

本市の地形を概観すると、北部に筑肥山地を配し、市中央部の低地へ向けて順次、山麓地、丘陵地、台地と分類することができる。また、中央部には菊池川本流を幹とし、岩野川、吉田川、岩原川、千田川等の菊池川水系の谷底低地が枝状に開けている。各地形の代表的分類は以下のように整理できる。

- ア 市北部～北東部には筑肥山地の一部である三ツ尾山(EL 409m)、高取山(EL 328m)、西岳(EL 648m)及び震岳(EL 416.3m)を中心とした中～小起伏山地。
- イ 市東部には山麓地。
- ウ 市西部には100～200m前後の火山性及び小起伏丘陵地。
- エ 市中部～南部には、扇状地性低地（沖積低地）とローム台地（中位）。

アの中～小起伏山地は、開析の進んだ壯老年期の地形を呈し、低い鞍部を超えて容易に道路が発達している。ウの丘陵地及びエの台地は、洪積層とこれを覆う火山性堆積物（阿蘇火碎流堆積物）からなり、イとともに畑・みかん園・茶畠等に利用されている。エの扇状地性低地は、主要河川である菊池川左岸とその支流沿いに主に拡がる氾濫原で、古くより水田として利用してきた。菊鹿盆地の北西部を占めるこの沖積低地には、自然堤防が発達し、集落も河川の氾濫を避けるため自然堤防状に立地している。

(2) 水系

市内を流れる主要な河川は、全てが菊池川水系である。菊池川水系の主幹川である菊池川は、その源を熊本県阿蘇市深葉山（1041m）に発し、菊池市、山鹿市、玉名市等を貫流する流路延長71km、流域面積996km²に及ぶ熊本県最北端の一級河川である。豊富な水源であるとともに、洪水により甚大な被害をもたらしてきた。

(3) 地質

山鹿市に分布する地層は、概略以下のようにまとめられる。

| 時代 | | 地層 | | 層相 |
|-----|-----|-----------------|----------|---------------------|
| 新生代 | 第四期 | 沖積世 | 沖積層堆積物 | 砂・礫・粘土 |
| | | 洪積世 | 阿蘇火碎流堆積物 | 溶結凝灰岩 |
| 中生代 | 白亜紀 | 花崗岩類 | | 花崗閃綠岩 |
| 古生代 | | ハンレイ岩類 三郡變成岩 | | 変ハンレイ岩 黒色片岩・緑色片岩 |

ア 三郡變成岩（筑後變成岩）

本市域の北西部の市界域から北東部にかけて分布する。黒色片岩及び緑色片岩からなり比較的安定した岩盤である。

イ ハンレイ岩類

本市域の北部から東部の市界域近辺にかけて分布し、震岳頂上部・西岳・彦岳・高取山・等の標高300～600mの丘陵部を形成する。また、近年では道路・土木用材（バラス）として利用されている。

ウ 花崗岩類

本市域の南西部にわずかに分布し、花崗閃綠岩からなる。中～大起伏山地の花崗岩類は地下浅部より硬質な岩盤が分布することが多いが、丘陵地や山麓部の花崗岩類は風化が進んでいる。

エ 阿蘇火碎流堆積物 (Aso-4 火碎流)

菊池川及びその支流に添って分布し、70～80m の洪積台地を形成している。主に溶結凝灰岩であり、湯山、坂田では花崗岩類と阿蘇火碎流堆積物との接触部を見ることができる。

オ 沖積層堆積物

菊池川とその支流の両岸、いわゆる菊鹿盆地の低地堆積物で、主として砂・礫・粘土から成る。菊池川水系の氾濫によって形成されたものであり、水田等に利用されている。

カ リニアメント

リニアメントとは地表面上に表れる線構造のことであり、地盤に生じた断層や褶曲軸あるいは地層境界線等、何らかの地質的境界線(弱線)を示していることが多い。これらの線構造は、地盤の脆弱化、劣化等が差別的に行われる事により形成されるが、主として谷や沢の直線的な連続性、遷急点(地形変換点)や鞍部地形等の連続性から判読する事が出来る。

山鹿市のリニアメントとしては、北一南～北西一南東方向のものが最も卓越し、その他北東一南西方向のものも多くみられる。リニアメント沿いあるいはリニアメントの集中した地域は、岩盤が脆弱化している可能性が強いので、崩壊や土石流に対して注意が必要である。

(4) 気象

本市は、日本の南西部、温暖なモンスーン気候帯に属し、年平均気温は約 15°C と温暖な地域である。2011 年から過去 10 年間で月平均気温は、1・2 月が 4°C 前後と最も低く、最も高くなる夏の 7・8 月には 26°C 前後である。

降水量は、年間平均 2,362mm と過去 10 年前に比較すると増加傾向にある。月間降水量は、特に、6・7 月の梅雨期が最も多くなっている。これらの時期には、集中豪雨等により崖崩れや河川氾濫・溢水等の災害が多発している。

風量は、その年に発生した台風に影響されるが、年平均風速はおよそ 1.0m/s 程度である。風向は、冬季は北北西の風が最も多く、春から夏季にかけて南の風が多い。

第5節 一般災害の想定

本市に発生する災害で人命や家屋等の財産、農林産物や農林業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等の風水害と、火災あるいは本市を通る交通網での交通事故等の予知できない災害とに大別できる。本市では、過去に一級河川菊池川及び菊池川水系の河川で水害が多発している。

したがって、本市における災害の想定は、地形・地質状況や、過去の災害事例等を考慮し、次の災害を想定する。

1 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本市における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や渓流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地での法面崩壊、山腹崩壊等がある。

(1) 水害

熊本県及び国土交通省において指定され、堤内背後地への被害が予想される河川及びため池等、水防上重要となる危険箇所を想定する。

(2) 洪水氾濫

菊池川水系菊池川の洪水予報区間における菊池川が氾濫した場合「平成2年7月洪水(2日間総雨量 410mm)」による浸水想定区域を想定する。(国土交通省菊池川河川事務所による)

2 土砂災害

〈土石流災害及び崩壊土砂流出災害〉

多数の土砂災害危険箇所が分布し、これら危険箇所における土石流危険渓流及び崩壊土砂流出による住宅や道路等への被害を想定する。

〈急傾斜地崩壊〉

砂・礫・泥質土等の弱い土質に表面を覆われるなど地形条件で制約される上に、住宅等を建設した場合には、その周辺に急傾斜地を伴う場合が多い。急斜面は全体的に崩壊の危険性をはらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区等の斜面崩壊による住宅や道路等への被害を想定する。

〈地すべり崩壊災害〉

地すべりは、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もある。これら地すべり危険箇所における地すべり崩壊による住宅、道路等への被害を想定する。

3 火災

木造住宅の密集地や消防自動車進入困難地域での火災や、同時多発の出火等の大規模火災を想定する。

第6節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものか間接的なものかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

1 実施責任

(1) 市

市は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに市区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

(2) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公的な団体及び防災上重要な施設の管理者

公的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時は災害応急措置を実施する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市内公的なその他防災上重要な管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

(1) 市

(災害予防)

- ・防災会議に係る事務に関すること
- ・災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ・防災施設の整備に関すること
- ・防災に係る教育、訓練に関すること
- ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること

- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること
- ・給水体制の整備に関すること
- ・管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
- ・災害危険区域の把握に関すること
- ・各種災害予防事業の推進に関すること
- ・防災知識の普及に関すること
- ・消防団の体制、整備強化に関すること
- ・要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成

(災害応急対策)

- ・水防・消防等応急対策に関すること
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- ・避難の指示及び避難者の指導並びに避難所の開設に関すること
- ・災害時における教育、保健衛生に関すること
- ・災害広報に関すること
- ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- ・復旧資機材の確保に関すること
- ・災害対策要員の確保・動員に関すること
- ・災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること

(災害復旧・復興)

- ・公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧に関すること
- ・被災農林業、被災中小企業等に関すること
- ・被災者自立支援に関すること

(2) 県

- ・熊本県防災会議に関する事務
- ・防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策
- ・災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
- ・南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び届出の受理
- ・水防その他の応急処置
- ・被災者に対する救助及び救護措置
- ・災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策
- ・その他県の所掌事務についての防災対策
- ・市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

(3) 警察（山鹿警察署）

- ・災害警備計画に関すること
- ・通信確保に関すること
- ・関係機関との連絡協調に関すること
- ・災害装備資機材の整備に関すること
- ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ・防災知識の普及に関すること
- ・災害情報の収集及び伝達に関すること

- ・被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- ・行方不明者の調査に関すること
- ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示誘導に関すること
- ・不法事案等の予防及び取締りに関すること
- ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- ・避難路及び救急交通路の確保に関すること
- ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- ・広報活動に関すること
- ・死体の見分・検視に関すること

(4) 消防本部、消防署（山鹿市消防本部、山鹿消防署）、消防団

- ・消防施設・消防体制に関すること
- ・救助及び救援体制に関すること
- ・危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること
- ・消防知識の啓発に関すること
- ・火災発生時の消火活動に関すること
- ・水防活動の協力・援助に関すること
- ・被災者の救助・救援に関すること
- ・被害に関する通信連絡及び調査に関すること

(5) 指定地方行政機関

- ア 國土交通省 九州地方整備局(菊池川河川事務所)
 - ・直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること
 - ・直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること
 - ・直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること
 - ・その他防災に関し、地方整備局の所掌すべきこと
 - イ 九州森林管理局
 - ・国有林野等の森林治水事業等及び防災管理
 - ・災害応急用材の需給対策
 - ウ 九州総合通信局
 - ・非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理
 - ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること
 - エ 福岡管区気象台（熊本地方気象台）
 - ・台風や大雨に関する観測施設に整備
 - ・防災知識の普及に関すること
 - ・気象、地象（地震及び火山現象を除く）、水象等に関する警報・注意報及び情報並びに火山に関する情報の発表・伝達
 - ・災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料の提供
 - オ 九州労働局
 - ・工場及び事業所等における労働災害防止対策
- (6) **自衛隊**
- ・天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集

- ・伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）
- ・災害派遣による市が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ア 日本電信電話株式会社（熊本支店）
 - ・電気通信施設の防災対策
 - ・災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
- イ 日本銀行（熊本支店）
 - ・災害時における金融対策、すなわち預貯金、り災関係手形及び災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き替えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
- ウ 日本赤十字社（熊本県支部）
 - ・災害時における医療、助産及び死体処理の実施
 - ・災害援助等の奉仕者の連絡調整
 - ・義えん金品、救援物資の募集配分
- エ 日本放送協会及び放送報道関係（NHK熊本放送局、㈱熊本放送、㈱熊本日日新聞社、㈱テレビ熊本、㈱熊本県民テレビ、熊本朝日放送㈱）
 - ・気象予警報、災害情報等の災害広報対策
- オ 熊本県エルピーガス協会
 - ・ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
 - ・災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
- カ 九州電力送配電株式会社（玉名配電事業所）
 - ・電力施設の保全、保安対策
 - ・災害時における電力供給確保
- キ 郵便事業株式会社 山鹿支店
 - ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - ・被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ・被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - ・為替貯金及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること
 - ・簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること
 - ・被災者の救護を目的とする寄付金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること

(8) その他公共的団体、防災上重要施設の管理者等

- ア 山鹿都市ガス株式会社、JA鹿本ガスセンター
 - ・ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- イ 鹿本医師会
 - ・災害時における医療救護の活動に関すること
 - ・負傷者に対する医療活動に関すること

- ウ 鹿本農業協同組合、鹿本森林組合
 - ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
 - ・農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - ・被災農林漁業者に対する融資及びそのあつ旋
 - ・被災農林漁業者に対する生産資材の確保あつ旋
- エ 山鹿商工会議所、山鹿市商工会
 - ・災害時における物価安定についての協力
 - ・災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- オ 山鹿市建設業協会
 - ・土木建設工事に関する災害応急及び災害復旧対策についての協力
 - ・災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力
- カ 山鹿市建築協会
 - ・土木建築工事に関する災害応急及び災害復旧対策についての協力
 - ・災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力
- キ 山鹿市管工事業協同組合
 - ・上水道及び簡易水道関連施設の復旧についての協力に関するこ
- ク 山鹿市社会福祉協議会
 - ・災害時における住民支援、ボランティア支援及びボランティアの調整に関するこ
- ケ 公益社団法人熊本県トラック協会
 - ・大規模災害時における物資の緊急輸送等に関するこ
- コ 生活協同組合、各種社会福祉施設、司法保護等厚生社会事業団体、日赤防災ボランティア（あいの会）・行政協力員会・老人クラブ連合会・婦人会等文化教育事業団体、自治会等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの
 - ・市の行う防災活動に対して、また、公共的業務に対しての協力に関するこ

3 災害に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

第7節 市防災会議

1 基本方針

市防災会議は、基本法第16条の規定に基づき市長を会長として設置し、山鹿市防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

2 市防災会議の概要

市防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

(1) 会長： 山鹿市長

(2) 委員：

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ 県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防本部消防長及び消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(3) 委員の定数は、40人以内とする。

3 所掌事務

(1) 市防災計画等の作成及びその実施の推進

(2) 災害情報の収集

(3) 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2章 災害予防計画

第1節 治水治山予防計画

本市においては、道路の舗装や宅地化の進行により、降雨はほとんど一時に集中して河川に流出し、下流の思わぬ箇所で浸水、溢水を招くことが予想される。したがって、今後とも被害状況の把握と災害記録の蓄積を図り、被害の軽減と警戒避難体制の確立に努めるとともに、主要河川及び小河川の浚渫^{しゅんせつ}や護岸改修、水路、公共下水道の整備等により水害発生の防止に努める。

また、農業用ため池については、決壊による災害を未然に防止するため、ため池の老朽化の有無等の点検と点検結果に基づく老朽ため池の改修などの整備を推進する。

さらに、治山対策については、治山事業は森林法、治山治水緊急措置法、地すべり等防止法などに基づいて森林を造成、維持することにより、山地災害発生の未然防止や再災害の防止を図り、住民の生命財産等の保全を期す。

1 河川対策

- (1) 主要河川の改修については、国及び県事業として災害頻度の高いものから治水事業 5ヶ年計画に則って重点的に改修事業が実施されており、市はこの早期完成に協力するとともに、改修未計画区間も含めた積極的な推進を関係機関に要請する。
- (2) 宅地開発等の進行に伴う雨水流出量の増加を考慮した、主要河川及び小河川の浚渫や護岸改修水路、公共下水道の整備等の改修計画の見直しの必要性等について検討する。
- (3) 護岸や橋脚の塵芥排除及び補修、橋台・石積の洗掘箇所の補強等、河川管理の充実を積極的に促進する。
- (4) 開発による降雨時の河川出水量の増大、また、河川周辺の宅地などの増加により、洪水による被害が増大するおそれがあるため、管内中小河川の河積の拡大、流路整正、堤防護岸の修築を行い洪水による被害を軽減するよう努める。
- (5) 河川の清掃や河川浄化に対する全市的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した対策等を推進する。
- (6) 異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は危険区域について、河川及び堤防等の巡回を行うものとし、また、監視のための水防団員（消防団員）を配置する。
- (7) 菊池川については、国土交通省菊池川河川事務所が行う対策等に協力し、市内の他河川についても、水質汚染の防止に努める。
- (8) 水防法第 14 条に基づく浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。
 - ア 洪水予報等の伝達方法
 - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他、地域の社会経済活動に重

大な影響が生じる施設として、市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水に防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

2 ため池対策

- (1) 老朽ため池の状況把握を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検に努める。
- (2) 点検結果に基づき、必要な場合は詳細調査を実施し、堤体の補強・漏水防止・余水吐きや樋管整備等の改修計画を行う。
- (3) 出水時期前には、ため池等の点検パトロールの実施に努める。
- (4) 地元管理者は、あらかじめ監視員、連絡員を定めて異常気象に注意するとともに、水位変動を監視する。状況によってはため池の管理者と協議し、必要な措置をとる。
- (5) 平成25年度から実施したため池耐震点検及び一斉点検の結果、堤体が破堤した場合、下流域に甚大な被害をおよぼす恐れがある箇所について、ハザードマップを作成する。
- (6) 地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。また、利用されていないため池については廃止の検討を行うものとする。

3 治山対策

市は、関係営林署（国有林）と県に連絡を密にし、森林の質的向上を図るために防災施設を整備しながら改植、補植、下刈り及び施肥等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の水資源かん養機能と土砂の流出及び土砂の崩壊防止等の維持増進に努める。

第2節 土砂災害防止計画

本市には、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険箇所が存在する。これらの危険箇所では、土砂災害を引き起こし、民家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」に対する防止対策の推進を関係機関に積極的に要請する。

また、住民等に対しては、山地災害危険箇所の周知と啓発を図るとともに、連携して山地災害危険箇所等の定期点検を実施するものとし、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に提供できるようにする。

併せて、地区公民館、小・中学校、公園空地等の避難地の確保と、管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実を図る。

1 急傾斜地・地すべり崩壊防止事業

(1) 未指定箇所等危険箇所の実態調査及び県指定の促進

- ア 斜面崩壊や地すべり発生の危険のある斜面等の実態調査を行って現況課題を把握し、今後の対策等について検討する。
- イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。

(2) 排水対策、崖面・地すべり面対策等の実施

必要に応じ以下のような排水や崖面・地すべり面の災害防止対策に努める。

- ア 地表水が崖面・地すべり面へ流入しないよう排水溝を設置し、又は既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等の排水対策。
- イ 崖地や台地端部の大きな樹木の切断。
- ウ 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮き石等の不安定な箇所について、ビニールシート及びモルタルでの整備補強。
- エ 二次災害防止のためシート、鉄筋棒等の入手、確保体制や緊急な場合の応急対策計画の検討。

(3) 点検パトロールの実施

市は、警察署等と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期又豪雨が予想されるときは隨時防災パトロールの実施に努めるとともに、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等について必要な情報を把握しておく。

点検パトロールの実施には、災害を未然に防止するため適切な対策を講じる。

(4) 防災情報の周知及び情報の伝達体制の確立

住民が安全な避難を行えるよう、地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所を掲載し、管内図にその位置を掲載する等、関係住民に周知するとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

(5) 避難路・避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

ア 土砂災害に対応する避難場所の指定と整備を行う。具体的には、公民館、小・中学校、公園・空地等の避難地の確保と、管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地

の検討並びに整備体制の充実を図る。

イ 避難路・避難場所の整備等を図る

(6) 自主防災組織の育成【第2章第20節】

(7) 住宅移転事業

がけ地の崩壊、土石流、地すべり、豪雨・洪水による出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の移転を検討し、災害予防に努める。

2 土石流災害防止対策

(1) 危険渓流の実態調査及び県指定の促進

ア 指定渓流及び未指定渓流について、保全対象の有無、多少にかかわらず、調査及び点検パトロールの実施から現状把握に努める。

イ 危険性の高い未指定渓流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 治山事業の推進【第2章第1節】

(3) 砂防事業の推進

ア 市は、県治水事業5箇年計画に基づき、砂防事業が円滑に進むよう協力とともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ 土石流危険渓流の砂防指定地への編入促進を要請する。

ウ 土石流危険渓流周辺における警戒・避難体制の整備を図るよう要請する。

(4) 災害予防対策の実施

ア 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施行に協力し、災害予防に努める。

イ 既設工作物の点検や亀裂や洗堀部に対する補修に協力し、災害の予防に努める。

(5) 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係住民に対し、日ごろから下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

ア 土石流災害の特性

イ 警戒避難すべき土石流の前兆現象

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合

(イ) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまぎり始めた場合

(ウ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(エ) 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

ウ 災害時の心得

(ア) 予防・警報等の聴取方法

(イ) 避難の時期、方法、場所

(ウ) 飲料水、非常食糧の準備

(6) 情報収集及び伝達体制の整備

市は、日頃から過去の災害事例や県の調査成果等を基に、どの程度の雨量があれば土

石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

ア 情報の伝達

イ 市及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。

ウ 市及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその可動に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。

エ 市は、関係住民に対する予防・警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮する。

(7) 避難路・避難場所の指定、誘導と収容体制の整備【第2章第15節】

(8) 自主防災組織の育成【第2章第20節】

(9) 住宅移転事業内容

がけ地の崩壊、土石流、地すべり、豪雨・洪水による出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の移転を検討し、災害予防に努める。

(10) 土砂災害防止対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）」が平成13年4月に施行され、同法においては、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの3現象）から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととする。

また、土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び身体を守るため、危険な区域から安全な区域への移転促進を図る。

基礎調査の実施（県）

土砂災害により被害を受けるおそれがある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査を実施する。

基礎調査結果の住民への説明（県）

土砂災害警戒区域等の指定（県）

基礎調査に基づき、市から意見聴取のうえ、土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域」さらに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

警戒避難体制の整備（山鹿市）

警戒区域等の情報伝達及び警戒避難体制の整備を行い、住民へ周知する。

3 山地災害防止対策

(1) 危険地区の実態把握

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに必要に応じ山地災害を防止するため、関係機関と協力して適切な対策を講じる。

(2) 治山事業の推進

- ア 県が行う山地災害危険地区調査において、危険地区と判断された箇所については、
第7次治山5箇年計画に基づき、山脚固定のための谷止工、渓床勾配安定のための堰
堤工事等を要請し、災害に強い森林の造成、山地崩壊の未然防止に努める。また、市
はその実施に際して、地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。
- イ 保安林整備の充実を関係機関に要請するとともに、地域住民の協力を得てこれの拡
大に努める。
- ウ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事
業を推進する。
- エ 造林事業により崩壊、土砂流出等の防止に努める。

第3節 火災予防計画

本市の市街地には家屋が密集し消防活動に支障をきたすような地区も残っている。

また、生活変化から建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した消防設備が必要不可欠な状況である。これら社会変化に対応した消防活動と効果的な火災予防が行えるよう、以下の方針の基に火災予防施策を推進する。

- 消防力・消防設備の整備強化
- 火災危険区域等における防火対策の強化
- 防火管理体制の強化
- 予防・査察制度の活用

1 消防力・消防設備の整備強化対策

(1) 消防団の強化

- ア 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。
- イ 日頃からの消防資機材の点検・整備、水利の点検を行うとともに、消防本部と協力し、団員の統率を図るための幹部訓練や、可搬ポンプ等を用いた送水訓練を実施し、消防団員の知識と技能の向上に努める。
- ウ 消防団を魅力あるものとし団員の確保を図るため、地域住民への消防団活動の周知や消防団員の福利厚生等、処遇改善を図る。
- エ 消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、市防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に地域の自主防災組織の牽引車的存在である消防団員や消防団OBは、その立場を活かした防災訓練を計画する。

(2) 消防資機材の整備強化

- ア 年次計画等に基づき、消防資機材の整備・更新を行う。
- イ 多様化する火災形態に対応するため地域の実情に応じて、化学消防自動車、小型ポンプ等の整備を推進する。
- ウ 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。
- エ 消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、資機材の定期的な整備・点検を行い、常にその性能の維持向上を図り、即応体制の確立に期するものとする。

(3) 消防水利施設の整備

- ア 消防水利は人工水利（消火栓・防火水槽・プール）と自然水利（河川・池）とに分けられる。市街化の進行に伴い、自然水利が得にくい地域等、消防水利が不足する地域の水利の確保に努める。
- イ 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に国の所要基準に達するよう、消防水利施設を年次計画により整備していく。
 - (ア) 消火栓については、水道管埋設時に必要に応じて設置する。
 - (イ) 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園・空地等）を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
 - (ウ) 今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、防

火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

- (エ) 消防水利の不足、道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。
- (オ) 避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

(4) 火災予防活動の強化

- ア 消防法を基本とした予防行政の充実・強化を図る。
- イ 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練・避難訓練を通して、住民の防火意識の高揚を図る。
- ウ 日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた女性防火クラブ・少年防火クラブ等の民間消防組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図る。
- エ 文化財施設における防火体制を強化するため、今後も自衛消防組織の編成を推進するとともに、文化財保護思想の向上のため住民への啓発等を行う。
- オ 市は、災害時における消防活動の万全を期すため、消防に関し協定を結び相互に応援するように努める。
- カ 防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及促進を図る。特に高齢者等居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。
- キ 車両火災は、運転者の認識不足や突発的な事故等により起因するもので、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について検討しておく。
- ク 消防機関は、以下のことについて、火災予防運動を推進するものとする。
 - (ア) 春秋火災予防運動の普及啓発
 - (イ) 報道機関による防火思想の普及
 - (ウ) 講習会、講演会等による一般啓発

2 火災危険区域等の防火対策

- (1) 市街地、密集地のうち、特に火災危険の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を市が設定し、防災対策を樹立するよう検討する。
- (2) 各地区に適合した消防水利施設の整備を図る。
- (3) 延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の再整備について検討する。又、建築物の不燃化を促進する。
- (4) 建物や道路の現況課題を把握し総合的・系統的な火災危険区域や延焼危険区域等の見直し設定を行い、それに対応した防災対策を検討する。
- (5) 消防車の進入が困難な地区においては、初期消火が特に重要となるので自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- (6) 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。
- (7) 文化財防火設備を充実するとともに、自衛消防組織の編成を今後も推進する。

3 防火管理体制の強化対策

- (1) 防火対象物及び消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。
- ア 防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また、現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図るよう指導する。
 - イ 防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分な指導を行う。
 - ウ 防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
 - エ 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際の指導を行う。
 - オ 消防設備士の資質の向上
消防設備士に対し消防用設備等に関する技術の進歩に対応し、資質の向上を図るために消防設備士講習を実施する。
- (2) 消防同意制度の効果的な運用を図る。

4 予防指導・査察計画

各消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づき消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていくよう強力に推進する。

- (1) 定期予防査察
公共建物、工場、その他公衆の出入する場所は、年1回以上必要に応じて予防査察を行う。
- (2) 危険物予防査察
危険物施設の立入検査を適宜実施し、強力な行政指導を行う。
- (3) 特別予防査察
火災予防上特に必要が生じた場合、適宜特別予防査察を行うものとする。
- (4) 防火診断
一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行うものとする。
- (5) 火災警報発令中の予防査察
火氣使用施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

第4節 都市防災計画

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。したがって本市では、以下の施策により「災害に強いまちづくり」として都市防災を推進する。

- 用途地域指定事業による防災
- 土地区画整理事業（沿道区画整理型街路事業）による防災
- 公園・緑地整備による防災
- 街路整備計画や建築物不燃化等による防災

土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。

また、本市の都市計画の基本方針を定めるため、都市計画マスタープランにより、計画的、効率的な都市計画事業を推進する。

1 用途地域指定計画

- (1) 建築協定、住民協定の推進を図り、居住環境の悪化防止及び生活環境の改善に努める。
- (2) 既存市街地においては、用途指定に即した誘導と規制を行い、特に市東部地区の新市街地については、発展の動向に注視し、必要に応じて都市計画法を積極的に運用すること
- (3) とにより計画的な市街地の形成に努める。

2 市街地再整備事業計画

本市は、「市街地の再整備」という切り口で、各事業を展開しつつ、都市防災をはじめ、均衡あるまちづくりを目指す。

(1) 本市のまちづくりの将来像

都市計画マスタープランを策定し、土地利用計画や都市施設配置整備計画、交通計画、バリアフリー計画、歴史・文化・観光・商業の継承発展に向けた支援方針などを盛り込み、都市計画面から将来の都市像を明らかにしていく。

特に、コンパクトシティーの考え方を基本に、地域特性や資源を活かしながら、少子高齢化への対応と地域間競争に勝ち抜くための魅力ある都市づくりを目指す。

(2) 住民との合意形成

都市計画マスタープラン等の策定により市街地の将来像を明らかにしたうえで、地元関係者との合意形成を図りながら、計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地を形成していく。

(3) 老朽市営住宅の建替候補地の確保

中心市街地での居住環境の高さに注目し、老朽化した市営住宅の配置転換を含めた建

て替えなどの有力な候補地を検討する。

(4) 道路空間の機能向上

道路は、安全な道づくりを積極的に進め、歩車共存の道路を目指して、改良舗装、電線類の地中化、歩道の拡幅、必要な防火帯の確保、配置計画など、道路・歩道空間の機能向上に努める。

(5) 都市防災の機能向上

市街地は、湯の町、商人の町としての面影や雰囲気が残り、住環境そのものが旧来の街並みを今に伝えているが、生活道路は、複雑な小路【しゅうじ】が走り、起伏が多い。また、間口が狭く、奥行きが長い家屋が多く、中高層耐火構造建築物等の新旧が混在した居住域を形成している。これら街並みを保全するとともに建築物等の更新時には不燃化の促進や空地等の整備、安全な避難路の確保など、都市防災の機能向上を推進する。

3 公園・緑地整備計画

- (1) 規模や立地場所を勘案した、中核的な公園、施設等の整備を検討し、住民の憩いの場、自然と触れ合うことのできるオープンスペースの確保等を推進する。さらに、避難収容に必要な1人当たりの面積を確保できるように努め、特に公園等が無い行政区については公園・緑地の整備を検討する。
- (2) 自然環境の保全を進める対策の検討を行う。
- (3) 広報誌やパンフレットにより、自然環境保護や緑化推進について住民意識の高揚を促進する。
- (4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。
- (5) 歴史的環境や文化的財産等を保全しつつ、防災面の整備を図っていくためには、防災帶ともなる「まちかど広場」等のオープンスペースを地区内に点在させていく。
- (6) 大規模な公園は、避難場所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点とする等のコミュニティ単位の公園の整備に努める。

4 街路整備計画や建築物不燃化等による防災対策

- (1) 家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、街路事業等による緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、消防活動困難地域の解消に向けて、道路拡幅等を促進する。
- (2) 効果的な土地利用を促進するため、地域地区指定を再検討する。
- (3) 市街地の不燃化方策として、延焼のおそれのある部分については、建築基準法第22条指定地区の拡大等の防災対策を検討する。
- (4) 都市計画道路の早期整備により、緊急時に応える都市基盤整備の充実を図っていく。
- (5) 避難時の安全性の確保と延焼遮断となる樹木の特性を利用し、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断となる緑化を検討する。

第5節 建築物及び文化財等災害予防計画

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っており、防災関係法令等に基づき火災はもとより建築物の防災対策を促進する。

また、避難所整備の有効な施策として、公共施設等を防災の観点から整備する。

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災の被災状況等に鑑み、住民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、回収を促進し、一般住民を対象として建築物に関する防災知識の高揚と防災関係法令等の周知徹底を図る。

一方、文化財については、貴重な財産として後世に残していくためには、平素から火災等の災害を防止する体制を整備する。

1 一般建築物災害予防対策

(1) 防災対策の推進

ア 建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて法律の的確な運用に向けて住民への周知に努める。

イ 住宅火災による高齢者の死亡率が一般に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えることが予想されるため、住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図るとともに、高齢者や障害者向け住宅の防火対策の推進に努める。

(2) 建築物等に対する指導

老朽建築物について構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険であるまたは衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置の助言又は指導を行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接移転、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(3) 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(4) 既存建築物の防災対策

ブロック塀等の倒壊、煙突の折損等の防止、また、建築物の外壁や広告塔の落下による人的被害を未然に防止するため、実態把握、施工技術の啓蒙、住民への啓発、既存塀の補強、改修要請等を行うとともに、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

(5) 住民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期（春・秋）及び台風期、梅雨期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

(6) 狹小道路の改修、防災

市街地の住宅密集地における環境整備として、本市の伝統的街並みを生かしながら、

都市計画事業等により、狭小道路の改修、防災の充実を図り住みよいまちづくりを目指す。

2 公共施設災害予防対策

(1) 防災中枢機能の整備

災害時に災害対策活動の拠点となる施設は、災害応急対策上の重要性、地域性等を考慮し、防災中枢としての機能となる構造、通信、避難収容等に必要な整備の充実を検討する。

(2) 既存建築物の防災機能の向上

ア 庁舎等

既存の木造建物の不燃堅ろう化に努める。

イ 公営住宅

老朽化した住宅について、防災、土地の高度利用及び生活環境改善のため、施策の基本方針に基づき、建替事業並びに既存施設の長寿命化に努める。

(3) 予防対策の実施

ア 建築基準法の規制に基づき、建物の火災・風水害対策のチェック及び検討を行う。

イ 消防法等により整備を必要とする防火対象物等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

ウ 職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防火管理体制、さらに関係機関との連絡体制の整備に努める。

(4) 避難所となる公共施設の建築

庁舎、公民館等多人数を収容し得る公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るよう整備を推進する。

(5) 夜間の防火安全対策

各施設単位で、夜間における防火管理体制及び避難誘導措置の整備充実に努める。

(6) 建築物防災診断の実施

必要に応じ、その他の協力団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

3 教育施設災害予防対策

(1) 教育施設の防災性診断を実施し、老朽施設等の防災性の低い建物から順次、防災構造建物への改修を目指すとともに、避難施設としての機能・設備の充実を図る。

(2) 新設又は全面移転改築に伴う建物敷地の選定にあたっては、水害等による不等沈下、陥没、浸水等の被害防止のため慎重な地盤調査を実施する。

(3) 地域のコミュニティ単位となる通学区域や行政区域等で避難訓練や情報伝達等の防災活動を通じて、防災意識の向上に努める。

4 文化財災害予防対策

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。また、国・県の指定する文化財についても、必要に応じて施設整備の要請を行う。

(1) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等の実施に努める。

(2) 文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

(3) 文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

ア 防災管理体制の確立

- (ア) 災害予防及び災害発生時の責任・役割分担の明確化
 - (イ) 自主防災組織の編成
 - (ウ) 防火管理体制の整備
 - (エ) 環境の整備
 - (オ) 火気の使用制限
 - (カ) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - (キ) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - (ク) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

イ 避難体制の確立

- (ア) 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等の作成）
 - (イ) 拝観者等の避難誘導計画の作成
 - (ウ) 避難訓練の実施

ウ 防災施設・設備の整備

- (ア) 消火設備
 - イ) 消火器及び簡易消火器具
 - ロ) 屋内消火栓設備
 - ハ) 屋外消火栓設備
 - ニ) 放水銃
 - ホ) スプリンクラー設備
 - ヘ) ドレンチャー設備
 - ト) 動力消防ポンプ設備
- (イ) 警報設備
 - イ) 自動火災報知設備
 - ロ) 漏電火災警報設備
 - ハ) 消防機関へ通報する設備
 - ニ) 非常警報器具または非常警報設備
- (ウ) その他の設備
 - イ) 避雷装置
 - ロ) 消防用水
 - ハ) 消防進入道路
 - ニ) 防火塀、防火帯
 - ホ) 防火壁、防火戸

エ 防火施設等の整備の推進

- オ 倒壊防止対策及び落下物等による破損防止対策の推進
- カ 古墳、遺跡等の点検整備

第6節 高層建築物災害予防計画

高層建築物所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という）、建築行政機関、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。

1 高層建築物災害予防対策

(1) 市は、消防機関、警察等と連携して高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

(2) 消防機関

ア 所有者等に対する指導の強化

次に掲げる事項について、重点的な指導を行う。

(ア) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

イ 消防計画の整備充実

ロ 自衛消防組織の整備充実

ハ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上

ニ 統括防火管理体制の確立

ホ 消防用設備等、火気仕様設備及び器具の点検整備

ヘ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

ト 収容人員の整理

チ 非常用進入口の確保

リ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底

ヌ その他防災上必要な事項

(イ) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

(ウ) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。あわせて、非常時から利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導体制に万全を期する。

イ 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、またはその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

ウ ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

エ 消防施設の整備、充実

高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づ

き次の消防施設の整備、充実に努める。

- (ア) はしご車又は屈折はしご車
 - (イ) 照明電源車
 - (ウ) 救急車、排煙車、サルベージ車等の救助工作車
 - (エ) 救助用資機材
- (3) 警察

高層建築物等の災害の特殊性に鑑み、消防機関と緊密な連携を図り、災害防止の観点から所有者等に対し指導助言を行う。

- (4) 山鹿都市ガス株式会社

高層建築物には、次の安全対策を実施する。

- ア 緊急時に操作が容易な位置に、ガス遮断装置を設置する。
- イ ガスマーティーは、異常時自動遮断機能を有するマイコンメーターを取り付ける。
- ウ ガス栓は、ヒューズコック又はねじコックを使用する。
- エ 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、又は強化ガスホースでガス栓と接続する。

第7節 一般通信施設災害予防計画

通信事業者は、電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

1 NTT西日本熊本支店災害予防対策

災害発生時においてはNTT西日本熊本支店災害等対策細則により、NTT西日本熊本支店に災害対策本部及び情報連絡室を設置し、NTT西日本グループ会社等で設備復旧にあたる。

また、通信施設に関しては、災害時において通信が確保出来る設備の対策と同時に、被災地及び全国から殺到する安否確認の通信への対処も要求される。

このため、以下のような予防対策を実施する。

(1) 施設の耐震・耐水性確保

交換所等の通信施設は、そのほとんどが耐震・浸水設計されているが、過去の災害事例を考慮し更に各施設の耐震・耐水の強化を図る。

(2) 通信設備の対策

通信設備（電柱、通信ケーブル等）は、災害において、倒壊・切断等の被害や火災による延焼被害をうけやすい。従って防災対策上からも通信ケーブルの地中化や2ルート化を促進し、無線を活用したバックアップ対策の推進等を図る。

(3) 通信回線系統の対策

通信回線系統の二重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって、迂回通信が確保できるよう対策を実施する。

(4) 災害時優先電話の登録

災害発生時には多数の電話が一時的に殺到するため、回線の輻輳を防ぐため規制が行

われる。そこで、防災機関等が災害発生時に使用する電話については、災害時の規制が行われない災害時優先電話とする。

(5) 災害対策用機器及び車両の配備

電話回線が不通になった場合でも、通信を確保するための手段として、下記の機器を配備している。

- ア 移動電源車：通信ビルや無線基地局へ電力を供給する。
- イ 衛星通信装置（車両搭載型、可搬型）：避難所等へ特設公衆電話を開設する。
- ウ 可搬型無線装置：通信ビル間の中継伝送路の応急復旧するため対向で設置使用する。
- エ 衛星携帯搭載車：避難所、孤立した重要施設等へ応急的な通信を確保する。
- オ 移動基地局車：基地局被災により携帯電話が使用できないエリアに、衛星回線を利用しカバーする。

(6) 緊急用資材、人員の確保

災害時に備え災害対策機器等の緊急用資機材を確保しておくほか、復旧要員についても迅速に被災地へ派遣できる体制を整えておく。

(7) 防災教育、防災訓練の実施

社内の防災訓練等を実施し、災害発生時に関係社員が迅速かつ適切に復旧業務を遂行するよう、防災に関する教育を実施する。

自治体の防災会議、或いは防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、平常時より連絡・連携体制を確立しておく。

(8) 広報活動の実施

- ア 被災地において安否確認に有効な「災害用伝言ダイヤル 171」の利用啓発、「災害用伝言板 web171」登録の普及促進に努める。
- イ 自治体が保有・管理する「屋内避難所」への特設公衆電話の事前設置促進に図る。

第8節 電気施設、ガス施設災害予防計画

電気、ガスは、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

1 電気施設災害予防対策

九州電力株式会社は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去に努める。

(1) 防災体制

本店、本店直轄機関及び関係機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定める。

(2) 電力設備の災害予防措置に関する事項

電力設備の建設にあたっては、「電気設備の技術基準」及び関係諸規程によるほか、社内の風水害対策等に基づき、計画的に設備の強化を図る。

(3) 電気工作物の巡視、点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に巡視、点検を行い、不良箇所の早期発見と改修に努める。

(4) 防災訓練

非常災害を想定した情報連絡、復旧訓練を全社的に実施する。また、市が実施する防災訓練に参加する。

2 ガス施設災害予防対策

ガス施設において、災害発生の未然防止は勿論のこと発生時の被害を最小限にするため、ガスの製造、供給に係る設備面、体制面及び運用面について、以下のような総合的な災害防止対策を市は要請する。

(1) 防災体制

本社において、保安規程に基づき定められた「災害に関する保安規程」、「災害対策実施要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策

ア 製造所設備

(ア) 設備の設置及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備及びガスホルダー等は防火設備、保安電力設備等の整備を推進する。また、製造設備等については、必要に応じて設備の補強を行い、各施設の緊急遮断設備等防災設備の整備、強化の充実を図る。

なお、台風、火災、地盤沈下等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した設備維持管理基準に基づき維持管理を行う。

(イ) 防火管理

本社及び工場では、保安規程に基づきガス主任技術者を選任して次の予防点検を実施する。

- イ 毎年、危険物設備関係及びガス製造設備関係防火対象物並びに消火設備につき調査し、リスト及び配置図を作成する。
- ロ 建物・建築物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、作業以外の火気等の事項について、予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

導管及び付属設備（整圧器、バルブ、水取器）については「保安規程」等の規程に定められた方法で設置し、定期的に巡視、点検、検査の維持管理を実施する。

ウ 地下室等の設備

ガス事業法により規定されている特定地下室等における緊急ガス遮断装置の設置、ガス漏れ警報設備の設置、及びガス燃焼器とガス栓との適正なる接続については、法定点検時にガス設備安全点検を行う。また、ガス事業者との連絡窓口となる連絡担当者の選任を依頼し、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

(3) その他の対策

ア 情報通信手段の確保

万一の通信不能に備え、以下の情報通信手段を確保する。

- (ア) 工場、供給所、事業所との通信を確保するため、移動無線機を配置する。

(1) 一般の加入電話不通時にも通話を確保するため、災害時優先電話を設置する。

イ 資機材の整備及び確保

緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう、緊急用資機材を保有し、その点検、整備を行う。

- また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線機等）について確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 教育訓練計画

ア 生産部門

(ア) 教育

工場では、火災原因、危険物、可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、法令の解説、作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

(イ) 訓練

工場では、次のような災害想定訓練を計画的に実施する。

なお、停電その他の緊急時における迅速、的確な措置をとれるよう緊急時措置訓練についても日常反復実施する。

イ) 現場訓練

作業員の分担を具体的に定め、反復実施する。

ロ) 総合訓練

国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。（消防機関との合同訓練を適宜実施する。）

ハ) 非常呼び出し名簿の整備

各製造所等の従業員を対象に非常呼び出し名簿を作成し、隨時訓練を実施するとともに、変更の場合はその都度実施する。

イ 営業・供給部門

(ア) 教育

従業員及び関係工事会社従業員に対し、ガス漏えい及び導管及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、保安意識の向上を図る。

(イ) 訓練

イ) 事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期すため、災害を想定し各事業所単位又は地方自治体と合同で訓練を実施する。

ロ) 非常招集訓練

各事業所の従業員を対象に、非常招集訓練を実施する。

(5) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需要家に対し、防災知識の普及を図る。

ア 需要家に対するガス安全使用のため P R

需要家に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項を P R するとともに、特に、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

イ 土木建設関係者に対する P R

土木建設関係者に対しては、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図る。

第9節 水道、下水道施設災害予防計画

水道施設の耐震性、耐久性を強化し、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を行うための必要な施策を実施する。

また、急激に進展する市街化に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排水が行えるよう、施設の整備増強に努める。

市が実施する公共下水道については、年次計画に基づき整備促進に努める。

さらに、以下の方針により、地下埋設物に係わる大規模な事故の発生を未然に防止及び二次災害の拡大を予防し、もって沿道住民及び歩行者の安全確保に努める。

- 地下工事時の災害予防対策を行いやすいよう、地下埋設物の現況課題を把握しておく。
- 地下埋設物の管理責任・体制を明確にしておく。
- 工事現場の安全管理体制・管理責任・連絡体制・緊急対策方法等を確立しておく。
- 巡回点検や安全教育、防災訓練等により防災意識の普及徹底を図る。

1 水道施設災害予防対策

給水先施設の重要度、給水人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

(1) 水道施設の整備については、施設の耐震化を推進する。

(2) 老朽管の更新・耐震性の高い管路への計画的布設替を行うとともに、市民医療センター等病床を有する病院・診療所（資料編P105）へ給水する管路については、優先的に進める。

(3) 管網のブロック化・配水管のループ化を進め災害時の被害を最小限にする。

(4) 地下埋設物管理体制の確立

ア 道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況課題把握及び台帳作成について検討する。

イ 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。

ウ 施設の耐震性及び供給体制等について施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を検討する。

エ 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

オ 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

(5) 安全管理体制の確立

工事着工に際しては、以下の項目についての安全管理計画を作成し、関係者の承諾を得るよう指導する。

ア 安全管理体制

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

- イ 現場責任者の指定
責任者を指定し、現場における工事の施工に関する指揮をとる。
 - ウ 非常事態における緊急措置方法
緊急時における対策方法、分担区分、連絡体制の確立及び動員計画の整備に努める。
- (6) 安全対策の実施
- ア 工事施工に係わる安全対策
工事施工に当たっては、道路法、道路交通法、消防法、その他官公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、また、関係当局においても安全対策を要請する。
 - イ 地下埋設物管理者との連携強化
地下埋設物については、各管理者と協定、又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努めるよう指導する。なお、工事に際しては試験掘等を行ってその位置を確認し、埋設物に接近した場所での作業は各管理者の立ち会いを求める等の措置を講じ安全の確保に努める。
 - ウ 他の施工工事との連絡協調体制の確立
道路管理者主催の道路占用者会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図るよう指導する。
 - エ 沿道住民への通報体制
緊急時においては、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。
 - オ 各種防災用具の着用、または備え付け場所の標示
消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより防火用具の着用、溶接等火気を使用する場合の消火器、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。
 - カ 工事現場の巡回・点検
工事現場は、巡回を行って保安設備等を点検し、不十分なものについては速やかに改善等の措置を行わせる。
 - キ 応急資機材の確保
必要な資機材は、現場近くに準備し緊急時に備える。
 - ク 防災訓練の実施
工事の進行に伴い予想される災害を想定し、関係機関と合同による防災訓練を適宜実施する。
- (7) 老朽管更新
老朽管の更新を行い、水道水の安定供給を図る。

2 下水道施設災害予防対策

- (1) 地下埋設物管理体制の確立
- ア 現況課題の把握
道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況課題把握及び台帳作成について検討する。
 - イ 管理責任の明確化
地下埋設物の設置に際しては、その管理責任を明確にしておくとともに、地下埋設物管理者と道路管理者との協定締結について検討する。

ウ 共同溝の設置促進

度重なる地下工事による災害発生の危険性を少なくするため、共同溝の設置を促進する。

(2) 地下埋設物工事に係わる管理体制の確立

ア 安全管理体制の確立

工事着工に際しては、以下の項目についての安全管理計画を作成し、関係者の承諾を得るよう指導する。

(ア) 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

(イ) 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関しての指揮をとる。

(ウ) 非常事態における緊急措置方法

緊急時における対策方法、分担区分、連絡体制の確立及び動員計画の整備に努める。

イ 安全対策の実施

(ア) 工事施工に係わる安全対策

工事施工に当たっては、道路法、道路交通法、消防法、その他官公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、また関係当局においても安全対策を要請する。

(イ) 地下埋設物管理者との連携強化

地下埋設物については、各管理者と協定、または承認書等を取り交わし、安全の確保に努めるよう指導する。なお、工事に際しては試験堀等を行ってその位置を確認し、埋設物に接近した場所での作業は各管理者の立ち会いを求める等の措置を講じ安全の確保に努める。

(ウ) 他の施工工事との連絡協調体制の確立

道路管理者主催の道路占用者会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図るよう指導する。

(エ) 沿道住民への通報体制

緊急時においては、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

(オ) 各種防災用具の着用、又は備え付け場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより防火用具の着用、溶接等火気を使用する場合の消火器、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

(カ) 工事現場の巡回・点検

工事現場は巡回を行って保安設備等を点検し、不十分なものについては速やかに改善等の措置を行わせる。

(キ) 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し緊急時に備える。

(ク) 防災訓練の実施

工事の進行に伴い予想される災害を想定し、関係機関と合同による防災訓練を適宜実施する。

第10節 交通施設災害予防計画

道路は、市内外における人・物などの円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。また、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。

道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

1 道路整備計画

(1) 道路整備

道路管理者は、災害が予想される箇所から重点的に施設の整備を行う。

- ア 市内通過交通量の分散・緩和及び観光客の多い時期における交通緩和のため、国・県道路の早期完成を関係機関へ要望する。
- イ 都市計画道路の年次計画による整備促進、未着手箇所及び未着工部分の早期施工を図る。
- ウ 都市計画道路と重複する市道の一部新設分については、都市計画街路事業として整備を図る。
- エ 道路の整備においては、機能に応じた整備を図る。
- オ 道路新設、改良に当たっては、歩道整備、街路樹のスペースを確保するよう努める。
- カ 地域住民の理解と協力を得て、道路側溝の清掃、草刈等による街の美観、安全快適な環境保持のための住民の自主活動を促し、環境美化意識の啓発等協力を依頼する。
- キ 山鹿市道路マスターplanに基づき、交通網の適正な配置を行い、円滑な地域交通体系を確立するとともに、広域ネットワークの強化を図る。

(2) 緊急交通路

あらかじめ風水害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるよう多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

2 法面崩壊防止対策

災害時における法面崩壊を未然に防ぐため、必要に応じて以下のようない防止対策に努める。

- (1) 土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況課題調査及び、法面防護工等の設置。
- (2) 崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等の県への整備、及び要請、実施が円滑に進むよう地元調整等についての協力。
- (3) 市道や林道等についての危険箇所調査実施計画の立案。
- (4) 危険箇所調査結果に基づく、法面保護工等の災害防止対策。
- (5) パトロールを適宜実施し危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石の

おそれのあるもの、覆いかぶさっているような樹木類の除去等。

3 道路施設等の点検・整備計画

- (1) 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架替えや拡幅等を検討する。
- (2) 道路・橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し、道路の維持補修に努める。
- (3) 台風・大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について下記の改修・改良工事等を検討する。
 - ア 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修。
 - イ 地盤の軟弱箇所及び湧水を伴う箇所について、路盤改良の実施。
 - ウ 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂・塵芥等の滞留や破損状況についての点検と、災害防止のための適切な処置。
- (4) 台風・大雨等の異常気象時における橋梁機能の確保のため所管橋梁について事前調査を実施し、点検整備に努める。
- (5) 市内の国・県道のうち、供用区間に内に設置されている橋梁については、老朽橋及び荷重条件の変更を含めて防災上並びに交通上の見地から、重要度、危険度を検討勘案し、順次架替及び補修・補強を図るよう要請する。
- (6) 交通量の増加、車両の大型化と橋梁の老朽化に対して、橋梁改良事業を実施して、住民の安全と交通緩和に努める。
- (7) 道路側溝の整備及び機能維持点検等の災害誘発原因の未然防止に努める。

第11節 防災施設、資機材等整備計画

災害は予期しないときに発生するものであり、その災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう点検・整備に努める。

- 防災施設・設備や資機材の現況課題把握
 - 防災施設・設備や資機材の定期的な点検・整備
 - 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備
 - 災害により機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材の代替手段の検討・整備
 - 災害発生時の資機材不足を考慮し、緊急調達方法や調達先の検討・確保
- なお、水防施設・設備に関しては、速やかな水防活動が行えるよう、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、関係機関との連携を図り、水防資機材や水防倉庫等の整備・拡充を図る。

また、消防施設・設備については、近年の火災や施設の状況等を考慮して、以下の方針で整備を図る。

- 中高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備
- 基準に適合した消防水利の整備

医療救急体制に関しては、山鹿市民医療センターが鹿本圏域の災害拠点病院（地域災

害医療センター）であるため、その機能を発揮できるためのヘリポートの整備等、施設・設備及び医療情報システムの整備に努める。

1 防災中枢機能等の確保・充実

(1) 市庁舎

市役所及び市民センターは、災害対策の重要な拠点となるため、施設自体の安全性の確保に加え、通信設備、非常用電源設備等の資機材の機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

その際、非常用電源設備の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達体制を整備し、長時間化対策に備えておく。

さらに、大規模な災害にも継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行う。

併せて、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存及びバックアップ体制の整備に努める。

(2) 消防本部等

消防本部及び消防署、分署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、活動に支障がないよう、施設自体の安全性の確保に加え、通信設備等活動用資機材の整備に努める。

2 災害時用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターによる応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

(1) ヘリポートの選定

市は、ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場等から次の事項に留意して選定する。

- ア 地盤堅固な平坦地。（コンクリート、芝生は最適）
- イ 地面斜度 6 度以内のこと。
- ウ 車両等の進入路があること。
- エ 図の斜線上に障害物がないこと。
- オ 林野火災における空中消火基地の場合
 - (ア) 水利水源に近いこと。
 - (イ) 複数の駐機が可能なこと。
 - (ウ) 補給基地を設けられること。
 - (エ) 気流が安定していること。

(2) 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ア ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積

オ 付近の障害物等の状況

カ 離着陸可能な機種

(3) ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つ等現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

3 装備資機材等の整備充実

(1) 資機材の整備充実

災害時応急対策活動の効果的実施のため、次に挙げるもののほか、必要な災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

ア 救出救助用資機材

イ 照明用資機材

ウ 応急復旧用資機材（土砂災害用、水防用）

エ 発電用資機材

オ 水質汚染防止資機材（オイル漏れ対策）

カ 災害対策用車輌

キ 交通対策用資機材

ク その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

災害時における必要な資機材の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の構築に努めるものとする。

4 給水体制の整備

災害時における被災者等の飲料水及び生活用水を確保するため、次の整備を行う。

(1) 給水車の配備

(2) 学校等のプール施設の活用

(3) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄

(4) 避難所等への水槽等の設置検討

併せて、各家庭で緊急時の生活用水を確保するよう住民への周知に努めるとともに、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、住民の生活用水を確保する体制の整備にも努めるものとする。

5 水防施設・設備整備計画

(1) 水害が発生した場合において、被害を最小限度に防止するため、水防資機材を保管する水防倉庫 施設を設置する。

(2) 定期的に点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。

(3) 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

併せて、水防関係機関や団体、事業所等とあらかじめ協定等を締結し、協力体制の整備に努めるものとする。

第12節 災害備蓄物資等整備計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制の整備については、本計画に定めるところによる。

大規模な災害が市内で発生し、物資や資機材等の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材等を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努める。

1 備蓄物資の整備計画

(1) 食糧

食糧については、下記等の備蓄を行う。なお、保存期限を越えることがないよう、計画的に更新し、品質の管理を行うとともに、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを行う。

賞味期限が半年を切った食料については、自主防災組織等の訓練や防災講座の啓発品として、あるいは、小・中学校の防災教育の一環として活用する。また、市で開催するイベントなどでも活用することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図る。なお、廃棄処分を極力発生させないため、状況に応じ、生活困窮者への支援活動として寄付を行うなど有効活用を図る。

[品目]：主食、副食、乳児用ミルク、簡易食料、飲料水等

(2) 生活必需品等

生活必需品については、下記等の備蓄を行う。なお、購入から長期間経過した物については、定期的にサンプル調査を行い、使用可能かどうか確認のうえ、劣化等があれば入替を行う。

[品目]：毛布、タオル、衛生用品、ポリタンク等

(3) 医薬品等

災害時に使用すべき器具、薬品等は、必要数等を把握し、備蓄に努めることとし、購入から長期間経過した物については、定期的にサンプル調査を行い、使用可能かどうか確認のうえ、劣化等があれば入替を行う。

また、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（令和2年6月16日付内閣府公表資料）」踏まえ、避難所における感染症などの拡大防止を目的として、備蓄を進める。

[品目]：消毒液、マスク、使い捨て手袋、パーテーション等

(4) 燃料

支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅

災害時における、応急仮設住宅用の資材の供給に備える。

2 物資供給に係る協力体制の整備

(1) 供給協力体制の整備

災害時の被災者等に対する食糧・生活必需品、医薬品、燃料等確保のため、各供給団体及び事業所等と協力体制の確立・強化に努めるものとする。

(2) 物資の管理・輸送

物資の管理・輸送等については、あらかじめ輸送関係機関や民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用できるようにするものとする。また、状況に応じて、道の駅の駐車場等、救援物資の運送に係る拠点・中継施設として利用できる施設を複数選定するなど、関係機関との協力体制の構築に努める。

(3) 民間事業所等の備蓄の促進

災害時には、交通途絶等により、必要な物資が著しく不足するため、事業所や施設等、自治会や自主防災組織、また各家庭においても、備蓄物資を確保するよう促すものとする。

第13節 情報通信施設等整備計画

防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に図る。

1 無線通信施設の整備

(1) 市の無線通信施設

ア 市防災行政無線

市防災行政無線とは、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備の拡充に努める。

(ア) 主要防災関係機関への通信回線を設置する。

(イ) 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。

イ 消防無線

消防無線とは、消防本部が他市及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

(ア) 大規模災害時に広域支援のため、他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

(イ) 災害現場の情報を迅速、的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

(2) 指定公共機関の無線(山鹿都市ガス株式会社)

山鹿都市ガス株式会社が、ガス保安用に設置した無線通信設備については、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

2 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

防災関係機関は、災害時優先電話の指定を受けた電話の有効的な活動体制の整備を行う。

(1) 整備項目

- ア 防災関係機関は、内部機構における災害時優先電話の指定を受けた電話をさらに有効活用できるよう西日本電信電話株式会社の規程に基づき、回線数の確保に努める。
- イ 市は電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先電話の指定を受けた電話をさらに有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。
また、府内の使用回線は、優先順を考慮し的確な位置付けを行う。

第14節 気象等観測体制整備計画

本市の災害の特性として、土砂災害や浸水害がより危険性の高いものとして考えられる。これらは集中豪雨等によって引き起こされるもので、その意味では降水量のデータが非常に重要となる。これらのデータは、地方気象台や県から予報・警報として伝達されるが、局地的な豪雨等の場合には的確な情報を得にくい場合がある。

したがって、市全域あるいは災害危険地域周辺の気象データを速やかに収集できるような施設の整備を進める必要があり、関係機関の気象観測体制の整備充実を図る。

1 気象等観測体制の整備

(1) 地方気象台及び県が発する予報・警報等の伝達体制の整備充実

通常の気象情報をはじめ、地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達し、避難計画に活用するための組織体制の整備充実に努める。

(2) 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

地域の詳細な防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるよう努める。

第15節 避難所等整備計画

市は、関係機関と連携して、災害から住民等の安全を確保するため、避難場所、避難路等の選定を行うとともに救助施設等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

1 避難所等整備計画

(1) 避難所等の定義と指定

避難所等の定義及び指定については、次のとおりとする。

ア 指定緊急避難場所

「指定緊急避難場所」は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象（火碎流や溶岩流、噴石等を想定）等の異常な現象が発生又は発生するおそれがある場合に、その危険を一時的に回避するために、市が指定した避難場所のこと。

イ 指定避難所

「指定避難所」は、風水害・地震等の災害により、住民や家屋に被害が発生又は発生するおそれがある場合に、被災者が一定期間滞在する場として、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するために、市が指定した避難施設のこと。

ウ 自主避難所

「自主避難所」は、避難指示などの避難情報の発令を行っていない段階において、気象状況及び自宅での待機に不安を持つ住民の方々からの問合せの状況を考慮した上で、事前に避難を希望する人を対象に市が開設する一時的な滞在施設のこと。大規模な災害が発生し、自宅等で生活できない方が避難生活を送る施設である「指定避難所」とは異なり、一時的かつ自主的な避難所であることから、食料品や日用品等の提供は行わないため、あらかじめ各自で最低限の必要品を持参するものとする。

エ 地域避難場所

「地域避難場所」は、市が指定した避難所等以外で、災害の発生もしくは発生するおそれがある場合に、避難を回避するために、地域（自主防災組織等）が指定した避難場所や避難施設のこと。

オ 福祉避難所

「福祉避難所」は、一般の避難所では生活することが困難な、要介護高齢者、障がい者等特別な配慮が必要な者のために、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有する避難施設のこと。また、市が特別養護老人ホームや社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所として利用できるようにしている施設のこと。

(2) 避難所等の設置基準

避難所等の選定は、下記の基準により行う。

ア 指定緊急避難場所の指定基準は、以下のとおりとする。

(ア) 地震以外の異常な現象を対象とするもの

イ) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

ロ) 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ハ) 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

(イ) 地震を対象とするもの上記管理条件に加えて、

イ) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

ロ) 場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ) 指定避難所の指定基準は、以下のとおりとする。

(ア) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

(イ) 構造条件：速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(ウ) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(エ) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであり、避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。

ウ) 地域避難場所については、立地条件により想定される災害や施設の構造等、避難所としての一定の基準を満たすよう、必要に応じて自治会等に指導を行うものとする。また、地域避難所等の設置及び運営管理が自治会や自主防災組織等、住民により行えるように、必要な知識等の普及に努めるものとする。

エ) 福祉避難所の設置基準は、要介護高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮をする者（以下、「要配慮者」という。）のために、バリアフリー化されるなど、要配慮者が円滑に利用でき、また、相談や介助等の支援体制を有することとする。

さらに、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。

(3) 避難所等の事前周知

ア) 住民への周知

避難所等の位置、避難路及び避難にあたっての注意事項等については、次の方法等により住民に対する周知徹底に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(ア) 防災マップの作成・配布

(イ) 避難標識（リアルハザードマップ）等の設置

(ウ) 市ホームページへの掲載

(エ) 自治会への出前講座や自主防災組織等での防災訓練等による啓発

イ 事業所等の対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

ウ 学校等の対策

学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・

保育所等の施設と市町村間、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(4) 避難所等開設・運営体制の整備

避難所等の開設及び運営については、留意すべき事項等をあらかじめ検討し、避難所運営マニュアルを作成するとともに、適宜、見直しを図り、安全かつ円滑な避難所の開設及び運営が行えるよう努めるとともに、その開設・運営にあたっては、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生防止及びペット同行避難など多様な視点に配慮し、安全かつ円滑な避難所運営が行えるよう努めるものとする。

さらに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、速やかに避難所等の開設が行えるよう、施設開錠者の指定や施設管理者との緊急連絡網を作成し、体制の整備に努めるものとする。

(5) 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

2 避難路整備計画

市は、震災時及び風水害危険区域等の危険区域から避難所等に、住民全員が避難することができる安全な避難路を次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する。

(1) 避難路の選定

避難所等へ避難するための避難路は、山鹿市管内にある全ての国道及び県道、並びに市道とし、その他の道路については、下記項目を参考に選定する。

ア 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。

イ 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

ウ 沿道に耐火、耐震建築物が多いこと。

エ 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれがあること。

- オ 避難所等の周辺では、出来るだけ進入避難路を多くとること。
- カ 土砂災害危険個所周辺の住居等から避難所へ通じる路線であること。
- キ 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- ク 危険物施設等に係わる火災、爆発等の危険性が少ないとこと。
- ケ 防火水槽等の貯水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- コ 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- サ 通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

(2) 避難路の整備

- ア 避難誘導を円滑に行うため避難所等周辺に避難標識等を設置するとともに、避難所等を遠方から確認できるよう、状況に応じ必要なランド・マークの設置に努めるものとする。
- イ 避難路上に障害物等がある場合は、できる限り速やかに除去するとともに、災害により避難路が閉鎖されることがないよう、適宜、巡回を行い、必要に応じて避難路周辺の整備を行うものとする。
- ウ 災害等による孤立集落の発生を防止するため、地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に記載されている地区および山鹿市森林計画内における山地災害危険 地区での治山事業に加え、地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」及び山鹿 市森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に掲載されている林道の整備を行うものとする。

(3) 避難路の安全確保

- 市及び関係機関は、次により避難場所への誘導及び避難路の安全確保を図る。
- ア 火災に対する安全性の強化
 - 必要的箇所に防火水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設を配備検討する。
 - イ 主要道路における設備等の整備
 - 主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備する。
 - ウ 危険物施設等に係わる防災措置
 - (ア) 危険物施設等
 - 避難路沿いの危険物施設、高压ガス施設等の安全確保の指導に努める。
 - (イ) 上水道施設
 - 避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。
 - (ウ) 電力施設（九州電力株式会社）
 - 避難路の安全を確保するため次の措置を講じるよう要請する。
 - イ) 設備強化
 - i) 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
 - ii) 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
 - iii) 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。
 - ロ) 設備管理
 - 避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡

回点検を強化する。

エ ガス施設（山鹿都市ガス株式会社）

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施するよう要請する。

オ その他の占用物件

避難路に関わるその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

3 避難所等設備整備計画

(1) 避難所となる施設の確保

ア 特に避難所等となる施設が近傍になく、災害危険地域内の施設や災害時の安全性に不安のある施設、老朽化した施設を避難所等として使用することが考えられる地域については、避難所等の基準を満たした施設への改良等を行い、施設の確保について検討するとともに、民間や近隣市町村との協定等による施設の利用について整備を進めるものとする。

イ 避難所等の収容人員が、避難対象人員に見合うよう、適宜、避難所等の見直しを行い、必要面積が確保できるよう努めるものとする。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(2) 避難所等設備の整備

ア 備品・設備

指定避難所について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）を設置・整備するとともに、避難者のプライバシーを確保するためのパーテーションや段ボールベッド、要配慮者のための車いすやストレッチャー等の被災時のみに使用する備品や、避難生活の環境を良好に保つための設備や備品の整備に努めるものとする。併せて、避難時の二次被害等を防ぐため、耐震化等、必要な措置を行うものとする。

イ 備蓄品等

できるだけ避難所等の近傍で備蓄施設を確保し、平時から食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努め、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施する。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、物資等供給団体等と協力体制の確立・強化に努めるものとする。

(3) 給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

ア 避難場所内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な施設（ポン

プ等)の整備が可能な場合は、これを考慮する。

イ 避難場所内又は周辺の公共施設やビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

(4) 応急対策活動等施設

避難所等における活動が円滑に行えるよう、道の駅の駐車場等、救護所や救援物資の受入れ・仕分け、給食・給水、情報連絡、災害応急対策活動等の中継・拠点として利用できる施設の確保及び整備に努めるものとする。

4 応急仮設住宅等建設整備計画

(1) 応急仮設住宅等の建設予定地の選定、確保

災害により住家が滅失し、住家の機能を失ってしまった場合、被災した住民に対して、応急仮設住宅等を貸与し、被災者の居住安定を図る必要がある。

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通等を総合的に考慮し、応急仮設住宅建設予定地を原則として公有地を優先し複数選定するよう努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 建設型仮設住宅

建設型仮設住宅の建設にあたっては、民間住宅建設関係団体の協力が得られるよう、県との連携を図り、民間住宅建設関係団体との協力体制の構築に努めるものとする。

建設型仮設住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。

また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型仮設住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

イ 建設型仮設住宅の運営管理

建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

(3) 借上型仮設住宅

市は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する等、不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

(4) 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、市長は公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

第16節 広域応援体制整備計画

大規模災害における応急対策をより迅速、的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備しておくものとする。

1 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平常時から近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

2 県、市と自衛隊との連携体制の整備

県、市と自衛隊は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

3 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 警察（山鹿警察署）

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

(2) 消防機関（消防本部）

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(3) 国土交通省九州地方整備局（菊池川河川事務所）

大規模災害時に備えた応援協定を締結し、平素からの緊密な連携を図る。

第17節 ボランティア活動環境整備計画

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想されるところである。

市は、日本赤十字社及び社会福祉協議会等並びにボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時よりその活動環境の整備に努める。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

1 ボランティアとの連携

(1) ボランティア活動への支援活動

ア 市とボランティアとの関係

災害時のボランティア活動が有効かつ機能的に發揮されるためには、市（災対本部）の連携・支援が必要となることから、次の事項に留意する。

(ア) ボランティアの自主性を尊重するとともに、ボランティアに対して、救援活動等についての基本的なルールを順守し、自己責任・自己完結型のボランティア活動となるよう求める。

(イ) ボランティアの受け入れや活動方針の決定、人員の派遣等についても行政と連携できる第三者的機関（平素から連携を図っているボランティア団体等。以下ボランティア調整機関）という。の自主性を尊重する。

(ウ) 災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、道の駅の駐車場や休憩室等を利用した活動拠点の確保、資機材の整備、活動時の役割等の明確化等、活動しやすい環境の整備に努める。

イ ボランティアの登録

公的資格や特殊技術を持つ者や介護経験者、障がい者福祉のボランティア等、専門的な分野での活躍が期待できるボランティアや、NPO等、ボランティア活動を団体で行っている組織や、災害ボランティアの経験者等が、災害時に速やかに活動できるよう、事前の登録制度等を検討する。

ウ 関係機関との連携

平常時から市社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動が活発に行われるよう住民意識の高揚を図る。また、災害時には、市とボランティアとが相互に協調しあえることが必要であり、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう次の機関又は組織等へ協力を依頼する。

(ア) 社会福祉協議会ボランティアセンターの登録ボランティア

(イ) 日本赤十字奉仕団・地域赤十字奉仕団・青年赤十字奉仕団

(ウ) 日赤防災ボランティア あいの会

(エ) 山鹿市医師団・歯科医師会及び薬剤師会

(オ) 市内外のボランティア・リーダー

また、市として、災害とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等に努める。

エ 受け入れ体制の整備

(ア) 応急支援型

応急支援型のボランティアに対しては、ボランティア調整機関と連携して受付を行う方法や、大規模災害の場合は近隣市町村において受付窓口を設け、被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法、あるいはボランティアの受け入れや調整をボランティア自身で行う方法等を検討する。

(イ) 事前調整型

事前に調整されたボランティアの受け入れには、活動分野に必要な技能、資機材等の調整が図れる体制の確立に努める。また、個人や団体の登録を行うほか、ボランティア団体と地域活動拠点との間のネットワーク化に努める。

2 ボランティア教育・育成の推進

(1) ボランティア教育の推進

小学校就学時から児童・生徒が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるよう、地域や施設で交流・体験する機会を福祉協力校の活動や福祉体験学習の取り組みを通じて拡大するよう努める。

また、災害時に被災住民がボランティアの支援を円滑に受け入れができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容等について理解を図るものとする。

(2) コーディネーター等人材育成と災害時活動の研修

市社会福祉協議会等においてボランティア（個人・団体）等を支援し、各種の施設やサービスをつなぐ他、行政機関や施設との調整、援助技術の研修等を行い、災害時には被災地の状況に効果的に対応し、必要な活動システムを組み立てる資質を持つ、専門性の高いコーディネーターの養成に努める。

また、市社会福祉協議会は、ボランティア団体の自立的活動が定着・拡大するのに必要な人的資源の養成を支援するとともに、活動上必要な知識や技術を提供する。そのため、専門的講座を開設し、コーディネーターやボランティア・リーダーの養成を図るとともに、資質の向上を推進する。更に、市は社会福祉協議会等と協力して、災害ボランティアセンターの設置訓練の実施や、運営マニュアルの点検・見直しを行う。

(3) ボランティア団体間のネットワークの推進

市社会福祉協議会は平常時から登録ボランティア団体又は活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、連絡会や研究会を通じて、それぞれの主体的活動を生かした民間団体どうしのネットワークを築いていくよう支援する。また、活動の場の開拓や情報の提供等連携のための条件整備を行い、行政区を単位として、ボランティア団体・企業内ボランティア等が参加するネットワークの運営を支援する。

(4) ボランティア情報システムの構築

全市レベルでの広範なボランティア情報の提供と相談事業を展開し、コーディネーターをバックアップするための情報ネットワーク化に努める。

(5) 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市は、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第18節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の配慮が必要な者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に配慮した災害予防対策の推進及び災害等からの避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行う。

1 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成

市は、住民の中の避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

なお、把握にあたっては、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を利用することができる。

また、避難行動要支援者名簿の作成のために必要がある場合は、県知事に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする事由
 - (キ) 前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項
- イ 名簿の更新と情報の共有

市は、避難支援等に必要となる情報を適宜更新するものとする。

また、市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施にかかわる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供することについて本人の同意を得て、名簿情報を提供できるものとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなしに、名簿情報を提供することができる。そのため、市は、避難行動要支援者に対して、郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の適正な管理

避難行動要支援者名簿は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、データのバックアップ体制の構築や名簿情報の漏えい防止等、適正な管理のため次の事項を行うものとする。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り情報提供すること

(イ) 施錠可能な場所での保管を徹底すること

(ウ) 必要以上の複製を行わないこと

(エ) 避難行動要支援者名簿の適正な管理についての研修会等を開催すること

(2) 個別避難計画の策定

市は、民生委員や市社会福祉協議会、福祉事業者等にコーディネーターとしての協力を得て、避難行動要支援者と打合せ、地域の特性や実情に応じて、下記等の具体的な情報についての個別避難計画を策定することとする。

ア 発災時に避難支援を行う者

イ 避難支援を行うに当たっての留意点

ウ 避難支援の方法や避難場所

エ 本人が不在で連絡が取れないときの対応

(3) 地区防災計画との整合

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

避難支援等の体制を充実・強化するために、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関が連携して、高齢者や障がい者等の要配慮者自身が、また自主防災組織等の地域の防災関係者が、災害時に主体的な行動を取れるように研修を行うとともに、防災訓練により情報伝達や避難支援が機能するか点検し、必要に応じて助言等を行い、地域の防災力が高まるよう取り組むこととする。

また、在宅の要配慮者についても、民生委員や自治会、自主防災組織等が中心となって、災害時に地域全体で要支援者をバックアップできるよう要援護者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定める等、連携できる体制づくりを推進する。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(5) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市は、避難支援者、自主防災組織、自治会（行政区）、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の避難行動に対す

る理解の促進を図るものとする。

2 社会福祉施設、病院等の対策

(1) 組織体制の整備

ア 組織体制

市は、社会福祉施設及び病院等の管理者に対して、災害時に要配慮者の安全確保が図られるように、平時から組織体制の整備を行うよう働きかけるとともに、管理者は情報伝達系統や関係機関との連絡、避難誘導の方法や避難経路等をあらかじめ定め、職員等に対する教育及び訓練等を行い、適切な避難が行われるよう努めるものとする。

イ 地域との協力体制

施設相互間、また自治会や自主防災組織等と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりに努める。

(2) 防災設備等の整備

ア 防災設備

市及び消防本部は、社会福祉施設及び病院等の管理者に対して、災害時の要配慮者の安全確保が適切に図られるよう、必要に応じて指導、助言をする。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

災害時の要配慮者自身の災害対応能力や、社会福祉施設、病院等の状況等を考慮して、避難所等の防災基盤の整備を図るものとする。

3 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

(1) 避難行動要支援者に対する防災教育・訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族等に対しては、災害時に安全に避難行動がとれるよう、住居内の安全確保、緊急連絡先等の確認等を行うよう促し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるとともに、避難支援等関係者や地域との日頃からのつながりを深めておくように図るものとする。

(2) その他要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、その災害対応能力等に応じて、安全に避難行動がとれるよう、平時からパンフレット、ちらし等の配布、また地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう促すものとする。

また、外国人に対しては、標識等への外国語の付記等、災害時の情報提供方法について整備するものとする。

第19節 地域防災力強化計画

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時からの災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を始めとして住民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1 自助

住民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組みを進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

(2) 事前の確認

- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合方法
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

(3) 事前の備え

- ・地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）

※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法

- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保健証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

2 共助

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域できることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の取組み

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、情報の伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練 等
- ア 情報の収集伝達体制の整備
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- エ 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災マップ・地区防災計画の作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災活動

(1) 事業所は、市が行う防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とのコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の地域内の防災活動を行うよう努める

(2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるものとする。

- ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 施設の耐震化
 - エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施設の推進に協力するよう努めるものとする。
- (4) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第20節 自主防災組織整備計画

災害に強いまちづくりを目指して、住民自らが自分たちのまちを守るため、自主防災組織の育成を図るものとする。

1 自主防災組織の育成計画

(1) 必要性

災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

その場合、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、地域特性を考慮した隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できるよう体制を確立しておくことが、特に大規模な災害においては、被害の軽減を図る上で極めて重要である。

地域の防災活動をより効果的に行うためには、地域住民が自治会等単位で自主防災組織を結成し、日頃から当該住民への啓発活動や訓練等を積み重ねておく必要がある。

また、自主防災組織が中心となって、地域の要配慮者を把握し、その避難等を支援したり、避難所等開設時には、運営に協力したりすることで、安全かつ円滑な避難等を地域住民が主体的に行うことができ、その必要性は大変高い。

(2) 結成促進のための取り組み

ア 市の取り組み

市は、自主防災組織の結成を促進するために、必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

イ 組織の編成単位

- (ア) 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (イ) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

ウ 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を、自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。

- (ア) 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- (イ) 女性団体、青年団体、P T A等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (ウ) リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の育成を図る。

(3) 育成・強化のための取り組み

ア 市の取り組み

自主防災組織の結成後、組織の活動をより実効的なものにするために、必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。また、自主防災組織リーダー育成研修会等を実施し、育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主防災組織の活動の核となるよう、また、居住地以外における防災教育・訓練等の地域防災活動の活性化に資するよう、活用を図っていくものとする。

イ 活動計画の作成

組織の実効的な活動を推進するため、地域の規模、特性に応じた具体的な活動計画を作成するよう促す。

ウ 主な活動

(ア) 平常時の活動

- ・防災に関する知識の普及
- ・地域一体となった防災訓練の実施・参加（市や関係団体と連携した訓練等）
- ・情報の収集伝達体制の整備
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災用資機材の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ・危険箇所の点検・情報収集・防災マップ作成
- ・避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制整備
- ・地域内にある他組織との連携促進
- ・避難所の開設及び運営を行うための体制作り
- ・地区防災計画の作成推進

(イ) 災害時の活動

- ・地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達
- ・出火防止、初期消火の実施
- ・地域内における避難指示等の情報伝達
- ・地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- ・避難行動要支援者への避難支援
- ・救出・救護活動への協力
- ・地域（自主）避難所の運営
- ・見廻り等による避難所以外の避難者の情報の確認
- ・給食・給水及び物資配布等の協力

- ・市の防災事業への協力

2 事業所の自主防災組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されるところから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定し、B C Pの継続的な運用・見直しを行う業務継続マネジメント（B C M）を構築するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、市・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

ア 中高層建築物、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取り扱所

ウ 多数の従業員がいる工場、事業所等で、自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 活動計画の設定及び活動内容

ア 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

イ 主な活動内容

(ア) 平常時

- ・防災訓練の実施
- ・施設及び設備等の点検整備
- ・従業員等の防火に関する教育の実施 等

(イ) 災害時

- ・従業員等の安否確認
- ・情報の収集伝達
- ・出火防止、初期消火の実施

- ・避難誘導
- ・救出・救護の実施及び協力
- ・避難所の運営協力

3 地区防災計画の作成等

(1) 地区防災計画の作成

ア 地区防災計画とは、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）が、当該地区における防災活動に関して定める計画のことである。

イ 地区防災計画には、協同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援等について、定めることができる。

ウ 地区防災計画の作成に当たっては、自主防災組織等が中心となって、自治会、民生委員の協力を得ながら、できる限り多くの地区居住者等に反映されるよう努めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 市防災会議への提案

ア 地区居住者等は、協同して、市防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

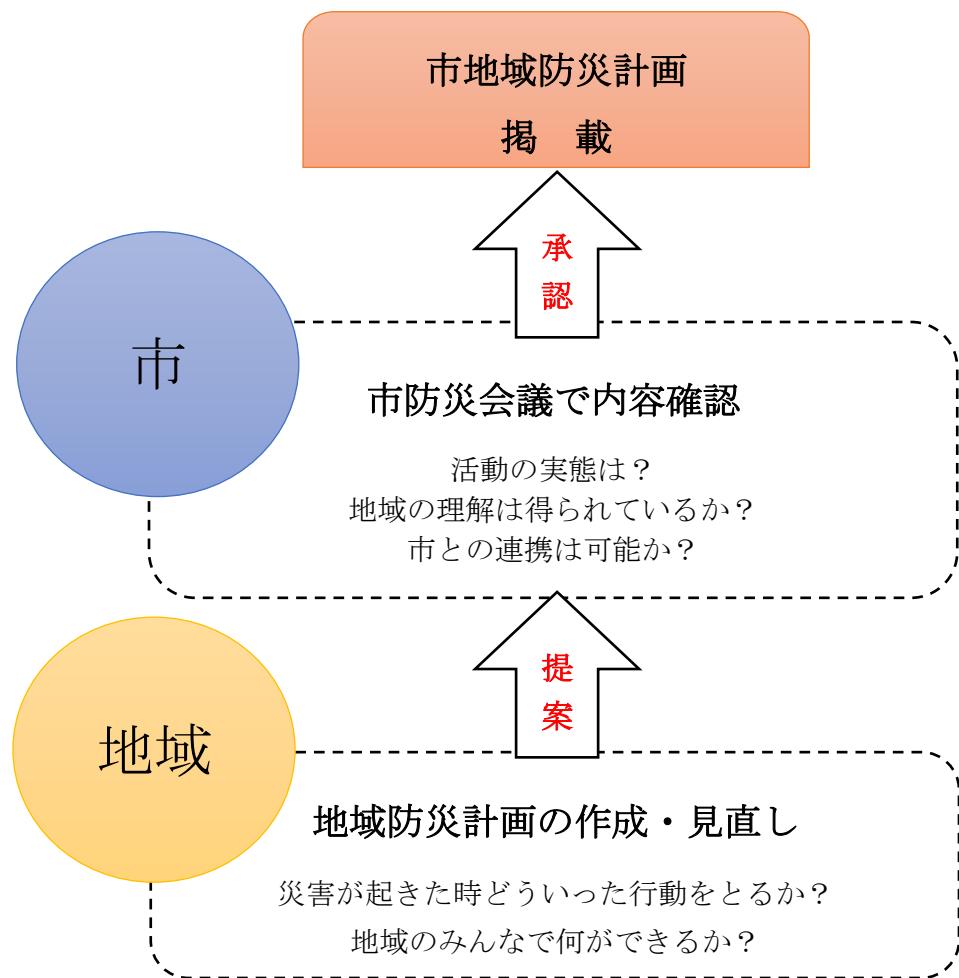
イ 地区防災計画を定める提案は、市地域防災計画に抵触するものでない場合に行うものとする。

ウ 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえ市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

エ 市防災会議は、計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画を提案した地区居住者等に通知するものとする。

オ 市地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

【市防災会議へのフロー】



第21節 防災知識普及計画

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

特に、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、市全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する

ものとする。

1 職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、防災業務に従事する市町村長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや 経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ア 熊本県地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

2 住民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響を踏まえつつ風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

ア 市地域防災計画の概要

基本法第42条第4項に基づく「市地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課が計画を作成し、又は修正したときは、市ホームページ等において行い、適宜周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識
- (エ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

- (オ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影するものとする。）
 - (カ) 台風襲来時の家屋の保全方法
 - (キ) 農林水産物に対する応急措置
 - (ク) 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (ケ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
 - (コ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (サ) 夕方明るいうちからの予防的避難
 - (シ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
 - (ス) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
 - (セ) 防災サイレン吹鳴の意義
 - (ソ) 避難先及び避難方法
 - (タ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (チ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
 - (ツ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
 - (テ) 避難所生活のマナーとルール
 - (ト) ペットを受入れ可能な避難所
 - (ナ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
 - (ニ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
 - (ヌ) 災害時心得
 - (ヌ) 自動車運転者のとるべき措置
- ウ 建築物に関する各種調査の周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、P T A、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- (ア) 広報媒体の利用
- (イ) パブリシティ活動の展開
- (ウ) 映画、ビデオ、スライドの利用

- (イ) 広報車の巡回
 - (オ) 講習会、研修会等の開催
- (3) 防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためにには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努める。

3 学校教育における防災知識の普及

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 風水害等災害発生のしくみ

エ 防災対策の現状

なお、災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、居住地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、児童生徒等が安全に避難等を行えるよう、指導者の資質向上を図るものとする。

4 防災上重要な施設の管理者等の指導

防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の 内容を中心に防災対策研

修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保
- (6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後に
おける施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

5 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者的人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に、中小企業等の支援に当たっては、県、市町村及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、県は、国等と連携して、事業所における事業継続計画（BCP）の策定を支援する人材の育成を図るものとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

要配慮利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

7 外国人に対する防災知識の普及

外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため職員の対応力向上を図るものとする。

8 防災知識の普及の時期

「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により 最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日 防災とボランティアの日：1月17日

9 防災相談

一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に隨時、適切に対応するものとする。

10 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。

大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味や防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

さらに、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。

なお、収集・作成した資料・計画等は、県内ののみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

第22節 防災訓練計画

防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

特に、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練

(1) 訓練の種類

- ア 情報収集伝達
- イ 安否確認、避難所運営
- ウ 避難誘導
- エ 災害警備
- オ 救出・救助
- カ 医療救護
- キ 消防
- ク 水防
- ケ 道路啓開
- コ 防疫

(2) 訓練の時期

時期は、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。例えば、水防訓練については、洪水が予想される雨期前、また消防訓練については気象条件等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前等に行うのが適当である。

(3) 訓練の場所

場所は、最も訓練効果のある場所を選んで実施する。例えば洪水の危険がある地域又は火災危険地域等のそれぞれの活動が強く要請される場所等を選定する。

(4) 実施の方法

地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、新型コロナウィルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

2 各種訓練

(1) 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する

。

(2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

(3) 水防訓練

市又は水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水予警報等の伝達、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防広報、樋門等の操作、避難等の訓練を実施する。

(4) 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(5) 危険物災害対策訓練

危険物災害対策に関する防災関係機関は、高圧ガス製造工場、危険物類を貯蔵し、又は取り扱う施設等における災害に対処するため、単独又は共同で、化学消火、危険物の除去の訓練を実施する。

(6) 林野火災対策訓練

林野火災対策訓練に関する防災関係機関は、林野火災に対処するため、単独又は共同で、火災防御訓練、通信訓練、消防資機材の輸送等の訓練を実施する。

(7) 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。

具体的災害の設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療等、机上訓練を含め、実際に即し医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

災害医療従事者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。

(8) 地域避難救助訓練

災害発生時の避難その他救助の円滑な遂行を図るため、地区町内会や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を単独又は共同で実施する。

(9) 避難訓練教育

各教育施設等は、概ね次の方法によって避難訓練を実施する。

ア 想定される災害について、学期初め・災害多発時・防火週間等に年1回以上の避難訓練を実施する。

イ 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童・生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。

ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じて各学校において立地条件、その他を勘案のうえ定める。

(10) 総合防災訓練

可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は

近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

(11)

(12) その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等の災害活動に必要な訓練を実施する。

3 住民の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするために日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、市及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練の実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

- (1) 出火防止訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 応急救護訓練
- (5) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

第23節 林野火災予防計画

防災関係機関は、市域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、積極的に予防対策を推進する。

山地の麓には、数多くの集落や住宅団地等があり、これらを火災から守るため、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- 山系ごとの火災危険地区の指定及び関係機関と連携した巡視・監視の強化を検討する。
- 関係機関と協力して、火災対策用施設、火気取扱場所及び設備、火災の早期発見等の施設を整備する。
- 森林組合等による自衛消防体制の組織化、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。
- 防火看板・標識等の整備を強化し、入山者の防火意識の高揚を図る。

1 監視体制等の強化

(1) 市

市域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務に当たらせるため、森林保全巡視員を配置し林野火災の予防を強化する。

ア 森林保全巡視の実施

森林に森林保全巡視員を配置し、入林者に対し火気の取扱の指導、山火事等の早期発見、適切な応急措置を講ずる。

(ア) 民有保安林

(イ) 森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある森林

(ウ) 自然的条件により山火事の危険性が高くかつ過去において相当程度の山火事が発生したことがある市域内の森林

イ 森林保全巡視員の職務

森林保全巡視員の職務については、「熊本県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 林野火災を防止するため入山者等に対して火気の取り扱いを適正に行うよう指導し、森林所有者等が行う森林の火入れについて、森林法第21条及び第22条を遵守するよう指導するとともに、特に、必要がある場合には、たき火及び火入れの中止を勧告する等、火気の取り扱いについて適正な指導を行うこと。

(イ) 林野火災の早期発見に努め、特に、火災が発生したときには、最寄りの消防署及び警察署に急報する等、被害を最小限に止めるよう適切な措置を講じること。

(ウ) 林野火災、その他重大な森林被害を発見し、その旨の報告を受けたときは、直ちに事故発生報告により所轄農林事務所を経由して知事に報告しなければならない。

(エ) 春期、秋期の火災発生危険期には、重点的に巡視する等火災の未然防止に努めること。

(オ) 防火標識の維持管理に務めること。

(2) 消防機関

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

ア 火災気象通報の発令等

火災気象通報等が発令され、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

ウ 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 248 号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

エ 火入れ等の制限

(ア) 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

(イ) 市長は、特に必要と認める時は、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

(3) 国（熊本森林管理署）

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や焼火田等からの類焼を防止するため、監視を強化する。

2 予防施設等の整備

(1) 警防施設及び防火施設の整備

防火施設は、火災の早期発見と、適切な防火、消火の措置により、被害を最小限度に防止するもので、森林経営上、予防及び消火の施設を設けるものである。

関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

ア 警防施設

(ア) 林野火災望楼の設置及び付属品の整備

警報器機、望遠鏡、警鐘又はサイレン、湿度計、風速計、防火用器具、地図、電話又は無線通信設備、感知器等の整備を図る。

(イ) 予防施設（自動音声、警報機、防火ポスト、立看板、標識板等）の設置

(ウ) 林野火災の予防及び消火技術の研修

イ 防火施設の整備

森林経営上、特に火災危険地区の森林は、延焼防止のための防火施設の整備を強化する。

(ア) 防火線の構築

位置構造については、地区森林の状況により、最も効果的な施設を考慮する。

(イ) 防火林の造成

防火線敷には、火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧を行うための防火林あるいは防火樹帯を設定する。このためには、地域森林の状況により植栽防火林、保残防火林造成を図る。

(ウ) 防火道の設置

林道の拡充に伴い、地域別の防火道の設置を図る。防火道が道路網、歩道網の何れを設置するかは、地区森林經營の実態を十分に調査し、林産物の搬出、林内作業、巡視業務等と火災予防計画とを総合的に検討して設置する。

(エ) 防火的施策

森林の經營にあたっての造林、保育は、防火上効果的施策を考慮する。特に拡大造林施業とあいまって、火災危険地域の大面積造林、あるいは原野一斉造林地帯に対しては、防火施策を計画促進する。

(2) 市

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材の重点的な配備を検討する。

ア 防火水槽の増強

イ 自然水利用施設の増強

ウ ヘリポート・補給基地の整備

(3) 国（熊本森林管理署）

国有林にかかる防火線並びに林道の整備保全を要請する。

(4) 関係機関（管理者等）

林野管理者等に対し、休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備を要請する。

3 林野火災対策用資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬式消防ポンプ、水のう付手動ポンプ、背負式消火器、ジェットシュータ、チェンソー等、消火作業用機器等の整備を推進する。

(2) 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム (map)、第二リン酸アンモニウム (dap)、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

4 消防体制の整備

市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

5 防火思想の普及

関係機関は火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

(1) 山火事防止月間の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け広報紙等を活用し周知徹底を図る。

| 火災予防運動 | 時 期 |
|----------|----------------|
| 秋季火災予防運動 | 11月 9日～11月 15日 |
| 春季火災予防運動 | 3月 1日～3月 7日 |

(2) ポスター、制札、標板等の設置

主要入山口、危険地域、林道、樹木、交通機関等に提示し注意を喚起する。

(3) ラジオ、テレビ放送、街頭放送、広告、新聞等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

第24節 農業災害予防計画

近年の都市化・住宅化の進展は、農業の基盤である農地の転用を急速に進め、その面積は年々減少してきている。しかし、農業あるいは農地は、ただ単に作物を生産するだけでなく、都市においても緑の空間を約束するものもある。そのような意味においても、本市における農業と農地の持つ役割は極めて大きいといえる。

このため、今後とも農業施設及び農産物等を台風、豪雨等から未然に防止するため、所用の予防措置を講じる。

1 農業施設災害予防計画

農業施設等については、農業従事者により維持管理がなされており、地元住民に頼るところが大きい。

このため、整備計画にあたっては、協力を要請するとともに、市と住民の相互の協力体制のもと計画を推進する。

(1) ため池整備計画

- ア 巡視による異常の早期発見と報告、草刈の励行
- イ 斜樋底樋等の排水施設の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- オ 不用貯水の排除及び事前放流
- カ 老朽ため池等整備事業の積極的活用

(2) 用排水路

- ア 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、確実な操作方法。
- ウ 生活用雑排水の水田流入防止のための水路整備

(3) 農道

- ア 側溝・暗渠・溜枡・排水管等、排水施設の浚渫・清掃
- イ 農業機械の大型化に対応しての農道の拡幅・整備

2 農作物災害予防計画

(1) 水稲

- ア 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた抵抗性品種の採用と適期移植により、災害の軽減を図る。
- イ 応急対策用苗を共同育苗施設の利用により確保する。
- ウ 計画的配水、作期の分散等により干ばつ被害の発生を防止する。
- エ 風水害に伴い発生する白葉枯病等の病害予防措置、事後措置を講ずる。
- オ 気象情報に即応した予防措置を講ずる。
- カ 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

(2) 野菜

- ア 干害対策として、灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- イ 風水害または水害に対する排水溝等の整備を図る。

ウ 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。

エ 倒伏防止のための支柱を補強する。

(3) 花き

ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。

イ 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。

ウ 倒伏防止のための支柱を補強する。

エ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。

オ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

(4) 果樹

ア 干害対策としては、深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等行い雑草管理を適正にし、作物との水分競争を避ける、また灌水用の水源を確保する。

イ 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修・補強を図る。

ウ 水害に対しては、テラス溝、排水溝等を整備し、また、草生、敷藁、敷草等により土壤の流亡を防止し、園地の損壊を予防する。

エ 凍霜害対策としては、適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

3 災害予防に関する試験研究の推進

市は、災害予防対策の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する以下の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

(1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること

(2) 耐干性、耐湿性等をもった農作物の開発に関すること

(3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発

(4) 土壤汚染、土壤流亡防止等に関すること

4 防災思想の普及及び防災訓練の実施

災害を予防し災害の発生した場合、またはそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、民生の安定等を図るために、次の計画により、防災思想の普及に努める。

(1) 防災思想の普及

農業改良普及組織及び土地改良区、その他の関係団体等を利用して、施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努める。

(2) 防災訓練の実施

毎年実施する総合的な防災訓練の一環として、施設の管理主体である土地改良区等に対し、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の指導、要請を行う。

5 防災基盤の整備

市は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

(1) 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、治山ダム、堤防等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図る。

(2) 地すべり防止事業

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づき、農地を主とする地域に係わる地すべりによる被害を未然に防止し、または軽減するため、地すべり防止事業の計画的な実施を推進する。

(3) 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水や生活用水を取水することができる農業用排水等施設等の整備を推進する。

6 防災営農体制の整備

農地防災事業を計画的に推進し、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

(1) 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

(2) 営農指導の実施

気象、地形、土性等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壤保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県農林部署等を通じて指導を行う。

第25節 危険物等災害予防計画

関係機関は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

危険物施設に対しては、以下の方針により消防本部及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- 関係法令の遵守
- 消防法に基づく保安監督の強化
- 保安体制の確立及び教育の徹底
- 車両火災の予防
- 危険施設における自主防災組織の育成

1 危険物災害予防対策

(1) 保安体制の確立

危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

(2) 保安教育の実施

危険物製造所等において、危険物の取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者として所有の知識、技能の習得等、保安確保のための教育を実施するよう要請する。

また、所有者に対し、自主的に危険物の取扱作業に従事する者の保安教育を実施するよう、指導要請する。

(3) 製造所等の維持管理

製造所等の保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査するものとし、製造所における災害の防止に積極的な指導を行う。

- ア 位置構造及び施設の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保安管理状況
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- エ 危険物取扱者の立会状況

(4) 自主予防対策の推進

所有者に対し次の措置を取らせるものとし、自主的な予防対策が推進できるよう適切な指導をする。

ア 予防規程の遵守

予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守の徹底を図る。

イ 自衛消防組織の充実

自衛消防組織の編成状況を掌握し、隨時消防訓練を実施させる等、その消火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

ウ 定期点検の励行

保安検査、立入検査のほか製造所等において、当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を完全に実施するよう指導を行う。

(5) 危険物の輸送

警察の協力を求めてタンクローリー、危険物運搬車の立入検査を実施し、車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行う。

(6) 消火薬剤等の緊急輸送対策

関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスは、その取扱を誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害に発展する危険性がある。このため、市及び消防関係機関等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するため、高圧ガス取締法をはじめ関係法令に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を図る。

(1) 保安体制の確立

ア 保安統括者等の選任

高圧ガス製造者、販売業者、貯蔵所の所有者又は占有者（以下「製造事業所等」という。）に対し当該施設の種類及び規模に応じ、高圧ガス製造保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安企画推進員、保安係員、販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者又は業務主任者を定め高圧ガスの製造、販売、貯蔵又は消費に関する業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

イ 協会等との連携強化

九州通産局の指導のもとに、高圧ガス保安協会九州支部、九州地区高圧ガス防災協議会熊本県支部、熊本県高圧ガス安全協会、熊本県エルピーガス協会及び熊本県冷凍保安事業協会等と緊密な連携を保ち、保安体制の万全を期する。

(2) 保安教育の実施

ア 保安教育計画の作成

製造者等に対し公共の安全の維持又は災害発生防止のため、実態に即した保安教育計画を定め、従業員に対する保安教育を実施、指導するよう関係機関に要請する。

イ 協会等の連携強化

九州通産局の指導のもとに、高圧ガス保安協会九州支部、九州地区高圧ガス防災協議会熊本県支部、熊本県高圧ガス安全協会、熊本県エルピーガス協会及び熊本県冷凍保安事業協会等と緊密な連絡を保ち、保安体制の万全を期する。

(3) 保安教育の実施

ア 保安教育計画の作成

製造者等に対し、公共の安全の維持又は災害発生防止のため、実態に即した保安教育計画を定め、従業員に対する保安教育を実施するよう指導する。

イ 講習の実施

保安統括者等のうち法令の規程により定められているものに対して、高圧ガス保安協会が行う講習を受けるよう指導するとともに、必要に応じ、製造、販売等の高圧ガ

スの取扱について保安講習を実施し、保安統括者等に対して必要な知識、技能の習得等保安確保のための教育を施す。

(4) 製造事業所等の維持管理

高圧ガスの製造若しくは販売のための施設、又は高圧ガス貯蔵所について、保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査し、当該施設が適切に維持管理されるよう製造者等を指導する。

- ア 位置、構造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保安管理状況
- ウ 保安体制の整備状況
- エ 保安教育の実施状況

(5) 自主保安対策の推進

製造者等に対し、危害予防規程の作成、定期自主検査及び防災訓練の実施等を行い、自主保安対策を推進するよう指導する。

ア 危害予防規程の作成

危害予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と遵守の徹底を図る。

イ 定期自主検査の実施

製造者等は毎年少なくとも1回以上は定期検査を行い、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理する。

ウ 防災訓練の実施

製造者等は、災害の発生等を想定した訓練を実施するとともに、自衛防災組織を整備しておく。

(6) 高圧ガスの移動

高圧ガスの移動途上に起こる事故に対処するため、指定防災事業所の充実及び防災資機材の整備を促進し、あわせて移動中における事故防止のため、警察の協力を得て路上取締指導を行う。

(7) 消費者保安対策

高圧ガスのうち特にLPGによる一般消費者の事故を防止するため、次のとおり保安対策を実施する。

ア 消費者の啓蒙活動

一般消費者の保安意識の高揚を図るため、消費者保安講習会の実施、啓蒙のためのパンフレット等の配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。

イ 消費設備の調査

販売事業者は、一般消費者の消費設備が技術向上の基準に適合しているかどうかについて調査する。

また、市は消費設備の調査の完全実施を図るため、認定調査機関の育成指導を図る。

ウ 消費設備の立入検査

市は特に必要と認めるときは、一般消費者の消費設備について立入検査を行い、基準に適していないときは、販売事業者及び一般消費者に対して改善指導を行う。

エ 安全器具の普及促進

一般消費者の燃焼器の使用ミスによるガス事故を防ぐため、マイコンメーター等の安全器具の設置促進を図る。

3 火薬類災害予防対策

火薬類は、土木・建築・採石事業を中心に活用されているが、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、盜難防止対策を含め火薬類取締法をはじめ法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の確立等の徹底を図る。

(1) 保安体制の確立

火薬類の製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は火薬類を消費する者（以下「製造業者」という。）に対し、当該施設の種類及び規模に応じ火薬類製造保安責任者、取扱保安責任者又は副保安責任者（以下「保安責任者」という。）を選任し、火薬類の製造、販売又は消費に關係する職務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

(2) 保安教育の実施

ア 保安教育計画の実施

製造業者等に対し、災害の発生を防止し公共の安全を確保するため、実態に即した保安教育計画を作成し、従業員に対する保安教育を実施するよう指導する。

イ 講習の実施

保安責任者に対して、火薬保安協会等が行う保安講習を受けるよう指導し、併せて火薬類による災害の発生を防止するため、必要に応じ火薬類の製造、販売、消費に関する講習を実施する。

(3) 製造事業所等の維持管理

製造事業所等の保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査し、当該施設の維持管理を図り、火薬類による災害を防止するよう指導する。

ア 位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 警報設備の保安管理及び盜難防止対策の状況

ウ 製造、販売、貯蔵又は消費等の取扱状況

エ 保安教育の実施状況

(4) 自主保安対策の推進

製造事業者等に対し危害予防規程の策定、定期自主検査の実施により自主保安対策を推進するよう指導する。

ア 危害予防規程の作成

危害予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と遵守の徹底を図る。

イ 定期自主検査の実施

製造業者等は毎年少なくとも2回は定期的に検査を行い、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理しておく。

(5) 火薬類の運搬

指定数量以上の火薬類を運搬する場合は、県公安委員会から交付を受けた運搬証明書を必ず携帯するよう指導し、あわせて運搬中における事故防火のため、警察の協力を得て路上取締指導を行う。

第26節 防災関係機関等における業務継続計画

市及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（B C P）を定めるものとする。

1 業務継続計画

災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（B C P）の策定にあたっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水道、食料等の確保
- (4) 災害時でもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第27節 受援計画

市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定にあたっては、次の事項について定めておくものとし、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

1 総括（共通）

- (1) 応援要請の手順
- (2) 受援体制
 - ア 受援組織の設置
 - イ 受援組織の構成、役割
- (3) 応援の人的・物的資源の管理体制

2 人的支援

- (1) 受援対象業務の整理
 - ア 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

- イ タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
 - ウ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時間、人員等の整理
- (2) 受援体制の整備
- 庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定
- (3) 応援職員の活動環境の確保
- 応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

3 物的支援

- (1) 調達先の確認・核費、要請手順
- (2) 受入拠点の確保
- (3) 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

4 被災市町村への支援

- (1) 応援組織の設置
 - (2) 市町村の受援対象業務の把握
 - (3) 県内市町村や他都道府県等との連絡収集体制
 - (4) 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ
 - (5) 体制が十分でない市町村への受援業務の支援
- 職員派遣による被災市町村へのニーズ把握

5 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部組織計画

本市において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「基本法」及び「山鹿市災害対策本部条例」により「山鹿市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）を設置するものとする。

1 応急措置等計画

(1) 市長の応急措置

ア 市長の応急措置についての責任

市長は、本市に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、災害の拡大を防止し、又は発生を防御するため必要な応急措置を速やかに実施するものとする。（基本法第62条第1項）

イ 消防機関の出動命令等

市長は、災害の発生するおそれがあるときは、消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等、災害応急責任者に対し応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めるものとする。（基本法第58条）

ウ 設備物件の除去等事前措置

市長は、災害の発生するおそれがあるときは、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者に対し、災害を防止するための必要限度において当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

エ 警戒区域の設定（基本法第63条）

市長は、本市に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、また、当該区域から退去を命ずることができる。

(2) 市の委員会委員等の応急措置

本市の各種委員会委員、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置実施について責任を有する者は、本市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは防災計画の定めるところにより、市長の所轄の下に、その所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。

2 災害対策本部組織計画

(1) 市災害対策本部準備体制

気象台から大雨・洪水及び強風等の注意報・警報の発表または、地震の発生等、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災対本部等を設置するに至らないときは、所要の職員配置体制により、災害対策準備若しくは災害対処を実施する。

(2) 職員配置体制

ア 警戒体制（第1配備）

| 区分 | 内 容 |
|-------------------------|-----------------------------|
| 発動基準 | 市管内における気象注意報発令 |
| 配備基準 | 災害関係課等の職員をもって情報連絡が円滑に行いうる体制 |
| 勤務時間内は各所属で勤務、勤務時間外は自宅待機 | |

イ 情報連絡室体制（第2配備）

| 区分 | 内 容 |
|-------------------------------------|---|
| 発動基準 | 市管内における気象警報発令（線状降水帯発生情報の発表を含む。）、震度4の地震発生及び市長が必要と認めた場合 |
| 室 長 | 防災監理課長 |
| 配備基準 | 災害関係課等の職員をもって情報の収集・処理及び連絡等が円滑に行いうる体制 |
| 勤務時間内は各所属で勤務、勤務時間外は防災監理課、301・302会議室 | |

ウ 災害警戒本部体制

| 区分 | 内 容 |
|-------|--|
| 発動基準 | 市管内における気象警報発令下での局地的災害発生（災害の発生が予測される場合を含む。）、震度5弱・5強の地震発生及び市長が必要と認めた場合 |
| 本 部 長 | 総務部長 |
| 編成基準 | 情報連絡室及び所要の警戒班をもって、災害対策及び災害対処が円滑に行いうる体制 |

エ 災害対策本部体制

| 区分 | 内 容 |
|-------|---|
| 発動基準 | 避難指示の発表など全市的な対応が必要な時、気象等に関する特別警報発令、市広域にわたる災害が発生し被害甚大な場合、市内で震度6弱以上の地震発生の場合 |
| 本 部 長 | 市 長 |

(3) 市災対本部の機構及び運営

「山鹿市災害対策本部条例」に定めるところによる。

(4) 市災対本部の廃止基準

| |
|------------------------|
| ・市内において災害発生のおそれが解消したとき |
| ・災害応急対策が概ね完了したとき |
| ・その他本部長（市長）が適当と認めたとき |

市災対本部設置・廃止の通知

本部長は、市災対本部を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表

するものとする。

(5) 本部会議の開催

本部長は、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

本部会議の委員は以下の対策部長等の組織から構成する。

| 本部対策部 | 部 長 | 副部長 |
|---------|---------|-------------|
| 本部長 | 市 長 | |
| 副本部長 | 副市長・教育長 | |
| 総務対策部 | 総務部長 | 総務部次長 |
| 市民対策部 | 市民部長 | 市民部次長 |
| 福祉対策部 | 福祉部長 | 福祉部次長 |
| 農林対策部 | 農林部長 | 農林部次長 |
| 商工観光対策部 | 商工観光部長 | 商工観光部次長 |
| 建設対策部 | 建設部長 | 建設部次長 |
| 上下水道対策部 | 水道局長 | 水道課長、下水道課長 |
| 教育対策部 | 教育部長 | 首席審議員・教育部次長 |
| 議会対策部 | 議会事務局長 | 事務局長補佐 |

(6) 現地災対本部の設置

本部長は、災害現地に本部設置の必要がある場合は、現地災対本部を設置し、人員を派遣することができる。

(7) 意志決定権者代理順位

市災対（警戒）本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意志決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意志決定を行うものとする。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



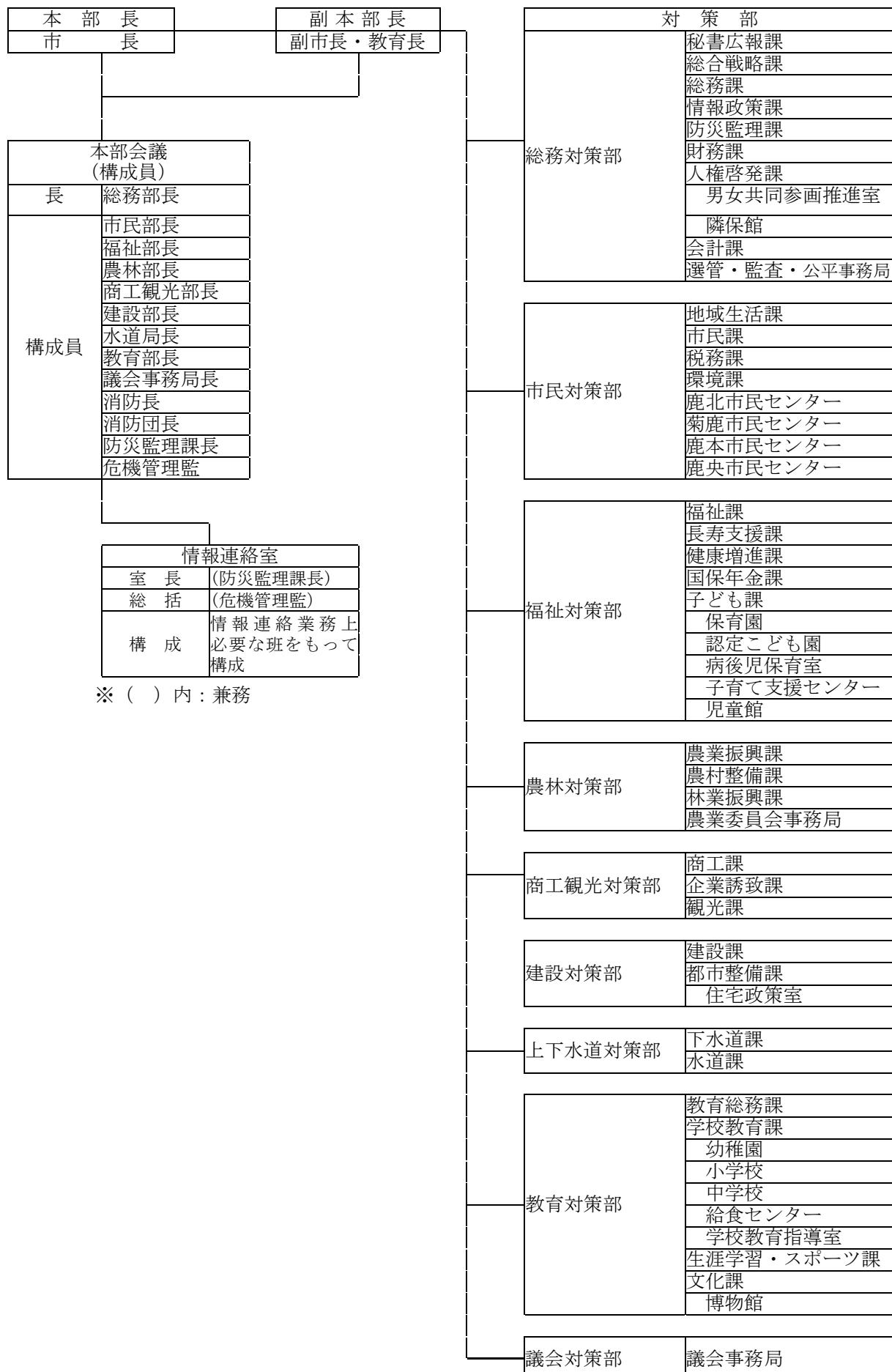
(8) 市災対本部の組織及び事務分掌

市災対本部は、山鹿市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に山鹿市長がこれを設置する。市災対本部は市長を本部長とし、副本部長を副市長・教育長とし、部長を総務部長・市民部長・福祉部長・農林部長・商工観光部長・建設部長・水道局長・教育部長・議会事務局長とし、そのもとに班長・班員を配備し、区長協議会連合会、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

また、機構改革等により組織・課名等が変更になった場合、市災害対策本部の組織構成は、山鹿市災害発生時職員対応マニュアル等にて見直しを図り、防災事業運営に支障のないように即時対応する。

ア 組織

災害対策本部（基準）



※()内：兼務

イ 市災対本部の分掌事務

| 対策部名 | 内 容 |
|-------|---|
| 総務対策部 | <ul style="list-style-type: none"> ①本部長、副本部長の行動調整 ②報道対応及び災害記録（動画・静止画、文書）の収集、整理・保管 ③各対策部との連絡・調整 ④国・県等からの視察対応、要望書作成 ⑤防災監理課の業務支援 ⑥国、県からの視察対応 ⑦職員の参集管理・集計（職員及び職員家族の安否確認、罹災状況の調査を含む。） ⑧各対策部の人員配置の統制（増援・支援） ⑨職員の配置、動員の調整（受援ニーズの調査・掌握を含む。） ⑩応援職員等に対する勤務・生活環境の確保 ⑪災害対応が長期にわたる場合の勤務時間の調整 ⑫災害時における情報システムの等の機能維持、復旧 ⑬本部長の指揮命令に関する事項の準備 ⑭気象情報、被害情報等の収集・評価及び報告 ⑮職員の招集 ⑯避難情報の発令に関する事項 ⑰防災行政無線、やまがメイト、SNS、デタポン等による情報伝達 ⑱災害協定先との連絡調整 ⑲救助部隊（警察・消防・自衛隊）の派遣要請、受入れ及び活動調整 ⑳情報共有システム関連業務 ㉑本庁機能の維持・確保（財政措置、物資調達） ㉒本庁舎の被害状況調査（所管施設等の被害状況調査を含む。） ㉓その他、他部に属さない事項及び本部長の指示する事項 |
| 市民対策部 | <ul style="list-style-type: none"> ①避難所の開設、運営に関する業務の総括（所管避難所） ②避難施設のニーズ把握業務の総括 ③避難所運営班の指揮 ④所管避難施設の開設、運営 ⑤住家被害調査（現地調査）の実施 ⑥災害廃棄物処理対応 ⑦遺体の収容、埋葬等 ⑧防疫対策 ⑨行政協力員（区長）との連絡調整 ⑩被災者に対する市税の減免、徴収猶予 ⑪所管施設等の被害状況調査及び災害応急対策 |
| 福祉対策部 | <ul style="list-style-type: none"> ①避難所への援護 ②避難所等における応急医療 ③救護所の開設、保健師班の編成、派遣 ④福祉避難所の開設及び運営の要請と連絡調整 ⑤福祉避難所開設時の避難行動要支援者の避難誘導、搬送、収容 ⑥医療救護に関する業務の総括 ⑦医療機関等との連絡調整 ⑧日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整 ⑨社会福祉協議会との連絡調整（ボランティア活動） ⑩災害救助法の適用申請 ⑪義援金品等に関する事項（受付、管理、配布） ⑫感染症予防、感染症発生時の防疫活動 ⑬園児の避難及び安否確認 ⑭所管施設等の被害状況調査及び災害応急対策 |

| 対策部名 | 内 容 |
|---------|--|
| 農林対策部 | ①農地、農林業施設（農道、林道、ため池、農地等）の被害状況調査、情報収集及び災害応急対策 ②農作物、家畜等の災害応急対策 ③障害物の除去（重機等の調達、労務の供給） ④被災農林畜産業に関する金融対策 ⑤防疫に関する事項 ⑥水防活動に関する事項 ⑦所管施設等の被害状況調査及び災害応急対策 |
| 商工観光対策部 | ①食料、生活必需品等のニーズの把握、配分業務統括 ②物資の調達、リスト管理 ③物資（支援物資を含む。）の受入れ、配分に関する計画・調整 ④観光客、宿泊客の避難、帰宅（帰国）支援 ⑤被災商工業者に関する金融対策 ⑥観光施設等の被害状況調査及び災害応急策に関する事項 ⑦経済及び商工団体との連絡調整 ⑧所管施設等の被害状況調査及び災害応急対策 |
| 建設対策部 | ①公共土木施設（市道、里道、河川、水路、橋梁等）の被害状況調査、情報収集（河川の水位情報・氾濫情報の収集を含む。）及び災害応急対策 ②土砂災害発生（被害）情報の収集及び応急措置 ③河川管理者、道路管理者（国、県）との連絡調整 ④水防団との連絡調整 ⑤水防活動に関する事項 ⑥道路に関する応急措置及び交通規制（警察との連絡・調整を含む。） ⑦障害物の除去（重機等の調達、労務の供給） ⑧市営住宅等の被害状況調査及び災害応急対策 ⑨応急仮設住宅の設置 ⑩所管施設等の被害状況調査及び災害応急対策 ⑪被災住宅の応急危険度判定に関する事項 ⑫被害認定調査に関する事項 |
| 上下水道対策部 | ①上下水道施設の被害状況調査及び災害応急対策 ②被災施設の復旧対策 ③給水対策（給水拠点の設置等） ④雨水ポンプ場（宗方・大坪・北町）の運転による内水排除 ⑤各汚水処理場の機能維持 ⑥仮設トイレの接続（下水道接続時） |
| 教育対策部 | ①避難所の開設、運営に関する業務の総括（所管避難所） ②避難施設のニーズ把握業務の総括 ③避難所運営班の指揮 ④所管避難所の開設、運営及び連絡調整 ⑤児童、生徒の避難及び安否確認 ⑥災害時における教職員の動員に関する事項 ⑦給食センター及び小中学校での炊き出し ⑧学校施設の被害状況調査及び災害応急対策 ⑨文化財の被害状況調査及び災害応急対策 ⑩社会体育施設の被害状況調査及び災害応急対策 ⑪公民館及び図書館の被害状況調査及び災害応急対策 ⑫その他の所管施設等の被害状況調査及び災害応急対策 |
| 議会対策部 | 市議会議員との連絡調整及び視察対応 |

(3) 災対本部室等のスペースの確保

災害対策本部の設置場所は、山鹿市役所本庁舎3階301・302会議室を災害対策本部室とする。また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。ただし、本庁舎が被災し、使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定（確保）する。

第2節 災害救助法適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害についての救助については、救助法が適用される。救助法の適用については同法、同法施行令及び基本法の細則の定めにより、必要と認めたときは、速やかに所定の手続きを行う。

1 救助法の適用基準

(1) 災害救助の実施機関及び運用基準並びに被災世帯の算定基準

救助はもとより国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。また、この救助を迅速に行うため、救助法第30条の規定により救助の実施に関する知事の一部を市に委任することができることとなっており、本県では平成3年度から同法第23条第1項に規定された全ての救助の種類の実施について委任している（熊本県規則第6号知事の権限に属する事務の一部を市町村長に委任する規則）。

ア 災害救助法の運用基準

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- (ア) 市町村の区域内の人口に応じ、別表第1（令第1条第1項第1号）に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (イ) 県の区域内の住家1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じて、別表第3（令第1条第1項第2号）に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (ウ) 県の区域内において、7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。
 - イ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ロ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- (オ) 被災害世帯の算定基準
- (ア) 被災害世帯の算定基準
 - 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- (イ) 住家の滅失等の認定【第3章第5節】
- (ウ) 世帯及び住家の単位【第3章第5節】

2 救助法の適用手続

救助法による救助は、市町村の区単位ごとに実施されるものであるから、本市における被害が第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて法の適用を要請する。

救助法適用の要請をうけた知事は、熊本県災対本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう市長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。

知事は、災害による被害が救助法を適用される場合は、事前に厚生労働大臣と協議する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

《 救助法の適用手続》

| | |
|------------------------|---|
| 知事に 報告・要請 その後に活動 | 災害に際し、市における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは市長は直ちにその旨を知事に報告するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。 |
| 活動後 事後報告 | 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つ事ができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮をうけなければならない。 |

3 救助の実施

(1) 救助の種類

救助の種類は、以下のとおりである。

《 救助の種類 》

- ア 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の搜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法並びに期間の基準は救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長する。

救助法等を資料編に示す。

5 災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律）

自然災害であって住家の滅失した世帯5世帯以上、及び救助法が適用された場合の災害において死亡した者の遺族に対して、市は条例の定めるところにより災害弔慰金の支給を実施する。

(2) 災害傷害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一災害により負傷し、又は疾病にかかりそれが治ったときに精神的又は身体に1級程度の傷害がある者に対して、市は条例の定めるところにより災害見舞金の支給を実施する。

(3) 災害援護基金の貸付け（災害弔慰金の支給等に関する法律）

自然災害であって、救助法が適用された災害に対して、市は条例の定めるところにより災害援護資金の貸付けを行う。

第3節 職員配置計画

防災関係機関並びに市は、災害の発生するおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動できるようにあらかじめ体制を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調し、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

1 市の職員配置計画

(1) 業務継続計画の確保

大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定に当たっては次の事項を盛り込むものとする。

ア 組織の長が不在の場合の明確な代行順位

イ 職員の確保体制

ウ 職員への支援体制

安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等を含む。

エ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

オ 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保

カ 災害時でもつながりやすい多様な通信手段の確保

キ 重要な行政データのバックアップ

ク 補助時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(2) 職員配置計画

ア 体制及び収集基準

| | |
|-------------------|---|
| 警戒態勢 (第1配備) | 注意報等の気象情報が発表された場合に情報連絡室体制(第2配備)に配置予定の職員は自ら気象情報等の状況を確認しつつ、連絡があった場合に直ちに登庁できる体制を整える。 |
| 情報連絡室体制 (第2配備) | 山鹿市管内に対する気象警報の発令(線状降水帯発生予測情報の発表を含む。)、震度4の地震が発生の場合及び市長が必要と認めた場合、情報連絡室体制(第2配備)を発動する。 災害に対する警戒の初期体制として、防災監理課長は情報収集及び調査活動にあたる。 |
| 災害警戒本部体制 | 山鹿市内における気象警報発令下での局地的災害の発生(災害の発生が予期される場合を含む。)、震度5弱・震度5強の地震が発生の場合及び市長が必要と認めた場合、災害警戒本部体制を発動する。 災害対処のため総務部長は、情報の収集及び対処方針の協議を実施するとともに情報共有、指示の一元化を行う。 |
| 災害対策本部体制 | 災害に対する全市的対応として、次の基準に達した場合、市長は災害対策本部を設置し、全職員に出動を指示した上で、災害の防止、救助等の災害対応を行う。 1 避難指示の発表など、全市的な対応が必要なとき 2 気象等に関する特別警報が発令されたとき 3 市内広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 4 市内で震度6弱以上の地震を観測した場合 |

イ 配置要員

配置要員は、別に定める職員配置

表に定めるところによる。

ウ 職員配置体制

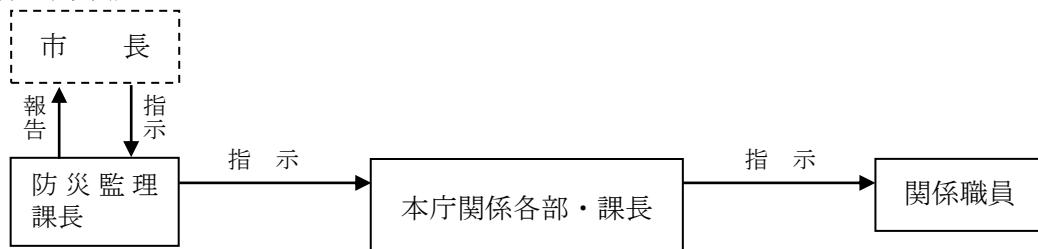
| 職員配置体制 | 参集方法 |
|-------------------|---|
| 情報連絡室体制 (第2配備) | [勤務時間内] (庁内放送等) 市防災監理課→担当職員 [勤務時間外] (山鹿メイト「防災山鹿(職員用)」) 市当直→市防災監理課→担当職員 |
| 災害警戒本部体制 | (第2配備体制に加え) 災害対策及び災害対処が円滑に行いうる所要の班をもって構成 担当職員は、各自、テレビ、ラジオ、防災メール等で状況を覚知した時点で配備部署へ自主登庁し、各班長は配備体制が整い次第、防災監理課に連絡する。 |
| 災害対策本部体制 | 全職員 ただし、道路の遮断等により、登庁できない場合は、各班長(所属長等)へ連絡するとともに、(特に相当規模の災害以上の場合、)最寄りの市民センター等へ出向き応急活動に従事する。 |

(3) 職員の招集

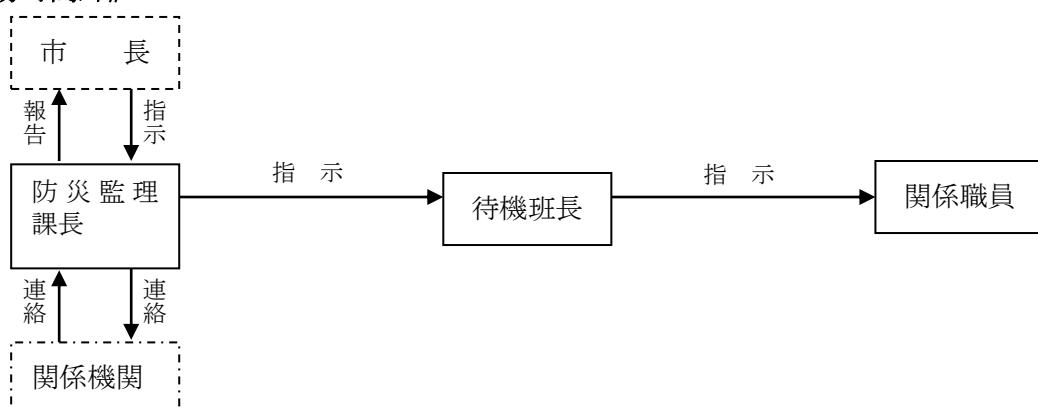
ア 配置指令の伝達

職員配置の指令及び招集の伝達は、次の系統により行う。ただし、担当職員は、各自、テレビ、ラジオ、防災メール、やまがメイト、インターネット等で状況を覚知した時点で配備部署へ自主的に登庁する。

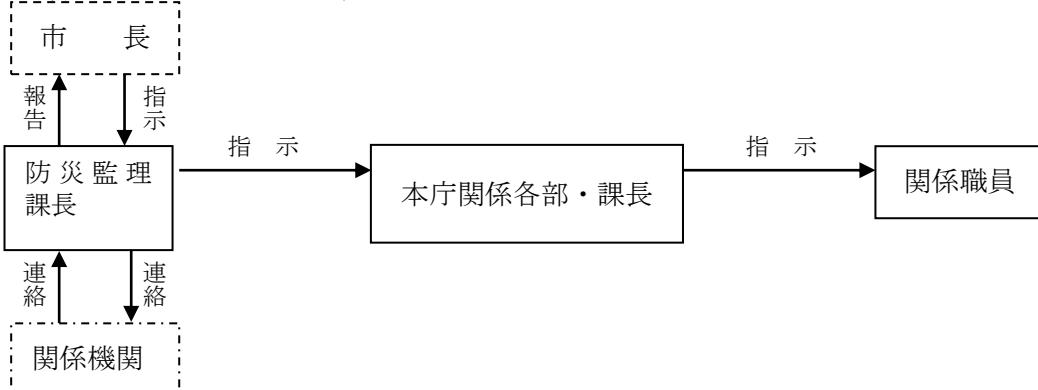
《勤務時間中》



《勤務時間外》



《市災害警戒本部・災対本部設置の場合》



イ 職員配置の招集方法

招集、又は連絡にあっては、「やまがメイト（防災職員用）」により行い、各部局で別に定める、もっとも迅速かつ的確な方法による。

(4) 配置要領

ア 市災対本部設置時において各部長は、それぞれの部の配置系統、連絡の方法等をあらかじめ実績に即した方法により定める。なお、配置要領は、本章第1節の災害対策組織系統図に示す。

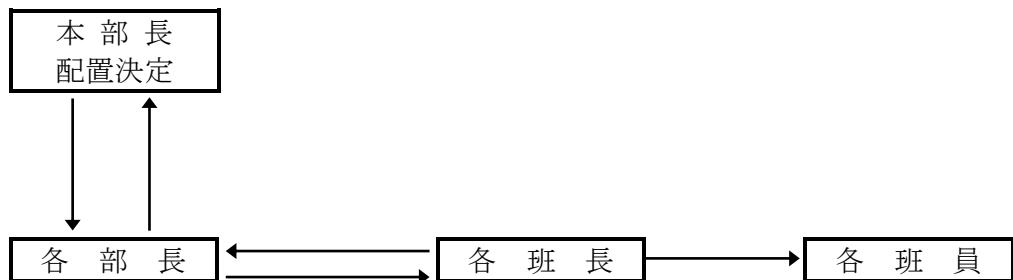
イ 市災対本部長から配置の指示を受けた各部長は、速やかに各班長に通知し配置体制を整える。

ウ 配置を完了した各班長は、配置完了の旨を速やかに各部長に報告し、各部長は、市災対本部長へ報告しなければならない。

エ 勤務時間中

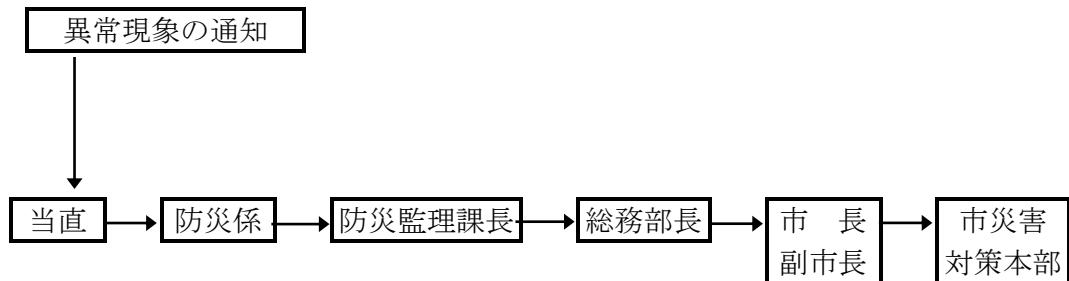
市災対本部において、配置の決定がなされた場合、職員配置表に従い配置を行う。

また、動員の伝達は、市災対本部指令により、「府内放送」または「やまがメイト（防災職員用）」で行う。



オ 勤務時間外

市職員及び当直は、夜間及び休日、退庁後において、気象業務法に基づく注意報、または警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、防災監理課長に連絡し、防災監理課長は市長、副市長、総務部長等と協議し、市災対本部設置の検討を行う。また、配置の伝達は、市災対本部指令により、「やまがメイト〔防災山鹿（職員用）〕」等で行う。



(ア) 非常参集

市職員は、夜間及び休日、退庁後において、激甚な災害が発生し電話連絡等が不可能な場合で、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、またはテレビ・ラジオ等により知ったとき、災害情報を確認し、自主的に市役所に登庁する。

(イ) 緊急初動班の設置

夜間及び休日において、第2配備体制により職員の中から指定した要員により直ちに緊急初動班を組織し、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の初動対応を行うことにより、市災対本部機能の確保を図る。

2 指定地方行政機関等の職員配備体制

市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、市災対本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施できるような動員配備の要請を行う。

第4節 気象予報・警報等伝達計画

災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を県、市町村、関係機関、住民に迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を図る。

1 予警報等の定義

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準

| 種類 | | 発表基準 |
|------|---------|---|
| 特別警報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| | 大雪特別警報 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| | 波浪特別警報 | 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 高潮特別警報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害 が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| 警報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、 浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 |
| | 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。12 時間の降雪の深さが、平地 10 cm以上、山地 20 cm以上になると予想される 場合。 |
| | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速 20m/s 以上になると予想される場合。 |

| 種類 | 発表基準 |
|--------|---|
| 警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、平均風速 20m/s 以上になると予想される場合。 |
| | 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海 2.5m以上、外海 6.0m以上になると予想される場合。 |
| | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 市町村毎の海岸線の潮位が標高 2.2~4.5 m以上。 |
| 注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具 |
| | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12 時間の降雪の深さが平地 3 cm以上、山地 5 cm以上になると予想される場合。 |
| | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。 |
| | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 雪を伴い平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。 |
| | 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海 1.5m以上、外海 2.5m以上になると予想される場合。 |
| | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 市町村毎の海岸線の潮位が標高 1.9~3.0m以上。 |
| | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 濃霧によって視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合。 |
| | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる |
| | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下になると予想される場合。 |
| なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。積雪の深さ 100 cm以上で、 1. 気温 3 ℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが 30 cm以上のいずれかが予想される場合。 |

| 種類 | | 発表基準 |
|-----|-------|---|
| 注意報 | 着氷注意報 | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2°Cから+2°Cと予想される場合。 |
| | 着雪注意報 | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2°Cから+2°Cと予想される場合。 |
| | 霜注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3°C以下になると予想される場合。 |
| | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害の発生、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 冬期：平地で最低気温が-5°C以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4°C以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。 |
| | 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。 |

(注) 土壤雨量指数とは、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標。土壤雨量指数基準は、1km格子毎に値を設定していますが、資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示している。なお、1km格子毎の基準は気象庁ホームページに掲載されている。流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まつてくる水の量から洪水の危険度を示す指標。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能。

- ア 発表の基準値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。
- イ 気象等の特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ウ 気象等の特別警報、警報、注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。
 - (い つ) 警戒又は注意すべき期間……「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す。
 - (どこで) 警戒又は注意すべき地域……概ね一次細分区域毎

(何が) 警戒又は注意すべき対象災害……土砂災害、浸水害、高波など具体的に示す要素で構成し、概ね一次細分区域ごとに、できる限り簡明な記載を行う。

なお、伝達される警報、注意報文には、量的予報等の市町村毎の詳細な情報が含まれないため、別途、気象庁ホームページ等での確認が必要である。

(ア) 気象等の特別警報・警報・注意報の地域細分発表

(イ) 市における警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、警報、注意報を発表する場合の細分区域は、一次細分区域：熊本地方市町村等をまとめた地域：山鹿菊池 二次細分区域：山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次のように分けられる。

ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。

イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。

ウ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

(3) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

| 都道府県名 | 緊急地震速報で用いる区域の名称 | 郡市区町村名 |
|-------|-----------------|-------------|
| 熊本県 | 熊本県熊本 | 熊本市他 22 市町村 |
| | 熊本県阿蘇 | 阿蘇市他 5 町村 |
| | 熊本県天草・芦北 | 天草市他 5 市町 |
| | 熊本県球磨 | 人吉市他 9 町村 |

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るなどを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(4) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が気象の状況が、火災の予防上、危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に

該当しない。

(5) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報を言う。

《火災気象通報の発令》

実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下、若しくは陸上を対象とした最大風速が 10 メートルを超える見込みのとき。また、平均風速 10m/s 以上が 1 時間以上連続で吹く見込みの時（消防法 22 条）。

(6) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準

白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代 河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系洪水予報の種類は次のとおりである。

| 種類 | 発表 |
|--------------------------------------|---|
| 氾濫注意情報（洪水注意報） (警戒レベル 2 相当情報[洪水]) | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。 |
| 氾濫警戒情報（洪水警報） (警戒レベル 3 相当情報[洪水]) | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に上昇が見込まれるとき。 |
| 氾濫危険情報（洪水警報） (警戒レベル 4 相当情報 [洪水]) | 基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。 |
| 氾濫発生情報（洪水警報） (警戒レベル 5 相当情報 [洪水]) | 氾濫が発生したとき。 |

(7) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長、筑後川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(8) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(9) 土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市長村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して発表される。

(10) 土砂災害危険度情報

土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

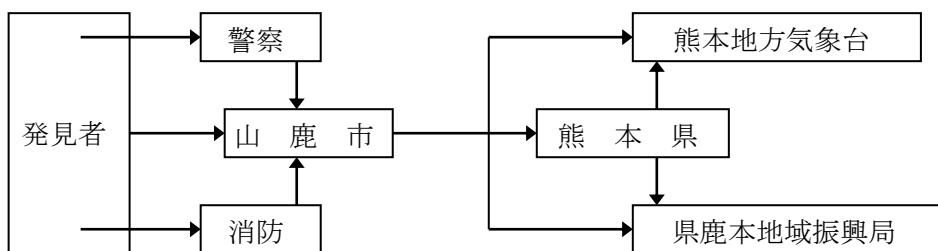
2 予警報等の伝達系統

市は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

3 注意報警報等の伝達系統

(1) 異常現象発見時の通報（基本法54条関連）

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により、その旨を市長又は消防・警察に通報する。
- イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- ウ 通報を受けた市長は、熊本地方気象台及び県知事公室危機管理防災課、その他関係機関に通報しなければならない。



エ ここにいう異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

- (ア) 気象に関する事項
 - (イ) 著しく異常な気象現象——大雨、強い竜巻、強い降ひょう等
- (オ) 地象に関する事項
 - (ア) 火山関係
 - イ) 噴火現象—噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰等
 - ロ) 噴火以外の火山性異常現象
 - i) 火山地域での地震の多発
 - ii) 火山地域での鳴動の発生
 - iii) 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等
 - iv) 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度
 - v) 昇華物等の異常変化
 - vi) 火山地域での湧泉の顕著な異常変化。湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等
 - vii) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等
 - viii) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の

- 変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
 カ 水象に関する事項
 異常河川増水

3 気象予報・警報等伝達計画

(1) 気象予報・警報等の伝達計画

- ア 気象台が発表する気象予報・警報等は、熊本県知事からの伝達系統に従い、防災行政無線にて市(防災監理課)及び消防本部等に伝達される。
- イ 気象予報・警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに防災監理課長に報告する。防災監理課長は総務部長に報告し、市長の指示を受けるとともに、市災対本部を設置する場合はその指示等を各部に伝達する。
- ウ 市災対本部設置後、伝達系統図に従い各部長は、各班長から各班員に指示を行う。
- エ 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要的混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- オ 住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、広報車等による広報を行う。

(2) 伝達内容

- ア 市災対本部等の設置及び廃止に関すること。
- イ 被害状況把握に関すること。
- ウ 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。
- エ その他防災上必要と認められること。

4 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。これらの一般的な周知方法は次のとおりである。

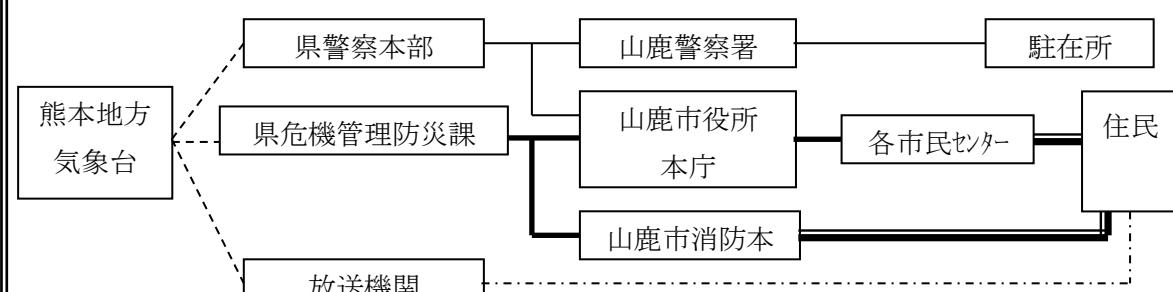
(1) 直接的な方法

- ア 市防災行政無線（同報系）による放送
- イ やまがメイト、ホームページ等
- ウ 電話・口頭による戸別連絡
- エ 広報車による広報

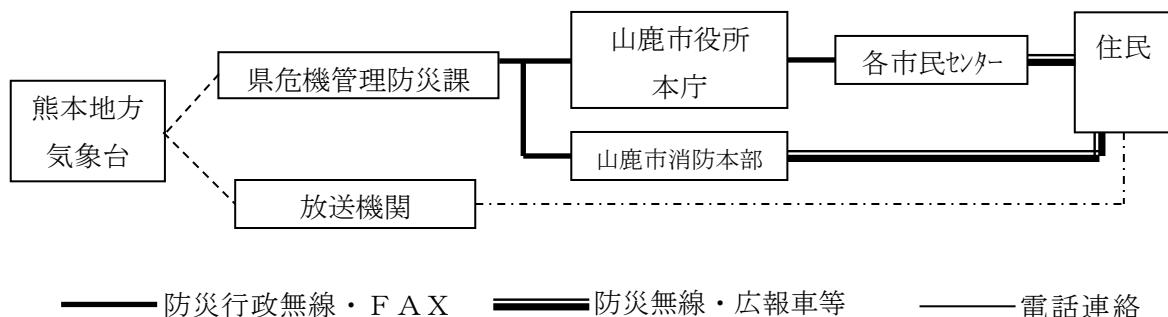
(2) 間接的な方法

- ア 嘴託員等を通じての連絡
- イ 消防団等を通じての連絡

《注意報、警報伝達系統》



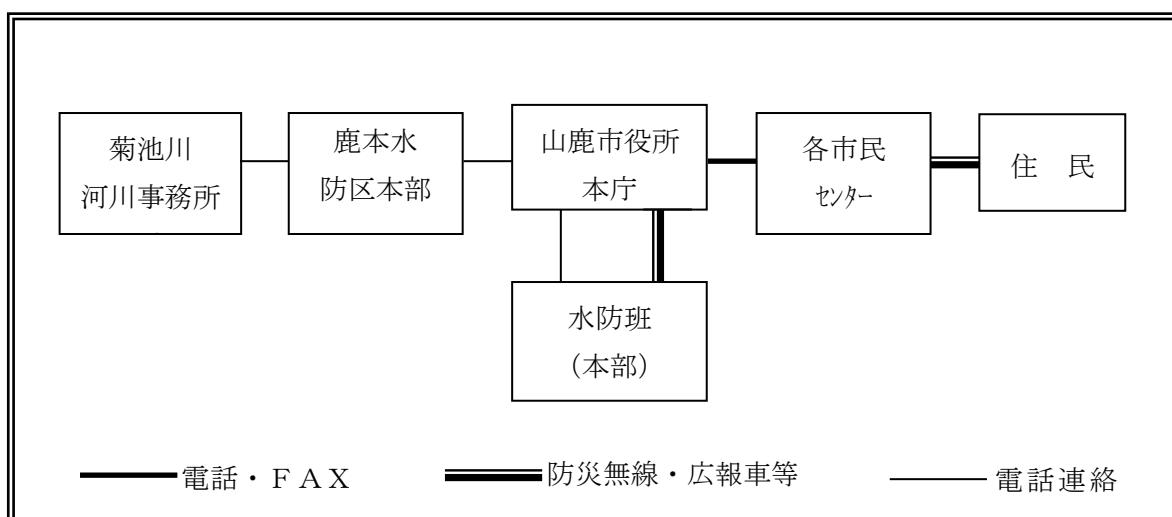
《異常乾燥注意報、火災気象通報及び警報の伝達系統》



5 水防警報の伝達系統

水防活動用の予報及び警報を受けた場合、市は、通信連絡系統により県地域振興局、その他出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、県地域振興局は、関係水防管理者に通知する。

《水防警報の伝達系統》



第5節 被害情報等収集伝達計画

市災対本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

1 災害情報の収集

(1) 情報総括責任者の指定

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その集約を総務対策部が行う。総務対策部はその集約を行うため、各対策部との連絡を密にする。

(2) 収集体制の整備

ア 市は、情報の収集等迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法等について、あらかじめ整備する。

イ 情報広報班において写真取材担当を編成し、被害の程度及び状況がわかるよう、また、被害の報告・広報写真として役立つような写真の撮影を行う。

(3) 災害情報の把握

各対策部は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）

イ 火災の発生状況

ウ 住家の被災状況

エ 住民の行動・避難状況

オ 土砂災害等の発生状況

カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

キ 孤立集落の発生状況

ク 医療救護関係情

ケ その他市の業務継続に必要な情報

2 被害情報の調査要領、伝達

(1) 被害の調査要領

次の点に留意し、被害状況を的確に調査、伝達する。

ア 情報項目

（ア） 災害の原因

（イ） 災害が発生した日時・場所又は地域

（ウ） 被害の状況

（エ） とられている対策

（オ） 今後の見込み及び必要とする救助の種類

イ 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら実施する。

ウ 各班は、災害が発生したときは、直ちに災害調査担当を編成して被害状況等を調査する。

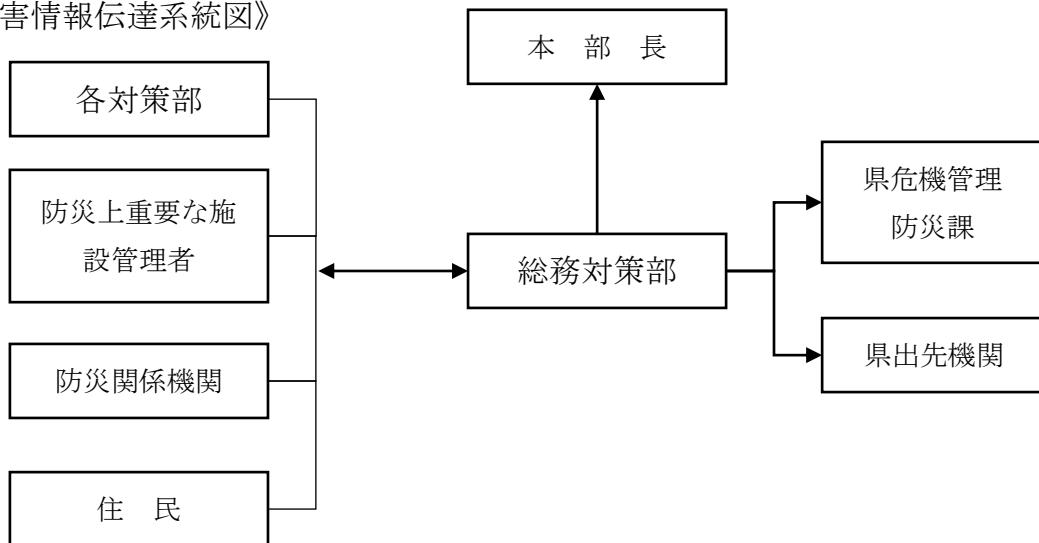
エ 被害状況調査にあたっては、被害程度の認定基準に基づき判定する。

- オ 情報広報班は、所轄警察署及び消防本部等と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたる。
- カ 被害の程度の調査に当たっては、内部の連絡体制を密にし、調査脱漏、重複調査のないよう留意し、調整する。
- キ 被害状況によって、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、災害人員についても、平均世帯により計算し報告する。
- ク 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ケ 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- コ 情報広報班は、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておく。

(2) 被害情報の伝達

収集した被害情報については、以下に示す伝達系統図及び災害応急対策組織表に基づき、連絡を密に行う。【第3章第1節関係】

《災害情報伝達系統図》



3 被害情報の報告基準

市は、即座に概括情報の収集を行い緊急の場合は、災害速報様式等、所定の様式によらず、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

県への報告等

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、一般被害状況及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という）の取り扱いについては、「県災害調査報告実施要綱」の定めるとおりとする。なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有

無を問わない。)については市町村が直接消防庁に対して報告するものとする。(平成 12 年 11 月 22 日付け消防災第 98 号・消防情第 125 号消防庁長官による)

4 通信計画

(1) 災害時における通信連絡

ア 防災行政無線の活用

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれがない防災行政無線を活用する。

《災害時に使用できる通信施設》

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 災害時優先電話及び非常電報
- (ウ) 他の機関の専用通信施設
- (エ) 非常無線
- (オ) 消防無線

(2) 災害時優先電話の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等に必要がある時は、災害時優先電話、及び非常電報を利用することができます。

ア 災害時優先電話

- (ア) 災害時における緊急通信のため、災害時優先電話として承認を受け指定された本市の電話番号を利用する。
- (イ) 大規模災害等において、緊急に通信連絡の使用が必要なときは、優先的に通話を利用することができる。

イ 非常電報

非常扱いの電報、又は緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・輸送確保機関
通信の確保に直接関係のある機関・電力供給機関・警察機関

(3) その他の通信施設利用計画

ア 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。使用できる主な機関は次のとおりである。通信施設が優先利(使)用できる主な機関名は次のとおりである。

| 利(使)用できるもの | 通信設備設置機関 | 申込窓口 |
|------------|----------|---------------|
| 市長 | 県防災行政無線 | 熊本県鹿本地域振興局土木部 |
| 消防機関の長 | 県警察本部 | 山鹿警察署 |
| | 国土交通省 | 菊池川河川事務所 |

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。

- (ア) 利(使)用しようとする理由
- (イ) 通信の内容
- (ウ) 発信者及び受信者

イ 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用する事ができないとき、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第 52 条の規定に基づいて、無線局は非常無線を行うことができる（以下「非常無線通信」という）ので、次の計画に定めるところにより活用する。

(ア) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

(イ) 非常無線通信の依頼先

熊本地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

(ウ) 非常無線通信としての通信内容

非常無線通信の内容は次のとおりである。

《非常無線通信内容》

- イ) 人命の救助に関するもの。
- ロ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ハ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- ニ) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令。
- ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- ヘ) 遭難者の救助に関するもの。
- ト) 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- チ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- リ) 鉄道路線、道路、電力設備及び電信電話回線の破壊、又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配並びに運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- ヌ) 防災機関相互間において発受する災害救助その他緊急措置に関するもの。
- ル) 救助法等の規定に基づき、県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(エ) 利用の方法

非常災害時には、無線局は、自局内も繁忙を極めるので、非常通報依頼は次の点に留意するものとする。

- イ) 通報依頼のとき窓口で「非常」と表示のこと。
- ロ) 通報文一通の次数は、なるべく 200 字以内にまとめること。
- ハ) 電話で依頼してもよい。
- ニ) 通報文は、電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所氏名発信者の住所氏名（電話番号も併記）を記入する。
- ホ) 反電の配達方法を協議しておくこと。

ウ 災害時における通信料免除扱い

西日本電信電話株式会社回線を経由する場合は、次のものが料金免除の対象となる場合がある。

(ア) 非常天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及

び救援に直接に関係がある機関に対して発するもの。

- (イ) 災害に際し、西日本電信電話株式会社が指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は救護を求める内容とする電報であって、西日本電信電話株式会社が定める条件に適合するもの。
- エ 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法
 - (ア) 地上から航空機に対する信号の種類
 - (イ) 地上からの信号に対する航空機の回答要領
 - (ウ) 航空機から地上に対する信号要領
 - (エ) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際の要領
- オ 消防本部無線通信施設
 - 消防本部内の無線通信施設を確保する。

5 防災情報共有システムの活用

市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報連携技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

さらに、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図る。

なお、平時から各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図る。

第6節 災害広報計画

防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備に努める。

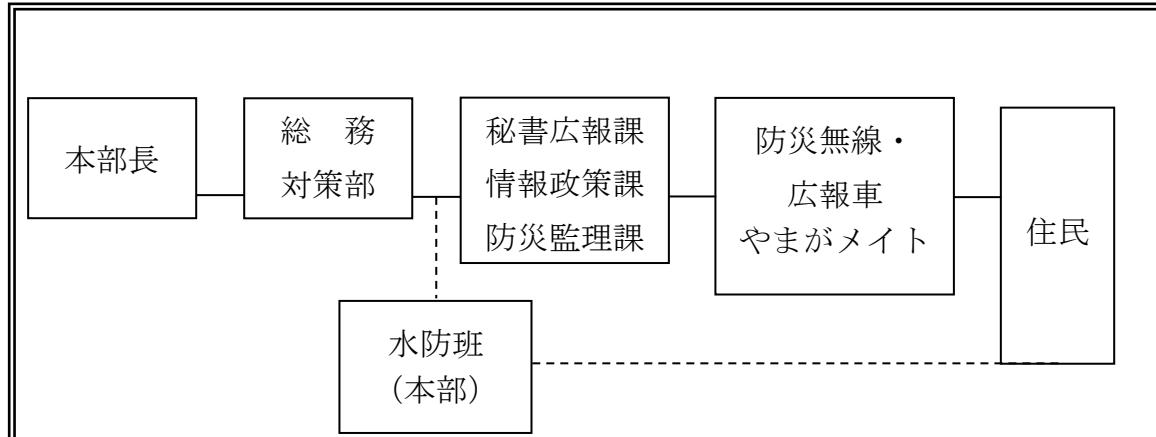
- ア 広報重点地区（各災害危険地区）
- イ 地区住民（要配慮者）の把握
- ウ 広報・公聴担当者の習熟
- エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討
- カ 伝達ルートの多ルート化

(2) 広報施設及び方法の整備・拡充

市及び関係機関は、下記の広報施設及び方法の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- ア 広報媒体の利用（ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車
- エ 消防団
- オ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）
- カ 広報誌、チラシ、ポスター等
- キ 避難場所への職員の派遣
- ク 自主防災組織等による広報
- ケ 携帯電話メールサービス
- コ 安否情報システム
- サ その他状況に応じ効果的な方法

《広報組織》



(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

総務対策部は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

また、相談窓口は市災対本部の各対策部により編成され、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の申請、医療相談、生活相談等の市役所の実施する災害対策業務の受付案内を行う。また、災害よって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、社会福祉協議会、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう該当被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 広報要領

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けられる。

(1) 報道機関に対する広報

報道機関に対する情報発表は、総務対策部長が行う。

(2) 報道要請実施要領

ア 放送機関に対する放送要請計画

災害のため、市が利用できる通信のすべてがまひした場合又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達又は警告をするため、市災対本部長は基本法第 57 条に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

イ 要請手続

原則として県を窓口とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請する。

(3) 住民に対する広報要領等

総括班が気象予警報の入手、被害情報等が判明する都度、住民に知らせる。

ア 広報要領

- (ア) 余震、二次災害危険の見通し
- (イ) ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- (ウ) 電話混雑解消への協力
- (エ) 生活関連施設（電気・水道・鉄道・道路等）の被害と復旧の見込み
- (オ) 給食、食料品、生活必需品の確保状況

これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくことが望ましい。

イ 広報要点

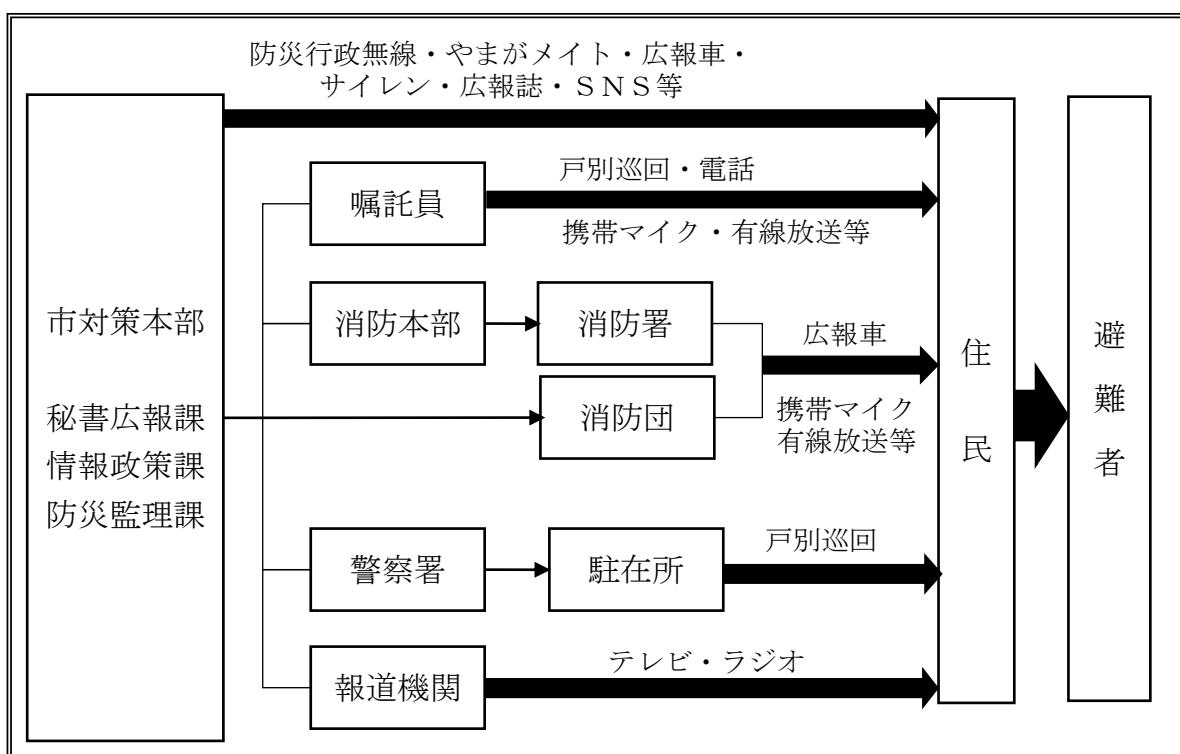
市は、災害応急対策の第一次的実施機関として、災害の規模、態様に応じて、直ちに地域住民への広報を行う。

- (ア) 災害に関する注意報・警報に関すること
- (イ) 避難指示及び避難所の設置、避難時の留意事項等に関すること
- (ウ) 火災状況
- (エ) 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- (オ) 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧の見通しに関する事項
- (カ) 医療救護所の開設状況
- (キ) 給食・給水実施状況
- (ク) 道路交通、河川等に関する事項
- (ケ) 災害応急復旧の見通しに関する事項
- (コ) 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- (サ) 住民の安否情報
- (シ) 医療機関、金融機関などの生活関連状況
- (ス) 被災者支援に関する情報等
- (セ) その他必要な事項

3 広報の実施方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

- (1) 通信機器による地区広報
- (2) 報道機関による広域広報
- (3) 広報車等による現場広報
- (4) 嘴託員及び自主防災組織等による広報
- (5) 避難所・避難地等における派遣広報
- (6) 広報紙の掲示・配布等による広報



第7節 自衛隊災害派遣要請計画

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条及び第68条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1 災害派遣要請基準

市長は、以下の基準により県知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。

- 天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。
- この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。
- (1) 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。
- (2) 緊急性：さし迫った必要性がある。
- (3) 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

2 派遣の要請種類

- (1) 災害が発生し、知事等が人命又は財産を保護するために必要があると認めた場合、知事の要請に基づく部隊等の派遣の要求
- (2) まさに災害が発生しようとしている場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- (3) 災害に際し、その事態に照らし、特に、緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、知事等からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣
- (4) 庁舎等の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣
- (5) 知事等の派遣要請を待ついとまがない場合の市長からの連絡による部隊派遣

3 派遣要請要領

(1) 派遣要請の要求

災害に際し、知事及び市長は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請の要求を行う。

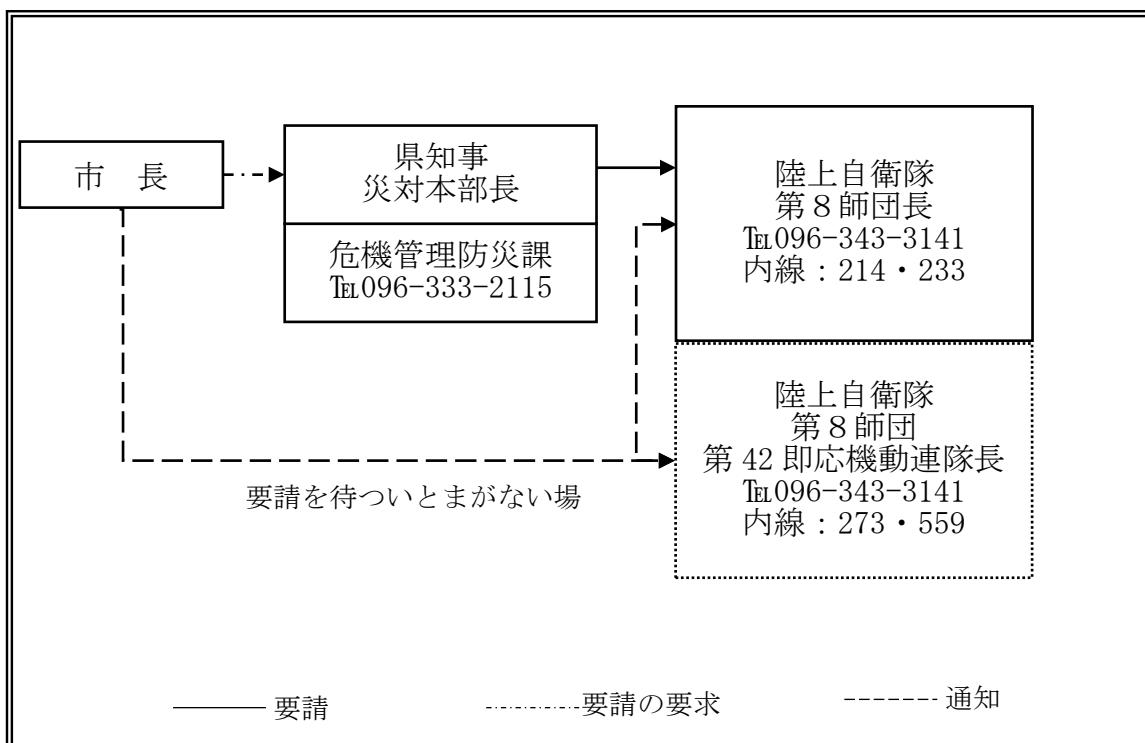
- ア 市長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
イ 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
ウ 知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合
エ 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがなく、市長が自らの判断で必要を認めた場合

(2) 派遣要請の方法

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、県知事に自衛隊（陸上自衛隊第8師団第42即応機動連隊）派遣要請の要求を行う。原則として、災害派遣要請書に記載事項を明らかにし依頼することとするが、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話もしくはFAXで県（危機管理防災課）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、県知事の要請を待ついとまがない場合は、直接自衛隊（第 42 即応機動連隊）に通知するものとし、事態の推移に応じ、要請の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

《災害派遣要請系統図》



派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にする。

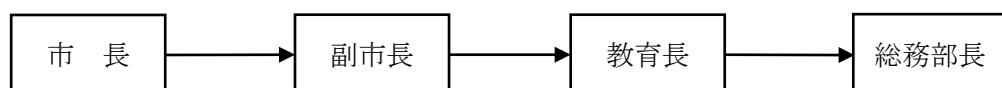
《自衛隊派遣要請事項》

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する人員、航空機、その他の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(3) 意志決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

市は、意志決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に変わって意志決定を行う。

この場合において、代理で意志決定を行った者は、事後、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



(4) 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は県地域防災計画書記載の要領に基づき行われる。

4 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

(1) 派遣部隊の受け入れ体制

派遣部隊に対して市は次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。

ア 災害派遣の要請は、まず市自体が全組織を動員して応急救助を実施しても、なお事態の收拾が困難である場合、又は緊急非常の場合等とし、安易に要請することのないよう留意する。また、自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般復旧計画は別途依頼する。

イ 市からの要請責任者は、市長とし、常に統一ある判断のもとに要請する。

ウ 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な土地・建物の借り上げに協力する。

エ 派遣部隊の作業に対して、市当局及び住民は積極的に協力する。

オ 災害地における作業に関しては、市と自衛隊指導者との間で十分協議して決めるものとする。その他 使用器材等の準備、経費の負担区分については、県計画による。

(2) 使用資機材の準備

ア 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については特殊なものを除き市において準備する。

イ 災害救助や応急作業等に必要な材料、消耗品等は市において準備する。

(3) 経費の負担部分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2市町村以上の地域にわたる場合は協議して決める。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び当該電話による通話料金等（災害派遣に関わる事項に限る。）

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

エ その他の必要な経費については事前に協議して定める。

(4) 災害時臨時ヘリポート

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。また、県へ登録された災害時の臨時ヘリポートを利用する。

5 派遣要請の範囲

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消防活動：林野火災等に対し航空機による消火
- (3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯（温食）
- (9) 宿泊支援：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

6 派遣部隊等の撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請する。撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、事後速やかに文書をもって要請する。

- (1) 撤収日時
- (2) 撤収要請の事由
- (3) 事故の有無
- (4) その他必要な事項

第8節 広域応援要請計画

災害発生の規模に応じては、市独自で応急活動等に支障をきたすことが予想され、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施する。

1 県市町村間等の応援要請

(1) 協定に基づく応援派遣要請

大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に防止するため、「義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定」及び「熊本県都市災害時相互応援に関する協定」並びに「熊本県消防相互応援協定」等に基づき、応援を求めるものとする。

(2) 県・他市町村に対する応援要請

ア 県への応援又は応援あつ旋の要請

市長は、市に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応援のあつ旋を要請する。

この場合において、知事は必要があると認めるときは、自ら応援を行い、又は国、他の都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示する。

イ 他市町村への応援要請

市長は当該市の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

2 警察への応援要請

災害発生時において、市は必要に応じ山鹿警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を要請する。

3 指定公共機関又は指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方公共機関に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定公共機関又は指定地方行政機関の職員

の派遣についてあっ旋を求める、災害対策の万全を期する。また、市長は民間団体等に対しても、協力を要請する。

以下の事項を示して協力を求める。

| 被要請団体 | 要請時の明記事項 | 協力活動内容 |
|--------------|----------------|------------------|
| (1) 行政協力員会 | (1) 応援を必要とする理由 | (1) り災者に対する炊出し作業 |
| (2) 婦人会 | (2) 作業の内容 | (2) り災者に対する救出作業 |
| (3) 自主防災組織 | (3) 従事場所 | (3) 救助物資の輸送配給作業 |
| (4) 指定公共機関 | (4) 就労予定時間 | (4) 清掃防疫援助作業 |
| (5) 指定地方行政機関 | (5) 必要機関、所要人員 | (5) 被害状況の通報連絡作業 |
| (6) 指定地方公共機関 | (6) 集合場所 | (6) その他必要とする作業 |
| (7) その他公共的団体 | (7) その他参考事項 | |

4 災害時応援協定を締結している団体等への要請

大規模災害等の発生により必要があると認める場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

また、大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するものとする。

5 応援・受援体制の整備

応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第9節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

1 避難所

市が定める避難所等には、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があり、各種災害における条件を考慮して、あらかじめ指定しておくものとする。

なお、状況に応じ、指定する避難所等以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置する。

2 避難指示等の実施

(1) 避難指示等の発令及び解除

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、必要があると認めるときは、本市が定める避難指示等判断基準に従い、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行うものとする。

また、避難のために屋外等に移動することにより、かえって人命等に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置の指示を行う。

ただし、災害による危険が切迫し、市長の判断を得るいとまがないときや市長が不在のときは、副市長又は総務部長が市長の権限を代行する。いずれの場合も、事後速やかに市長に報告する。

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

《避難指示等の実施責任者及び災害の種類》

| 区分 | 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 |
|--------|---------------|-------|--------------|
| 避難指示 | 市長 | 災害全般 | 基本法 第60条 |
| | 警察官 | 災害全般 | 基本法 第61条 |
| 避難等の措置 | 警察官 | 災害全般 | 警察官職務執行法第4条 |
| 立退きの指示 | 知事又はその命を受けた職員 | 洪水 | 水防法第29条 |
| | | 地すべり | 地すべり等防止法第25条 |
| | 水防管理者 | 洪水 | 水防法第29条 |
| 避難等の指示 | 自衛官 | 災害全般 | 自衛隊法第94条 |

(2) 避難指示等の類型

避難指示等は、以下の三類型に分けて発令する。

| 区分 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|------------------|--|---|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況 | <p>避難に時間を要する要配慮者及び避難支援者はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難</p> <p>「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難</p> |
| 警戒レベル4 避難指示 | 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 | <p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難</p> <p>「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」</p> |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 | <p>居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保</p> <p>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)</p> <p>※1：指定緊急避難場所ではありませんが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p> <p>なお、本行動を促す情報が市から発令されるとは限らない。</p> |

注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

3 避難指示等の判断基準

(1) 洪水等

ア 具体的な基準を作成する対象
菊池川、上内田川、岩野川とする。

イ 避難すべき区域
原則として熊本県が公表した洪水浸水想定区域とする。

ウ 具体的な基準
避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測、河川巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

| 区分 | 菊池川 (洪水予報区間) | 岩野川・上内田川 (水位周知区間) | 左記以外の中小河川・内水等 |
|--------|---|--|--|
| 高齢者等避難 | ①避難判断水位に到達し、かつ、氾濫警戒情報において、引き続き水位上昇が見込まれる場合 ②氾濫危険水位に到達することが予測される場合 ③洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 ④漏水等が発見された場合 | ①避難判断水位に到達した場合 ②氾濫注意水位を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 ・上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③漏水等が発見された場合 | ①床下浸水や道路冠水が発生し、浸水区域が拡大するおそれがある場合 |
| 避難指示 | ①氾濫危険水位に到達した場合 ②洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合 ③異常な漏水等が発見された場合 ④上流のダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 | ①氾濫危険水位に到達した場合 ②避難判断水位を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合 ・上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③異常な漏水等が発見された場合 | ①床下浸水や道路冠水が発生し、浸水区域が拡大している場合 ②内水排水ポンプ運転停止水位に達することが見込まれる場合 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|--|-----------------------------------|---|--|--|
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜及び早朝に避難が必要となることが想定される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近、通過することし、大量の降雨が予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近及び通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） 自主防災組織又は自治会等当該地域の代表者が避難指示の必要性を認め、市に通報があった場合 | | | | | | |
| 緊急安全確保 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> ①異常な漏水の進行や亀裂やすべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水や溢水が発生した場合（氾濫発生情報、水防団からの報告等） ③樋門及び水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 </td><td style="width: 33%; vertical-align: top;"> ①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告） ③樋門及び水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 </td><td style="width: 33%; vertical-align: top;"> ①床上浸水が発生した場合 ②内水排水ポンプが運転停止した場合 </td></tr> <tr> <td colspan="3"> • 自主防災組織又は自治会等当該地域の代表者が緊急安全確保の必要性を認め、市に通報があった場合 </td></tr> </table> | ①異常な漏水の進行や亀裂やすべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水や溢水が発生した場合（氾濫発生情報、水防団からの報告等） ③樋門及び水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 | ①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告） ③樋門及び水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 | ①床上浸水が発生した場合 ②内水排水ポンプが運転停止した場合 | • 自主防災組織又は自治会等当該地域の代表者が緊急安全確保の必要性を認め、市に通報があった場合 | | |
| ①異常な漏水の進行や亀裂やすべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水や溢水が発生した場合（氾濫発生情報、水防団からの報告等） ③樋門及び水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 | ①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告） ③樋門及び水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 | ①床上浸水が発生した場合 ②内水排水ポンプが運転停止した場合 | | | | | |
| • 自主防災組織又は自治会等当該地域の代表者が緊急安全確保の必要性を認め、市に通報があった場合 | | | | | | | |

《洪水予報区間に水位観測所の水位》

| 河川名 | 水位観測所位置 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|-----|----------------|---------|--------|--------|--------|
| 菊池川 | 山鹿市山鹿大橋上流 120m | 3.20m | 4.00m | 5.90m | 6.30m |

水位周知区間に水位観測所の水位

| 河川名 | 水位観測所位置 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|------|--------------------|---------|--------|--------|--------|
| 岩野川 | 山鹿市津留小坂橋下流 300m | 1.63m | 3.43m | 3.43m | 4.29m |
| 岩野川 | 山鹿市城舞鶴橋下流 20m | 2.50m | 3.00m | 3.60m | 4.60m |
| 上内田川 | 山鹿市鹿本町袋田台橋下流 1400m | 1.50m | 2.60m | 3.20m | 3.90m |

(2) 土砂災害

ア 避難すべき区域

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（※1）、「土砂災害危険箇所」（※2）を原則としつつ、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び

前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について、巡視情報や周辺住民等からの通報などの現地情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難指示等の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

避難指示等は、避難すべき区域が、土砂災害警戒情報（※3）を補足する情報（※4）において、「実況で土砂災害警戒情報の基準を超過している区域」又は「予想で土砂災害警戒情報の基準を超過している区域」と重なった区域に対して発令する。

イ 具体的な基準

避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

| | 現地情報等による基準 | 気象警報等による基準 |
|------------|--|---|
| 高齢者等 避難 | | <p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>注1) 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p> <p>注2) 土砂災害に関する危険度分布は2時間先までの予測です。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関する危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき高齢者等避難の発令を検討してもよい。</p> |
| 避難指示 | 近隣で前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化、渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等の亀裂等）が確認された場合 | <p>①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>②土砂災害に関する危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨等を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> |

| | | |
|--------|--|--|
| 避難指示 | | 注) 上記①～④以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以後に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい |
| 緊急安全確保 | 近隣で土砂移動現象、土砂災害が確認された場合（山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等） | ①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ②土砂災害が発生した場合 |

※ 1 土砂災害防止法施行令第2条に基づき、熊本県が指定する区域

※ 2 土砂災害が発生する恐れのある箇所（土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、熊本県が各点検要領に基づき土砂災害危険箇所として選定した箇所

※ 3 大雨警報発表後に、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表する情報

※ 4 気象庁の「土砂災害に関する危険度分布」及び熊本県統合型防災情報システムの「土砂災害危険度情報」による情報

4 避難指示等の周知、伝達方法等

(1) 避難指示等の周知徹底

市長は、避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。

なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとし、特に「屋内安全確保」等の安全確保措置の指示については、対象区域、想定される浸水深等の被害想定及び屋内等における安全待避空間の場所などを具体的に周知するものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

ア 高齢者等避難の伝達

- (ア) 防災行政無線による周知
 - (イ) 登録制メール（やまがメイト、熊本県防災情報メールサービス、緊急速報（エリア）メール、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した伝達
 - (ウ) 行政協力員、自主防災組織等を通じて対象地域の各世帯に伝達
 - (エ) 報道機関に放送を要請（テレビ、ラジオ、新聞等）
 - (オ) 市ホームページ、フェイスブック等のSNSを活用した伝達
 - (カ) 巡回による伝達（消防署、消防団等により管轄区域を巡回し、サイレン・マイク等を利用して伝達する。また、特に緊急を要するときは各家庭を戸別に訪問し伝達する。）
 - (キ) 広報車等による伝達
 - (ク) その他状況に応じた伝達
- イ 避難指示、緊急安全確保の伝達

- (ア) 防災行政無線による周知
- (イ) 登録制メール（やまがメイト、熊本県防災情報メールサービス、緊急速報（エリヤ）メール、レアラート（災害情報共有システム）を活用した伝達
- (ウ) 行政協力員、自主防災組織等を通じて対象地域の各世帯に伝達
- (エ) 報道機関に放送を要請（テレビ、ラジオ、新聞等）
- (オ) 市ホームページ、フェイスブック等のSNSを活用した伝達
- (カ) 巡回による伝達（消防署、消防団等により管轄区域を巡回し、サイレン・マイク等を利用して伝達する。また、特に緊急を要するときは各家庭を戸別に訪問し伝達する。）
- (キ) 広報車等による伝達
- (ク) その他状況に応じた伝達

(3) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設への情報提供

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設において、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対し、避難指示等の情報を防災行政無線、登録制メール、電話・FAX等を活用し、的確に伝達する。

5 避難誘導

警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織の単位ごとに等による避難誘導を実施する。特に、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

なお、消防職員・団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が迫っている場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

6 避難の方法

(1) 避難の順序

避難のため立退きの誘導に当たっては、警察等の防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て、自治会単位で集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難を優先する。本市においては住民の避難が円滑かつ適切に行えるよう、区長協議会連合会等において、避難方法について自治会、自主防災組織、さらには広報紙、ホームページ等の広報媒体を通じて指導する。

(2) 移送の方法

避難のための立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、市において車両、舟艇等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、市は県

本部及び隣接市町に避難者移送の要請をする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難のための立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ最小限度に制限し、円滑な立退きについて適宜、指導する。

7 指定避難所の開設及び運営

(1) 指定避難所の開設

ア 気象状況及び予報を総合的に勘案し、段階的に市民交流センター、各市民センター等を自主避難所若しくは指定避難所として開設する。

イ 指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を見込む場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ウ 避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難指示者が行い、誘導に際して、被災者の移送で、救出作業の必要により実施する作業及び指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき市長が実施し、同法の適用を受けない災害にあっては、市独自の応急対策として市長が実施する。

エ 指定避難所施設は、原則として資料編のとおりとする。指定避難所施設管理者へは、あらかじめ市長からその旨通知しておくものとする。

オ 災害が発生し、予定した指定避難所が使用できなくなった場合若しくは、重大な災害が発生するおそれがある場合には、速やかに他の適地において指定避難所を開設するものとする。また、市において指定避難所を開設することができないときで、隣接自治体の施設を利用し、他自治体において開設することが適当な場合、災害対策本部は、県本部に対して開設を要請する。ただし、急迫し、前記手続をとるいとまのないときは、隣接自治体本部に直接要請し、その応援を得て開設する。

カ 被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。

キ 要配慮者に配慮して、指定避難所の一部に一定の配慮がなされた部屋やエリアを確保し、指定避難所福祉エリアを開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸 住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(2) 指定避難所の運営

ア 区長協議会連合会、自主防災組織、災害ボランティア、住民及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した指定避難所運営を行うとともに、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避

難所運営マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- イ 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意する。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。特に、要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分に配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等との連携を図る。
- ウ 指定避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- エ 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- オ 市長は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について提供する。
- カ 指定避難所には、初動段階から本市職員（災害時指定職員）を配置し、施設管理者等と連携を図り、運営を適正かつ公平に実施する。
- キ 指定避難所には、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- ク 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。
- ケ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、指定避難所における性的少数者に配慮するよう努める。
- コ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

8 指定避難所外避難者等への配慮

やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施

等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 学校の避難対策

学校の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して、災害時ににおける避難対策を十分講じておく。学校においては、次の応急措置等を実施する。

(1) 実施方法

- ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせる。
- イ 学校長は、教育長の指示のもとに速やかに児童生徒等を安全な場所に避難させる。
- ウ 児童生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずる。

(2) 実施要項

- ア 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施する。
- イ 教育長の避難の指示に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険がせまっている学校から順次指示するほか、メール、ファックス等により、必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。
- ウ 児童生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行う。
- エ 学校長は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を行う。なお、状況により校外への避難誘導が必要な場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(3) 留意事項

- ア 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速、的確に行われるよう、平素から連絡網を整備しておく。
- イ 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようする。
 - (ア) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - (エ) 児童生徒等の携行品
 - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
 - (カ) 負傷者の救護方法
 - (キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法
 - (ク) 登下校中の避難方法
- ウ 校舎等学校施設については、特に平素から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておく。
- エ 児童生徒等及び学校施設に被害を受けた場合、もしくは災害が校内または学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別、程度により、児童生徒等を下校させる場合は、次の方法による。
 - (ア) 教職員の誘導を必要とする場合は、地区ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 地区ごとに集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、橋、堤防）

の通行は避けるように配慮する。また、児童生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとし、市に児童生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

- カ 臨時休校の通告及び連絡等の方法を、児童生徒等に周知徹底しておく。
- キ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施する。
- ク 学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

(4) 避難場所

- ア 教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害の種別及び程度に応じた各学校の避難場所を定める。
- イ 学校が市地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合は、次の点に留意する。
 - (ア) 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をすること。
 - (イ) 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒等及び保護者に連絡するものとする。
 - (ウ) 児童生徒等の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒等をその保護者に引き渡さなければならない。
 - (エ) 全児童生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じること。
 - (オ) 避難が長期間となる恐れがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じること。

10 収容施設の確保

避難者が多数発生し長期化した場合、市は、仮設住宅等を建設するほか、民間賃貸住宅やホテル・旅館関係団体との協定等により、被災者の一定の生活が保たれるよう施設を確保提供する。

11 要配慮者応急対策

災害時において、要配慮者（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の安全確保を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、障がい等の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行うこととする。

(1) 避難行動要支援者の対策

- ア 災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するほか、県、区長協議会連合会、自治会などの地域支援組織等との連携を図り、当要支援者の安否確認、被災状況の把握に努める。
- イ 救護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行い、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行うこととする。
- ウ 本市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅、指定避難所、仮設住宅等で生

活している援護が必要な避難行動要支援者への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。

- エ 本市及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が避難行動要支援者に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- オ 被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うこととする。

(2) 児童等の対策

- ア 本市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童等を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- イ 本市及び県は、被災により保護を必要とする児童等を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- ウ 本市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

(3) 外国人の対策

- ア 災害時において、必要と認めるときは、通訳のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行うこととする。
- イ 本市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- ウ 指定避難所等で、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズ等を把握する。

(4) 社会福祉施設等に係る対策

- ア 福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て速やかに入所者の安全を確保する。
- イ 社会福祉施設は、市との協定に基づき、福祉避難所として開設した場合には、要配慮者の特性に応じた避難の受け入れを行うものとする。
またその他の社会福祉施設等においては、状況に応じて、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

第10節 水防計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第3条の趣旨に基づき、洪水等に際し、水防に関する重要な事項について定め、水災害を防御し及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防組織体制

(1) 水防の責任

ア 市の水防責任

市は、管轄区域内の水防を十分に果たすために、主に次の事務を行う。

(ア) 水防団の設置

(イ) 平常時における河川等の巡視

(ウ) 水位の通報

(エ) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(オ) 水防団及び消防機関の出動準備または出動

(カ) 警戒区域の設定

(キ) 警察官の援助の要求

(ク) 他の水防管理者または市町村長もしくは消防長への応援要請

(ケ) 公用負担

(コ) 避難のための立ち退きの指示

イ 居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者または消防機関の長から水防のため要請があった場合は、直ちに協力し水防に従事しなければならない。

ウ 水防本部の設置

法第16条の規定による水防警報を受け、または、水防の必要があると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、対策にあたる。ただし、市災対本部が設置されたときは、水防本部は市災対本部長の指揮下に入る。

エ 安全の配慮

危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮するものとする。

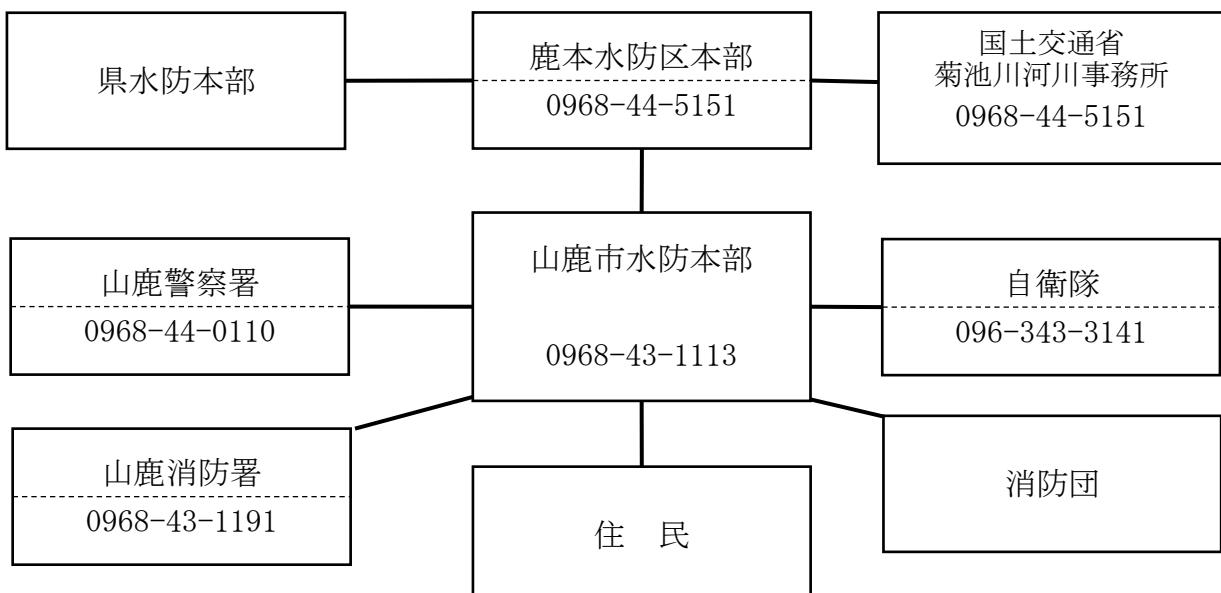
水防活動のほか、避難誘導、水門操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

(ア) 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。

(イ) 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。

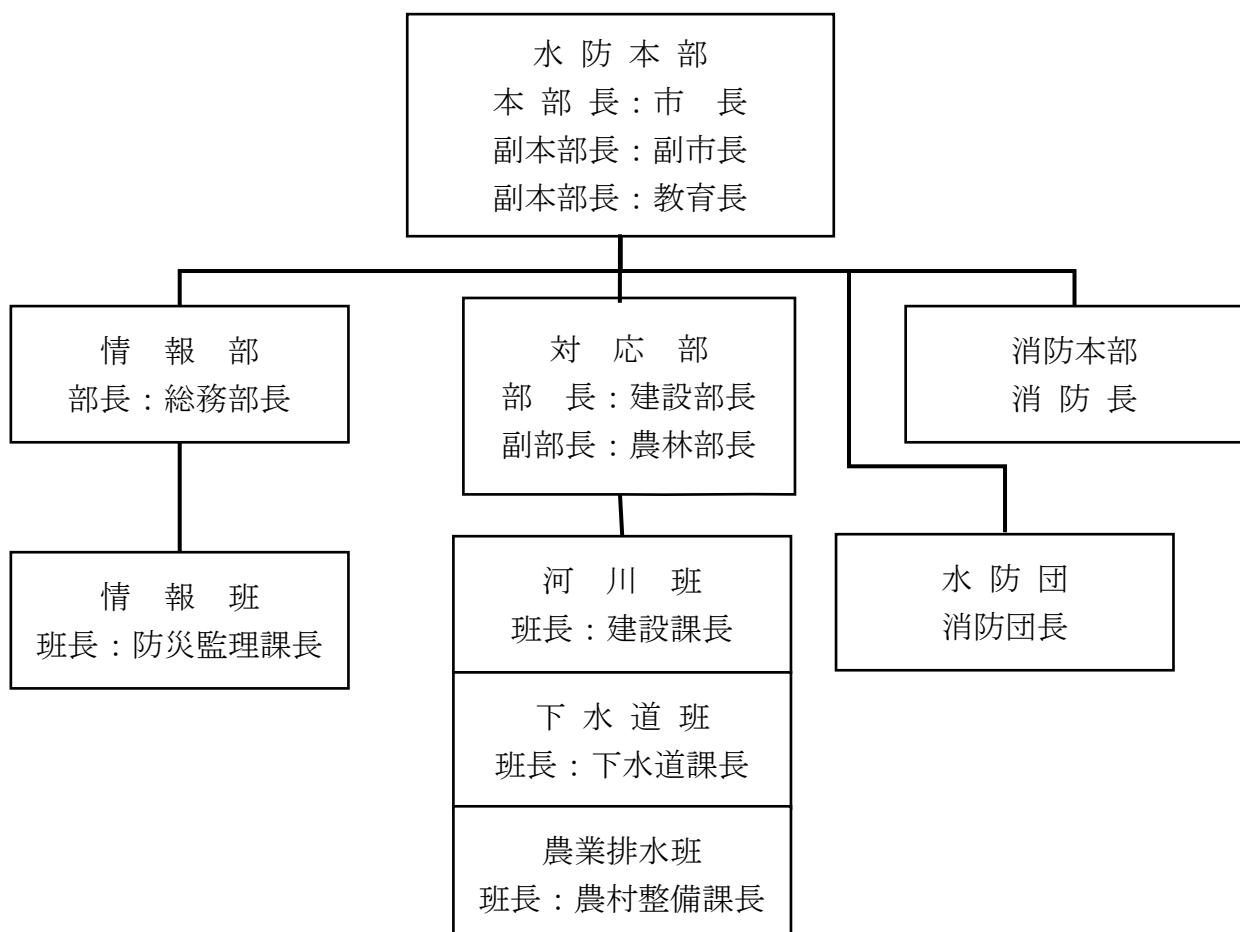
(ウ) その他、地域の実情に応じた安全確保に配慮すること。

(2) 非常時における連絡系統表



(3) 水防本部組織

水防本部は、災害対策本部の一環として水防対策にあたる。



2 水防活動

(1) 水防活動体制

| 時系列 の区分 | 気象注意報 | 気象警報 | 気象特別警報 | |
|------------|----------------|-------------------|----------|----------|
| | 災害警戒期 | 災害危険期 | 応急対策期 | |
| 水害事象 | 道路の冠水 | 住家等への浸水 | 河川の氾濫 | |
| | 内水の氾濫 | | | |
| 水防活動体制 | 警戒態勢 (第1配備) | 情報連絡室体制 (第2配備) | 災害警戒本部体制 | 災害対策本部体制 |

ア 職員の非常配置

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配置により、職員の安全確保に十分留意して、水防事務を処理するものとする。なお、職員の非常配置は、第3章第3節職員配置計画に準ずる配置体制をとる。

イ 水防団の非常配置

水防本部長は、水防団待機水位に達したとき、またはその他必要性を認めたときは、消防団長に水防団員の配置について協力を依頼する。その際、水防活動中の安全確保に十分留意することとする。

水防団員は、平時からの河川の巡視及び水防資機材等の点検・整備に努めるとともに、堤防等に危険な箇所を発見した場合には、速やかに河川管理者等に連絡するものとする。

出水時には、水防団員の安全確保を第一に水防活動に従事するものとし、堤防等の決壊や漏水等を発見した場合には、速やかに河川管理者等へ連絡するものとする。また、必要に応じて、土のう積み等による水防工を実施するものとする。

(2) 避難指示等の発令

洪水等の発生により、生命・身体に危険または被害が生じるおそれがある場合は、市は、当該地域住民に対し、避難指示等発令基準に基づき、河川水位、雨量等を総合的に判断し、避難指示等を発令する。(一般第3章第9節 避難計画)

(3) 住民への周知

洪水等による災害が発生した場合において、円滑な水防活動、避難行動が取れるよう、災害避難地図(ハザードマップ等)を活用するよう周知を図るものとする。

また、気象情報等住民への周知は、防災行政無線、やまがメイト、広報車、携帯電話メールサービス等、より効果的な伝達方法により行う。

(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼

児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、下表のとおり定める。

また、水防法第15条の3に基づき、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため避難確保計画の作成及び訓練を実施しなければならない。

《要配慮者利用施設一覧》※想定浸水深が0.5m以上の区域に限る。

| 分類 | 施設名称 | 施設所在地 |
|-----------------------|----------------------|-----------------|
| 教育施設 | 山鹿保育園 | 山鹿市川端町402 |
| | 米田保育園 | 山鹿市南島1810-3 |
| | 富慈園 | 山鹿市鹿本町中川1130-19 |
| | 栗の実保育園 | 山鹿市菊鹿町長1222 |
| | やはた保育園 | 山鹿市熊入町117 |
| | ゆりかご乳児保育園 | 山鹿市下吉田478-2 |
| | 三岳保育園 | 山鹿市寺島1358 |
| | めのだけ小学校 | 山鹿市南島1125 |
| | 米野岳中学校 | 山鹿市鹿央町岩原1350 |
| | つくしクラブ | 山鹿市南島1125 |
| | 花織部 GH事業部 | 山鹿市鹿央町千田836-2 |
| | GH鹿央の郷事業部 | 山鹿市鹿央町千田909-1 |
| 障害福祉サービス事業所 | 鹿央の郷 | 山鹿市鹿央町千田909-1 |
| | 福農会 花織部 | 山鹿市鹿央町千田836-2 |
| | 就労支援施設 くすの木 | 山鹿市南島1436-1 |
| | サポートこやなぎ | 山鹿市鹿本町小柳1020 |
| | 福農会 花織部 | 山鹿市鹿央町千田836-2 |
| | 鹿央の郷 | 山鹿市鹿央町千田909-1 |
| | 鹿央の郷 | 山鹿市鹿央町千田909-1 |
| | こどもサポート広場ぐんぐんロケット | 山鹿市新町801-2 |
| | 児童発達支援・放課後等デイサービス | 山鹿市泉町504-4 |
| | T r u n k | |
| | TRONCO | 山鹿市泉町504-1 |
| | 鹿央の郷 | 山鹿市鹿央町千田909-1 |
| 介護保険サービス事業所 | いつでんくるばい | 山鹿市熊入町1093 |
| | うすづか | 山鹿市石626 |
| | こもれびデイサービス | 山鹿市山鹿100-10 |
| | デイサービス 菖蒲苑 | 山鹿市昭和町601 |
| | 大橋通 | 山鹿市大橋通705 |
| | 「湯の里」通所リハビリテーションセンター | 山鹿市新町1024 |
| 高齢者サービス施設 | 有料老人ホームこもれびの郷 | 山鹿市山鹿100-10 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業所 | デイサービスセンター 菖蒲苑 | 山鹿市昭和町601 |
| 医療機関 | 三森循環器科・呼吸器科病院 | 山鹿市大橋通1204 |
| | 山鹿温泉リハビリテーション病院 | 山鹿市新町1024 |
| | 井上産婦人科医院 | 山鹿市大橋通503-1 |
| | 大坪内科呼吸器科医院 | 山鹿市昭和町408 |
| | 大橋通クリニック | 山鹿市大橋通703 |
| | 佐藤泌尿器科クリニック | 山鹿市新町204 |
| | 藤原クリニック | 山鹿市南島387 |
| | 前原耳鼻咽喉科医院 | 山鹿市昭和町605 |
| | きくか松岡クリニック | 山鹿市菊鹿町宮原86-4 |
| | こうずま歯科医院 | 山鹿市大橋通1005 |
| | のがみ歯科医院 | 山鹿市南島1143-4 |
| | はら歯科医院 | 山鹿市新町404-6 |
| | 森歯科・小児歯科医院 | 山鹿市中央通708 |

(5) 水防協力団体の指定

洪水等に係る水防活動において、民間企業等、水防活動に関する業務を適性確実に行うことができると認められる団体を、水防協力団体として指定することができる。水防協力団体の業務は次のとおりである。

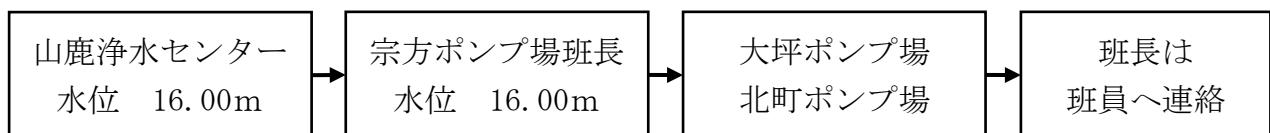
- ア 水防団または消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力するものとする。
- イ 水防に必要な器具、資材または設備を保管し、及び提供すること。
- ウ 水防に関する情報または資料を収集し、及び提供すること。
- エ 水防に関する調査研究を行うこと。
- オ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- カ その他上記業務に附帯する業務を行うこと。

3 下水道及びその他施設の水防対策

(1) 下水道水防体制

水害が発生、またはそのおそれがある場合の、山鹿浄水センター及び各雨水ポンプ場における水防体制は以下のとおりである。

ア 連絡体制の手順



イ 体制及び処理

- (ア) 総括責任者は、山鹿浄水センターに駐在すること
- (イ) 水位情報は、各ポンプ場班長が山鹿浄水センターへ連絡のこと
 - イ) 増水時は30分毎
 - ロ) 減水時は60分毎
- (ウ) その他の状況水位
 - イ) 石排水場（石消防団）18.80m運転
 - ロ) 山鹿浄水センター 18.00m（熊本プラント管理待機）
 - ハ) 国土交通省菊池川（河川情報）TEL44-7814
 - ニ) 温泉センター前道路高 19.84M

(2) 排水機場等施設

ア 排水機場等施設一覧

市内に設置してある排水機場、水門等（国土交通省、県管理を含む）、内水の排除、または本川から支川への逆流を防止、または支川の水位を下げるため、水害発生またはそのおそれがある場合に操作する各施設は表のとおりである。

《排水機場等施設一覧》

| 連番 | 管理者 | 種別 | 施 設 | 位 置 | 委 託 先 |
|----|----------|------|--------------|----------|--------------------|
| 1 | 菊池川河川事務所 | 排水機場 | 志々岐排水機場 | 山鹿市志々岐 | 志々岐排水機場管理組合 |
| 2 | 熊本県 | 排水機場 | 荒瀬排水機場 | 山鹿市石 | 荒瀬排水機場管理組合 |
| 3 | | | 志々岐谷川水門 | 山鹿市志々岐 | 志々岐区 |
| 4 | | | 坂田川排水樋管 | 山鹿市坂田 | 坂田区 |
| 5 | | | 千田川水門 | 山鹿市鹿本町小柳 | 消防団鹿本隊第 16 分団樋管管理部 |
| 6 | | | 小柳水門 | 山鹿市鹿本町小柳 | |
| 7 | 市 | 排水樋管 | 吉田川 5 号排水樋管 | 山鹿市石 | 石 6 区 |
| 8 | | | 吉田川 8 号排水樋管 | 山鹿市山鹿 | 北町区 |
| 9 | | | 吉田川 9 号排水樋管 | 山鹿市山鹿 | |
| 10 | | | 吉田川 10 号排水樋管 | 山鹿市山鹿 | 松坂町区 |
| 11 | | | 吉田川 15 号排水樋管 | 山鹿市山鹿 | |
| 12 | | | 吉田川 17 号排水樋管 | 山鹿市山鹿 | 明治町区 |
| 13 | | | 吉田川 18 号排水樋管 | 山鹿市山鹿 | |
| 14 | | 排水樋管 | 吉田川 13 号排水樋管 | 山鹿市下吉田 | 下吉田水利組合 |
| 15 | | | 吉田川 16 号排水樋管 | 山鹿市下吉田 | |
| 16 | | | 吉田川 19 号排水樋管 | 山鹿市下吉田 | |
| 17 | | | 吉田川 20 号排水樋管 | 山鹿市下吉田 | |
| 18 | | | 川北排水樋管 | 山鹿市鹿本町中川 | 消防団鹿本隊第 16 分団樋管管理部 |
| 19 | | | 分田用排水樋管 | 山鹿市鹿本町分田 | |
| 20 | 菊池川河川事務所 | 排水機場 | 小柳排水機場 | 山鹿市鹿本町小柳 | 小柳区 |
| 21 | | | 南島排水機場 | 山鹿市南島 | 中ノ丁区 |
| 22 | | | 中古閑排水機場 | 山鹿市中 | 中古閑排水機場管理委員会 |
| 23 | | | 藤井北第 1 排水機場 | 山鹿市藤井 | 藤井 2 区 |
| 24 | | | 藤井北第 2 排水機場 | 山鹿市藤井 | 藤井 1 区・川北区 |
| 25 | | 排水樋管 | 椿井第 1 | 山鹿市椿井 | 椿井区 |
| 26 | | | 椿井第 2 | 山鹿市椿井 | |
| 27 | | | 村の下 | 山鹿市西牧 | 消防団第 6 分団第 2 部 |
| 28 | | | 西牧第 2 | 山鹿市西牧 | |
| 29 | | | 坂田 | 山鹿市坂田 | 坂田区 |
| 30 | | | 塘川 | 山鹿市坂田 | |
| 31 | | | 西牧第 1 | 山鹿市西牧 | 西牧区 |
| 32 | | | 西牧第 3 | 山鹿市西牧 | |
| 33 | | | 小原第 1 | 山鹿市小原 | 消防団第 4 分団第 4 部 |
| 34 | | | 小原第 2 | 山鹿市小原 | |
| 35 | | | 保多田第 1 | 山鹿市保多田 | 下保多田区 |
| 36 | | | 川辺第 2 | 山鹿市保多田 | |
| 37 | | | 川辺 | 山鹿市鍋田 | 消防団第 6 分団第 1 部 |
| 38 | | | 鍋田 | 山鹿市鍋田 | |
| 39 | | | 石第 2 | 山鹿市石 | |
| 40 | | | 宗方第 1 | 山鹿市宗方 | 宗方南区 |
| 41 | | | 宗方第 2 | 山鹿市山鹿 | |
| 42 | | | 下町第 2 | 山鹿市山鹿 | 消防団第 1 分団第 5 部 |
| 43 | | | 清流荘 | 山鹿市山鹿 | |
| 44 | | | 南島 | 山鹿市南島 | 南島排水機場管理委員会 |
| 45 | | | 岩原川 | 山鹿市南島 | |
| 46 | | | 前田 | 山鹿市山鹿 | 消防団第 3 分団第 8 部 |
| 47 | | | 笠仏 | 山鹿市南島 | 消防団第 4 分団第 2 部 |
| 48 | | | 古閑揚 | 山鹿市古閑 | 消防団第 3 分団第 7 部 |
| 49 | | | 方保田第 2 | 山鹿市方保田 | 方保田区 |
| 50 | | | 方保田 | 山鹿市方保田 | |

| | | | | | |
|----|----------|------|--------|-----------|------------------|
| 51 | 菊池川河川事務所 | 排水樋管 | 前田川 | 山鹿市藤井 | 消防団第3分団第2部 |
| 52 | | | 藤井第1 | 山鹿市藤井 | 藤井2区 |
| 53 | | | 藤井第2 | 山鹿市藤井 | 藤井1区自警団 |
| 54 | | | 石下田 | 山鹿市石 | 消防団第2分団第5部 |
| 55 | | | ちぶさん第1 | 山鹿市杉 | |
| 56 | | | 石村 | 山鹿市杉 | |
| 57 | | | 八幡 | 山鹿市石 | |
| 58 | | | 棚田 | 山鹿市石 | 消防団第7分団第6部 |
| 59 | | | 小鳥 | 山鹿市杉 | 消防団第2分団第6部 |
| 60 | | | 八幡第2 | 山鹿市杉 | |
| 61 | | | 下津留 | 山鹿市杉 | |
| 62 | | | 舞鶴 | 山鹿市寺島 | 寺島10区 |
| 63 | | | 寺島 | 山鹿市寺島 | |
| 64 | | | 寺島第2 | 山鹿市寺島 | |
| 65 | | | 末広 | 山鹿市鹿本町中川 | 消防団鹿本隊第16分団樋管管理部 |
| 66 | | | 高岸 | 山鹿市鹿本町中川 | |
| 67 | | | 中川 | 山鹿市鹿本町中川 | |
| 68 | | | 川南 | 山鹿市鹿本町中川 | |
| 69 | | | 菊鹿 | 山鹿市鹿本町中川 | |
| 70 | | | 古閑 | 山鹿市鹿本町中富 | |
| 71 | | | 下梶屋 | 山鹿市鹿本町下梶屋 | |
| 72 | | | 木山 | 山鹿市鹿本町中川 | |
| 73 | | | 川久保 | 山鹿市鹿本町中川 | |

イ 洪水警戒体制

(ア) 洪水警戒体制の実施

次のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制をとる。

- イ) 測定した水位が警戒値に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- ロ) その他、洪水の発生するおそれがあるとき。

(イ) 洪水警戒体制における措置

洪水警戒体制として次に掲げる措置を取る。

- ハ) 洪水時において、排水機場等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- ニ) 排水機場等を操作するために必要な機械器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。以下同じ）並びに整備を行うこと。
- ホ) 排水機場等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡、並びに情報の収集を密にすること。
- ヘ) その他、排水機場等の管理上必要な措置。

(ウ) 洪水警戒体制の解除

洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、解除する。

ウ 操作に関する記録

市は、排水機場等を操作した時は、次に掲げる事項を記録しておく。

- (ア) 操作の開始及び終了年月日・時刻
- (イ) 気象及び水象の状況
- (ウ) 運転した排水ポンプの名称・台数

- (エ) 操作したゲートの名称・開度・時刻
- (オ) 前記操作方法以外で操作した場合、その事由
- (カ) その他、参考となるべき事項

エ 点検及び整備

排水機場等を操作するため必要な機械器具等については、出水期月（5月から10月まで）において毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つ。

オ 記録の保存

排水機場等の管理に関する事項については、記録を整理し、これを保存する。

第11節 土砂災害応急対策計画

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまうという特徴を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に充分余裕をもって対策を実施する。

1 市及び関係機関相互の情報連絡

(1) 災害原因情報の収集・伝達経路

市及び関係機関は、第3章第4節「気象予報・警報伝達計画」及び第5節「被害情報等収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとするが、特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

(2) 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

(3) 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等の降雨状況の把握に努める。

2 警戒体制の確立

市は、気象業務法に基づいて発表される注意報、警報等に注意し、時期を失すことなく速やかに警戒体制を確立する。

(1) 急傾斜地崩壊危険の場合

ア 第一次警戒体制の場合

- (ア) 第一次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- (イ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第二次警戒体制の場合

- (ア) 第二次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- (イ) 必要に応じて、基本法に基づく、避難指示を行う。
- (ウ) 消防団等の活動を要請する。
- (エ)

《第1次警戒体制をとる基準》

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合 | 前日までの降雨がない場合 |
| 24 時間雨量が 50mm をこえたとき | 24 時間雨量が 100mm をこえたとき |

《第2次警戒体制をとる基準》

| | |
|---|--|
| 前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合 | 前日までの降雨がない場合 |
| 24 時間雨量が 50mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき | 24 時間雨量が 100mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき |

資料：昭和 44 年 8 月 20 日消防防第 328 号 参考

(2) 土石流発生危険地区の場合

ア 第一次警戒体制の場合

- (ア) 第一次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- (イ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第二次警戒体制の場合

- (ア) 第二次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- (イ) 必要に応じて、基本法に基づく、避難勧告・指示を行う。
- (ウ) 消防団等の活動を要請する。

《警戒・避難体制をとる基準：土石流危険渓流に係る基準雨量》

| 地区 | 代表観測所 | 警戒雨量 | 避難雨量 |
|---------|-------|-------|-------|
| 山鹿市 | 高瀬 | 160mm | 200mm |
| 鹿北町・菊鹿町 | 鹿北 | 130mm | 180mm |
| 鹿央町 | 熊本 | 170mm | 210mm |

(3) 地すべり地の場合（地すべり現象が現れた場合）

《警戒・避難体制をとる基準：地すべり速度及び前兆現象の危険度》

| 警戒体制の基準 | 要注意 | 警 戒 | 避 難 |
|------------|------------------|-------------|---------------------------------------|
| 伸縮計等による基準値 | 1 日 1mm 以上 | 1 日 10mm 以上 | 時間 2mm 以上を 2 時間継続 又は 1 時間以上 4mm 以上 |
| 前兆現象 | 地表の凹凸等・家の建付けの異常値 | | 小崩壊等 |

(4) 他の危険地区の場合

- (1)、(2)、(3)を参考にし、基本法に基づく、避難指示を行う。

4 救助活動

(1) 市

市は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。その際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- ア 被害者の救出
- イ 倒壊家屋の除去
- ウ 流出土砂・岩石の除去
- エ 救助資機材の調達
- オ 関係機関の応援体制

(2) 警察及び消防機関

土砂災害が発生した場合は、市、その他の関係機関と連携し、第 3 章第 14 節「救出計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の措置

をとる。

(3) 県

市から、救助活動について応援をもとめられたときは、周辺市町村、陸上自衛隊、その他関係機関とともに協力し、救助活動を実施する。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保

土砂法第8条の規定に基づき、土砂災害危険区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、下表のとおり定める。

また、土砂法第8条の2に基づき、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために避難確保計画の作成及び訓練を実施しなければならない。

《要配慮者利用施設一覧》※土砂災害危険区域内に限る。

| 分類 | 施設名称 | 施設所在地 |
|----------------------|------------------|-----------------|
| 教育施設 | 三玉保育園 | 山鹿市久原 2851-1 |
| | 八幡小学校 | 山鹿市熊入町 300 |
| | 三岳小学校 | 山鹿市津留 2795 |
| | 三玉小学校 | 山鹿市久原 2935 |
| | ひまわりクラブ | 山鹿市津留 2795 |
| | タンポポクラブ | 山鹿市久原 5439-1 |
| | 松浦学園 城北高等学校 | 山鹿市志々岐 798 |
| 障害福祉 サービス 事業所 | NPO法人 山鹿ゆうあい園 | 山鹿市山鹿 1328-1 |
| | 社会福祉法人 慶承会 さくら学園 | 山鹿市鹿央町合里 1033-1 |
| | NPO法人 ブレス | 山鹿市菊鹿町池永 104-1 |
| | 放課後クラブ パレット | 山鹿市久原 5476 |
| 介護保険 サービス 事業所 | ほたるの里 | 山鹿市久原 5623-1 |
| | くるばい三玉 | 山鹿市久原 5509 |
| | くらつか | 山鹿市熊入町 313 |
| | 夢さくら | 山鹿市久原 5439-1 |
| | デイサポート櫻（株）再起 | 山鹿市鹿央町持松 1040-1 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所 | 夢さくら | 山鹿市久原 5439-1 |
| 介護老人福祉施設 | 矢筈荘 | 山鹿市菊鹿町 502 |
| 老人福祉施設 「特A型」 | 山鹿市山鹿老人福祉センター | 山鹿市山鹿 1328-1 |

第12節 消防計画

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関（消防本部、消防署、消防団）は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

1 消防活動の体制

(1) 消防機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防機関の組織運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。

(2) 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

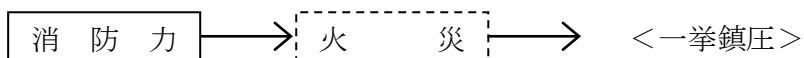
2 消防活動の実施

(1) 消防活動計画

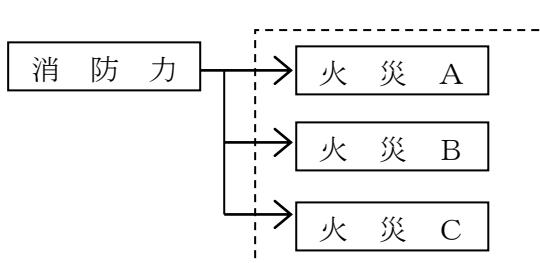
- ア 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動の実施等を定める。
- イ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。
- ウ 災害発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大を防止する。
- エ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報収集計画を確立する。
- オ 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図るため、消防活動の重点地域を定める。

《火災時の消防活動》

(ア) 消防力が優勢の場合



(イ) 多発火災事等消防力が劣勢の場合



<優先順位による消防活動>

- ①木造密集地域
- ②焼け止まり・延焼遮断の有無
- ③道路狭小、進入困難地域
- ④自然水利の効果的利用困難

<避難者の安全確保>

<現場の広報活動>

- カ 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。

- キ 木造建造物の密集地等の火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域及び避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- ク 災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

(2) 緊急消防援助隊等要請計画

ア 緊急消防援助隊等の出動要請

消防長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに市長に対して、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊の要請を具申する。

市長は、消防長からの具申若しくは災害の状況により判断したときは、速やかに知事に対して、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊の要請を行う。

イ 山鹿市消防応援活動調整本部

市長は、緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、山鹿市での緊急消防援助隊の迅速、的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて山鹿市消防応援活動調整本部を設置する。

消防応援活動調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、山鹿市派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、又は県内広域消防応援隊の代表都市とし、市長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、後方支援本部と連携し次の事項をつかさどる。

- (ア) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること
- (イ) 関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
- (エ) その他必要な事項に関すること

ウ 熊本県消防応援活動調整本部への派遣

山鹿市を含む複数の市町村が被災し、熊本県消防応援活動調整本部が設置された場合は、市長が指定する職員を熊本県へ派遣する。

第13節 公安警備計画

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害警備本部を設置し、災害の発生を防ぎ、又は拡大を防止するため住民の避難誘導及び救助犯罪の防止、交通の規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会公共の安全と秩序の維持にあたることを任務とする。

1 警察の任務

災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため次の処置を講ずる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、県警察本部の災害警備計画によるものとする。

災害に対処する警察の警備体制及び活動内容は、次のとおりである。

| 種 別 | 時 期 | 活 動 内 容 |
|------|--|---|
| 準備体制 | 気象情報その他から判断して災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合 | <ul style="list-style-type: none">・災害警備準備室の設置・関係機関との連絡・気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報・通信の確保・住民に対する事前広報・装備資器材の整備 |
| 警戒体制 | 管内に暴風雨、大雨、洪水等の警報又は地震の情報等から発せられた場合、災害（大規模な災害を除く）が発生し、又は発生するおそれがある場合 | <ul style="list-style-type: none">・災害警備連絡本部又は災害警備本部の設置・警備要員の招集・航空隊の待機・警備部隊の編成及び事前措置・装備資器材の事前配備・連絡員の派遣・設営及び給食準備・避難の指示、勧告及び避難者の誘導・広報体制の確立 |
| 非常体制 | 管内に暴風雨、大雨、洪水、地震等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 | <ul style="list-style-type: none">・災害警備本部の設置・被害調査・広報活動・援助部隊の派遣・避難状況の把握と措置・救助活動の把握と措置・行方不明者の捜索及び手配・交通秩序の維持及び交通規制・犯罪の予防及び検挙・その他大規模災害警備活動に必要な措置 |

第14節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を迅速、的確に捜査し、又は救助して、その者の保護を図る。

1 救出対策

(1) 実施責任者

市長又は消防機関、警察機関及び関係機関

- ア 救出は原則として、山鹿市、消防機関、警察が協力して実施する。
- イ 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任者はもちろん、消防団員、住民及び災害の現場にあるものは救出を実施し、又は市長等に協力する。

(2) 実施方法（救助法適用）

（第3章第2節災害救助法適用計画参照）

ア 対象者

災害によって生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者の保護を図る。

イ 期間

ウ 災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する。

エ 救出部隊の編成

被災者の救出は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施する。

(3) 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等は、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるとともに、迅速な救出活動が行えるよう、各機関に協力するよう努める。

第15節 医療救護計画

災害時における災地住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図る。

1 災害救助法に基づく措置

第3章第2節「災害救助法適用計画」による。

(1) 実施機関

- ア 災害時における医療救護は、市長が市民医療センター及び関係医療機関の協力を得て実施する。
- イ 災害が広域的に発生した場合または被害が甚大である場合等、市で処理できない場合は、県、国及びその他の機関の応援を求めて実施する。

(2) 医療助産救助の範囲

《医療助産の範囲》

| | |
|-----|---|
| 医 療 | ・診療 ・薬剤、又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・看護 |
| 助 産 | ・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 |

2 医療体制

(1) 予防措置

ア 平時から関係機関と連携を密にし、相互の協力体制を確立しておくとともに、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者に対し、必要に応じて指導、助言を行う。

イ 災害時に使用すべき器具、薬品等（以下、「医療品等」という。）は、必要数等を把握し、備蓄に努めることとし、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施する。

また、災害時の医療品等確保のため、医療品等供給団体及び医療機関等と協力体制の確立・強化に努める。

(2) 医療救護部隊の設置

医療救護は、医療救護対策部（市民医療センター）を中心に、各機関の協力を得て、医療救護部隊を編成し医療救護を実施する。

また、広域災害時における災害派遣医療チーム（以下、「DMAT」という。）等の受入れ体制の整備を行うとともに、医療チームの受入や派遣に関しコーディネート機能を担う災害医療コーディネーター等と連携のうえ設置し、医療チームの派遣・調整に係る初動医療体制の整備を行う。

医療救護部隊の編成の基準は次による。

《医療救護部隊編成基準》

| 医師 | 薬剤師 | 看護師 | 事務職員 | 運転手 |
|------|-----|------|------|-----|
| 1～2人 | 1人 | 2～3人 | 1人 | 1人 |

※各部隊の編成については災害の規模により適宜定める。

(3) 医療救護活動

ア 災害拠点病院

災害拠点病院（地域災害医療センター）は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受け入れを行い、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応、自己完結型の医療チームの派遣、地域の医療機関への応急用資機材の貸出を行う。

また、鹿本医師会等の医療関係機関との連携による救急医療情報システム等の整備強化に努めるとともに、大規模災害時の指揮連絡系統マニュアルの整備や、防災訓練における実践訓練を実施、災害医療統率者等を対象とした研修、講習会を実施し、その組織体制の向上と研鑽に努めるものとする。

イ 医療救護活動の実施

市は、災害の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護部隊による医療

救護活動を行う。

ウ 医療救護部隊の装備

医療救護部隊の携行する装備は、各編成機関所有の資機材及び医療品等を用いるが、調達不能または不足の場合は、県、近隣市町村及び関係機関の協力を得て補給する。

(4) 救護所の設置及び巡回診療

救護所を設置した場合は、防災行政無線、広報車等により住民へ広報を行う。

避難生活が長期にわたる場合は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態やこころのケア、避難所の衛生状態の把握に努め、医師、保健師、看護師等による巡回診療を行う。

3 搬送体制の確保

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療救護部隊、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送、及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

(1) 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院（以下「拠点病院」という。なお、山鹿市民医療センターは県より鹿本・菊池圏の災害拠点病院（地域災害医療センター）に指定）への患者搬送は、市（消防機関）が行う。被災地域外拠点病院等への搬送は県又は市が緊急搬送機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行う。

(2) ヘリコプターによる広域搬送体制の整備

市は、拠点病院の敷地内又は周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急発着場の確認、整備を検討する。

4 情報収集・連絡体制

災害時における医療救護情報の収集及び連絡体制の整備・確立に努め、特に災害発生初期の被害情報収集と迅速な医療救護活動の実施を図る。

(1) 整備内容

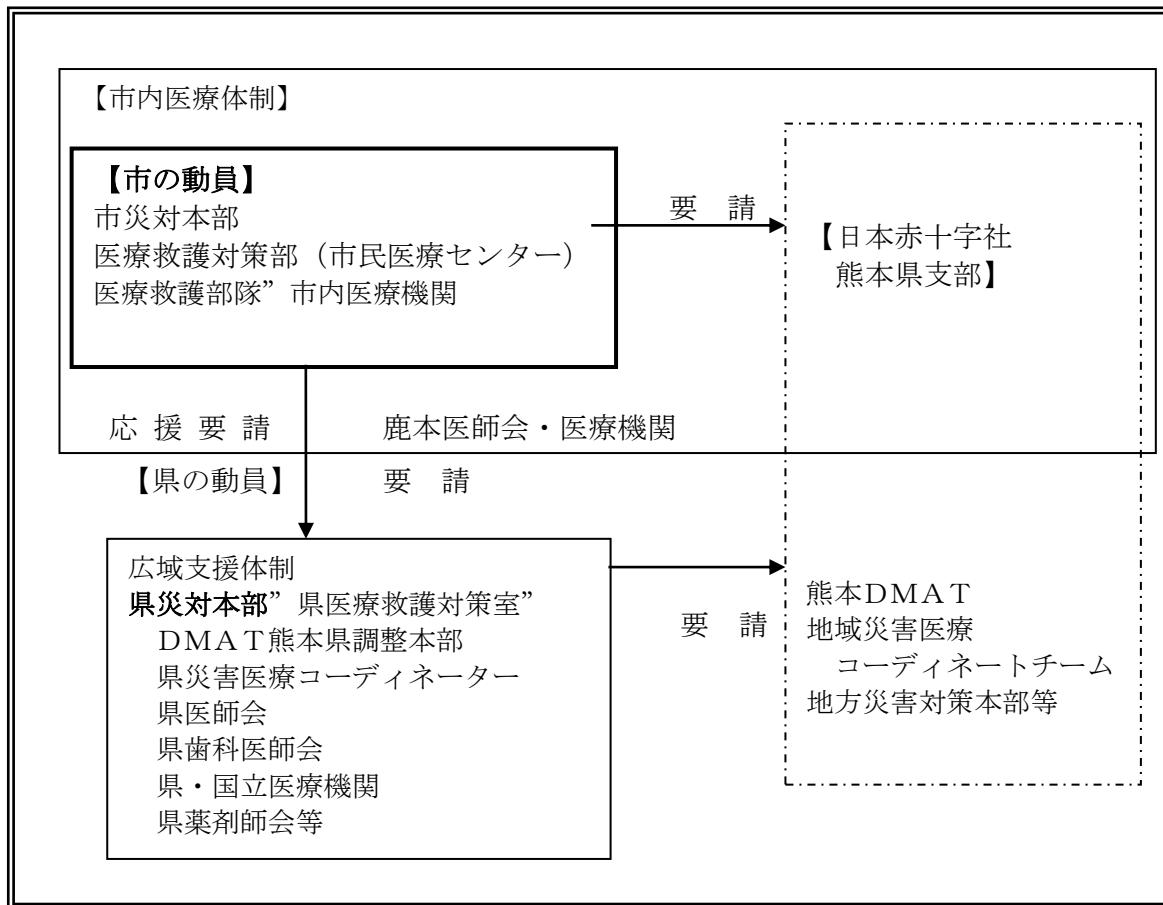
ア 拠点病院等の医療機関、鹿本医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を図る。

イ 市は、関係機関等と連携の上、被災地の被害状況、医療機関の被災状況、傷病者の状況、医療の確保状況等の情報を収集し、医療救護部隊に対して情報提供を行う。

また、必要に応じ、災害医療コーディネーター及び医療機関等から、医療救護に関する意見を聴取し、医療救護部隊と情報を共有するとともに、医療救護活動の方針等の調整を行う。

ウ 難病患者や透析患者等、特別な配慮を要する被災者の情報共有を行い、治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努める。

(2) 医療体制系統図
《医療体制系統図》

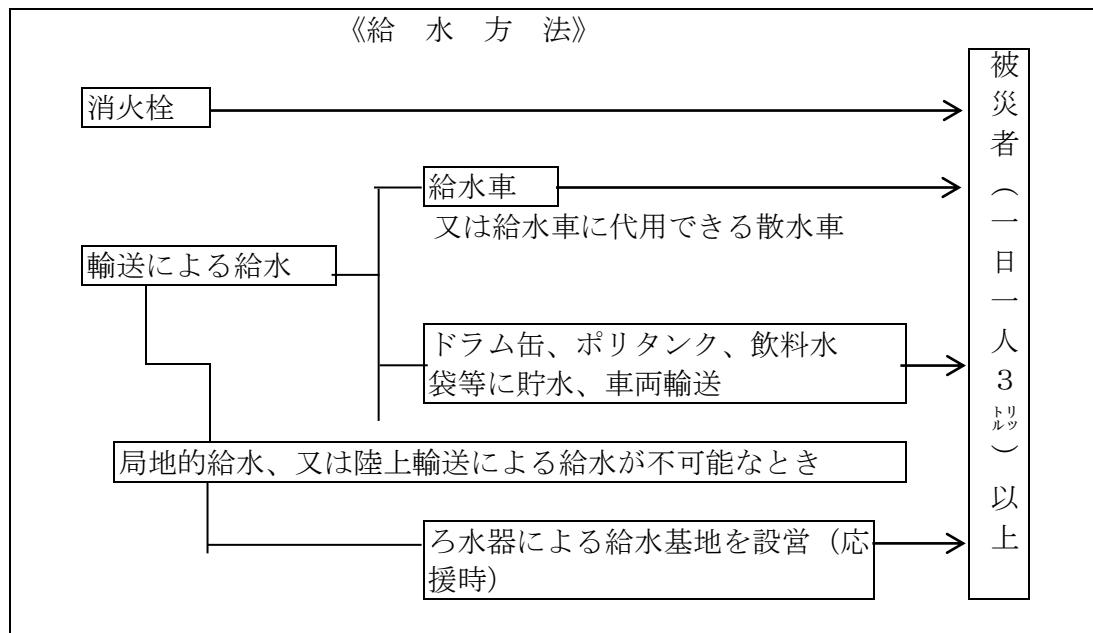


第16節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない状態にあるものに対し飲料水を供給し、被災者の保護を図る。

1 給水計画

- (1) 実施機関
ライフライン対策部で実施する。
- (2) 対象者
災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料水を得ることができない状態にある者
- (3) 給水方法及び給水量の指示
市長がその都度指示する。
- (4) 給水施設の応急復旧
ライフライン対策部で実施する。
- (5) 給水方法
ア あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。



イ 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。

※応援時、ろ水器による場合は、まず現地において適当な水源を必要とする。この場合、地表面から水面まで約 4m以下位の井戸が適している。(ポンプのサクションの都合上)

※事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等で消毒し、井戸替えを行った後、外観等に異常なく、かつ残留塩素が検出されてから、ろ水作業を行い、給水を始める。

ウ 市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町村及び県に応援を要請する。

第17節 食糧供給計画

災害時において、食糧の円滑な供給は、住民の生活に重要な役割を持っている。被害状況の把握とともに、必要食糧品の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あつ旋の措置を講ずる。

本市は、災害時の主要食糧を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給、業務の適性かつ円滑な実施を図る。

1 食糧供給計画

あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者であること
- イ 住家の被害(全焼、全壊、流失、半焼又は床上浸水等)により炊事ができない者であること
- ウ その他、給与が必要であると認められた者であること

(2) 調達・供給計画

ア 主食、副食、調味料の調達方法

主食は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（H21.5.29 農林水産省通知）」により県知事に数量を申請し、「米穀類臨時切符」の交付を受け、これにより指定された販売業者により所要量の米穀を購入し配給する。

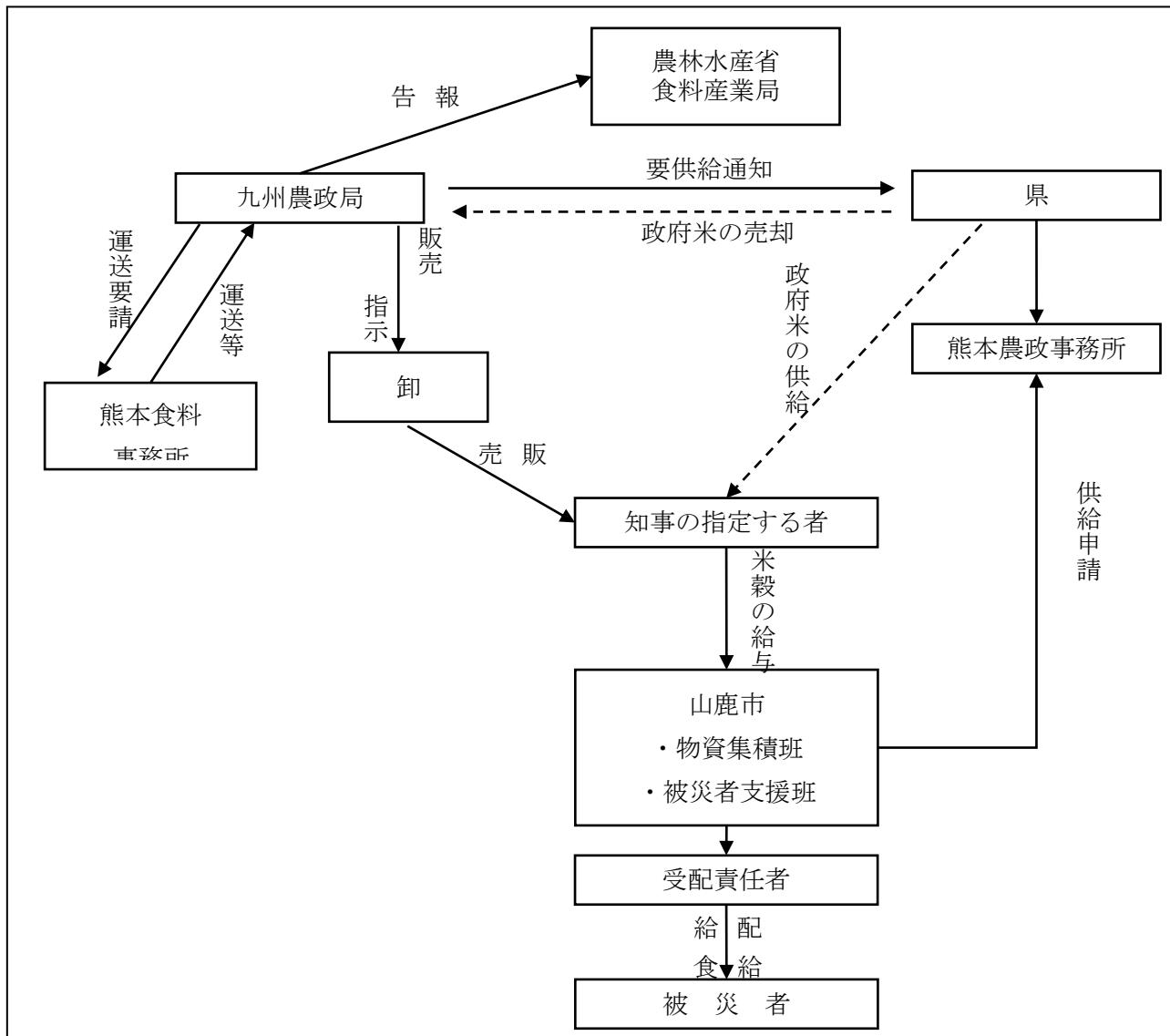
副食、調味料は、特別な事情がある場合を除き、市内の業者より所要量を購入し配給する。

イ 炊き出しの方法

避難所に収容された者及び被災者で炊事ができない者に対しては炊き出しを行う。

炊き出しは、市職員及び女性団体連絡協議会等を動員し、既存の学校給食センター等の給食施設等を借り上げ実施する。

ウ 米・乾パンの配給経路は以下のとおりとする。
《災害時における応急配給経路》



- エ 食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。
- オ 特別措置
- (ア) 交通の途絶等により緊急の用に間に合わないおそれがある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請する。
- (イ) 災害の状況により、特に緊急を要し、前記 1) の手続きによる受取るまでの間特に必要とする場合は、九州農政局長を通じて、陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊長に要請し、管理換えを受けて買い受けることができる。
- (ウ) 味噌、醤油の供給方法は、関係機関その他から、災害地に供給できる地域に所在する業者に連絡次第、業者において供給する。
- 救助法に基づく食品の給与については、第 3 章第 2 節「災害救助法適用計画」による。
- (3) 給与の方法
- ア 市長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- イ 市長は、知事からの通知に基づき知事の指定するものから給与を受ける。

第18節 生活必需品等供給計画

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又は損失し、しかも災害時の混乱のため直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって災害時における民心の安定を図る。

1 災害救助法に基づく措置

第3章第2節「災害救助法適用計画」による。

(1) 実施機関

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与は知事が行い、知事から委任された場合又は救助の暇がないときは知事の補助機関として市長が行う。

(2) 対象者

《給貸与対象者》

- ・住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水したもの
- ・被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失したもの
- ・生活必需品が無いため、日常生活を営むことが困難なもの

(3) 物資の調達及び配給

ア 生活必需品の種類

《日用品の種類》

| | |
|-------|--------------------------|
| ・寝具 | 寝具に必要な毛布、布団等 |
| ・外衣 | 普通衣、作業衣、婦人服、子供服等 |
| ・肌着 | 下着の類(オムツ) |
| ・身廻品 | タオル、靴下、サンダル、傘等の類 |
| ・炊事道具 | 鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類 |
| ・食器 | 茶わん、汁わん、皿、はし等の類 |
| ・日用品 | 石鹼、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷きゴザ等の類 |
| ・光熱材料 | マッチ、ローソク、プロパンガス等の類 |
| ・その他 | |

イ 物資調達先

- ・日本赤十字社熊本県支部(救援物資)
- ・民間業者
(市で調達が困難な場合、県、その他市町村等に要請)

ウ 配給方法

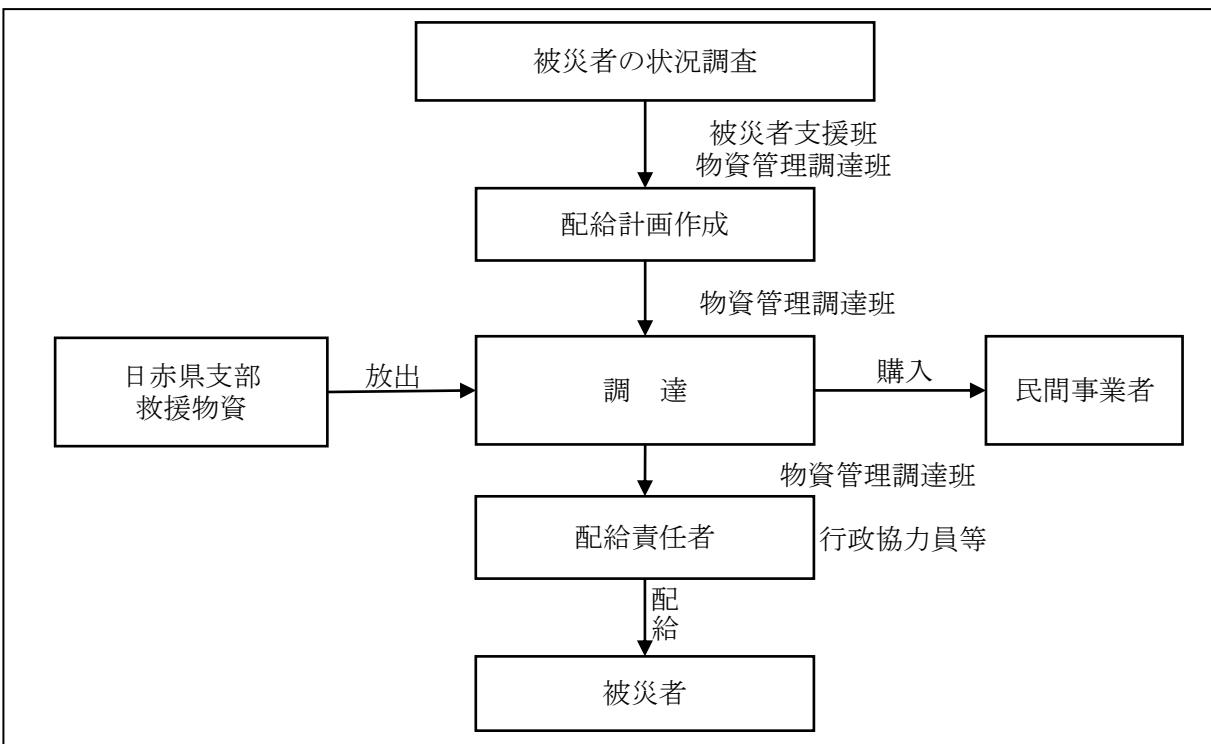
(ア) 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し市長を通じて物資集積班が分配する。

(イ) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認(特別基準)を得て延長することができる。

《生活必需品等の配給計画》



2 生活必需品等供給計画

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と供給に努めるものとし、必要量が確保できないときは、県及びその他市町村等に対し応援を要請する。その際、応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して、供給を促すこととし、物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

また、救助物資の購入及び配分に必要な労務者については、第3章第26節「要員確保計画」の定めるところによってそれぞれ確保するが、これらによる確保が困難又は不可能なときは、消防団又は民間団体等を活用して労務の確保を図る。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも災害時の混乱のため直ちに入手することが困難な被災者。

(2) 実施機関

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与は、市長が実施する。

(3) 物資の調達

物資は市内の業者より調達する。

第19節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

なお、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入れの取扱いを決定し、ホームページ等による情報発信を行うものとする。

1 救援物資の把握

(1) 不足物資の把握・要請

現地調査等により情報を収集して被害状況を把握とともに、不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資に関して市のみで対応できない状況であれば、県に対して救援物資の支援要請を行う。

(2) 受入・供給体制

ア 物資集積拠点の選定

防災計画に定める避難場所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

イ 受入・供給体制の整備

物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、必要に応じて民間事業者からノウハウ等の提供を受けるなど、管理及び配分に万全を期するものとする。

また、届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に届けるため、必要な人員を確保し、物資の受入・供給体制の構築に努める。

第20節 交通対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送並びに一般交通の円滑化を図るため、道路その他交通施設の応急復旧及び交通の規制等により交通路の確保を図る。

1 陸上の交通対策計画

(1) 実施責任者

市長は、市長の管理する道路(市道)について災害における危険箇所をあらかじめ調査して、その補修対策を講じておくとともに、災害が発生した場合には、建設対策部を通して被害状況の調査及びその応急措置を行う。

(2) 危険箇所の調査及び報告

ア ライフライン対策部は、市道について危険箇所を発見したときは、速やかにその道路名、箇所名、迂回路線の有無、その他被害の状況等を市長に報告する。

イ 道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《パトロール時の留意点》

- ・ のり面の土砂や樹木の崩落状況
- ・ 側溝等の流水状況
- ・ 橋梁の滞留物の状況
- ・ 道路占有物(併せてガス・水道・電力施設等)の被害状況
- ・ 応急復旧に必要な資機材の判断資料

ウ 市長は、建設対策部より報告を受けたときは、その状況を直ちに鹿本地域振興局土木部に報告するとともに、関係機関の長に報告する。

(3) 交通規制の実施

ア 災害時の交通規制は、次の区分によって行うが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期する。

イ 市は道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止、又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。その設置基準は、県防災計画に基づく。

《交通規制実施機関》

| 実施責任者 | 範囲 | 根拠法 |
|--|--|--------------------------------------|
| 道路管理者 国土交通大臣 県知事 市長 西日本道路(株) | <ul style="list-style-type: none">・ 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合・ 道路についての工事のため、やむをえないと認める場合 | 道路法第46条 |
| 警察 公安委員会 公安委員会 警察署長 区間又は期間 の短いもの 警 察 官 | <ul style="list-style-type: none">・ 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要があると認められる場合・ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められる場合・ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 | 基本法第76条 道路交通法第4条及び第5条 道路交通法第6条 |

《交通規制措置要領》

| | |
|---------------|--|
| 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象時に道路の通行が危険であると認められた時 ・災害等により交通に危険が予想される時 ・災害を発見しあるいは通報等により覚知した時 |
| 警察 (公安委員会) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害等により交通の安全と円滑が阻害され、又はそのおそれがある時 ・災害時における被災者及び緊急物資の輸送を確保するため、災害により道路、橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され、又は発見した時、もしくは通報等により承知した時は、すみやかに必要な交通規制を実施する。 ・災害が広域にわたる場合、もしくは、幹線道路の破損及び決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及びう回路等との関係を総合的に判断して実施する。 ・必要がある場合は、他県から被災地に通ずる主要道路について、被災地に向かう車両等の交通規制を隣接県に要請する。 ・各警察署において、交通規制等の措置をなした場合は報道機関等を通じて一般の通行人及び住民等に周知徹底し、一般交通に支障のないよう万全を期する。 ・交通規制を行う場合は、法令に定められた標識を設置し、また、設置不可能な場合及び設置のいとまがない場合は、警察官が現場で整理にあたる等、交通に支障がないように措置する。 |

※規制を行うときは関係機関に連絡すること

ウ 実施要領

(ア) 交通規制の実施

イ) 危険箇所の交通規制

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。なお、道路標識施設の設置基準は、次による。

i) 道路標識を設ける位置

◇通行止め・・・歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

◇通行制限・・・通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端

◇う回路・・・う回路のある交差点の手前の左側の路端

ii) 道路標識の構造

iii) 道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るように照明又は反射装置を設置する。

iv) 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令【昭和35年総理府令第3号建設省】に定めるところによる。

(4) 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に

通する道路の確保に努める。

《交通の確保策》

- ・障害物の除去
- ・被災箇所の応急復旧
- ・迂回路の確保

(5) 相互の連携・協力

市長は、危険が予想される交通施設の箇所及びこれらの施設の応急対策には国、県の出先機関並びに建設業者に保有器材の借用その他協力を求めて応急措置を行う。その際、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

ア 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。

イ 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請。

ウ 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。

(6) 交通処理要領

災害の最も大きい現場地域での措置は次の点に留意して実施する。

ア 昼間の場合

災害現場にある数多くの車両を整理し、混乱を最小限に食い止め、避難者を迅速に危険地域から脱出させるため、次の措置をとる。

(ア) 被災地周辺では、全車両を一旦停止させ避難路の確保を図る。主要道路では道路の左側に駐車させ、避難者が道路の中央を通行できるように配慮する。

(イ) 被害軽微な地域では、車両の混雑状況により一部、一方通行方式とし、災害地域方向への車両を遮断し、一般車両はできるだけ迅速に災害地から逃れるように整理する。

イ 夜間の場合

夜間車両数は減少するが、道路上の障害が充分に把握できず、避難誘導には、相当の困難が伴うため次の措置を迅速に行う。

(ア) 避難者の流れを容易にし、しかも安全に避難させるため、主要交差点に警察官を重点的に配置する。

(イ) 避難者の不安動搖を静めるため、照明機器を最大限に活用し、広報活動を活発に行いながら交通整理並びに避難誘導にあたる。

第21節 緊急輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資、資材等の緊急輸送力の確保を図り、応急措置の万全を期する。

1 輸送対象の想定

(1) 実施機関

総務対策部にて実施する。

(2) 輸送対象の想定

ア 第1段階

- ・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ・医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ・上記1)の続行
- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ・上記2)の続行
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

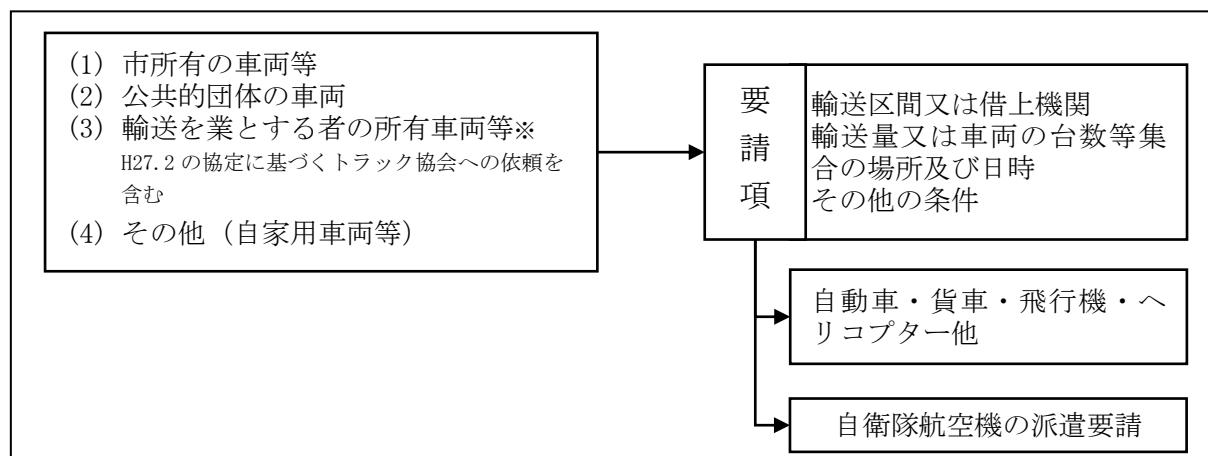
(3) 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速・確実に輸送できる適切な方法を用いる。

- ・自動車輸送
- ・航空機輸送
- ・人力輸送

(4) 輸送力の確保

《輸送力確保手順》市における輸送力の確保順位



《輸送力の確保要領》

| 種別 | | 確保時の状況 | 依頼先等 |
|-----|------|---------------|-----------------|
| 自動車 | 府用車 | 主たる輸送力として使用 | 市（物資管理調達班）が配車調整 |
| | 営業車他 | 府用車のみでは不足する場合 | 熊本陸運支局 |
| 航空機 | 自衛隊 | 陸上交通が途絶した場合 | 県知事又は自衛隊 |

2 緊急通行車両の確認

公安委員会が基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両確認（証明書及び標章の交付）を行うものとしている（第 3 章第 19 節交通対策計画参照）。

（1）申請手続

救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出する。

ア 県

知事公室危機管理防災課、農林事務所

イ 県公安委員会

（ア） 県警察本部

　　交通部交通規制課

（イ） 各警察署交通課

（2）緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であることを認定したときは、知事及び県公安委員会は、速やかに別記様式第 2 の標章及び別記様式第 3 の証明書を申請者に交付する。

3 緊急通行車両の事前届出

市は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、県公安委員会へ緊急通行車両の事前届出を行う。

（1）事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

災害時において基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（2）事前届出の申請

ア 申請者

事前届出の申請者は、基本法施行令第 33 条第 1 項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）

イ 申請先

申請に係わる車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、または県警察本部交通規制課。

(3) 申請書類

別記様式第4の緊急通行車両事前届出書2通に次の書類を添付の上申請する。

ア 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1通

イ 自動車検査証の写し 1通

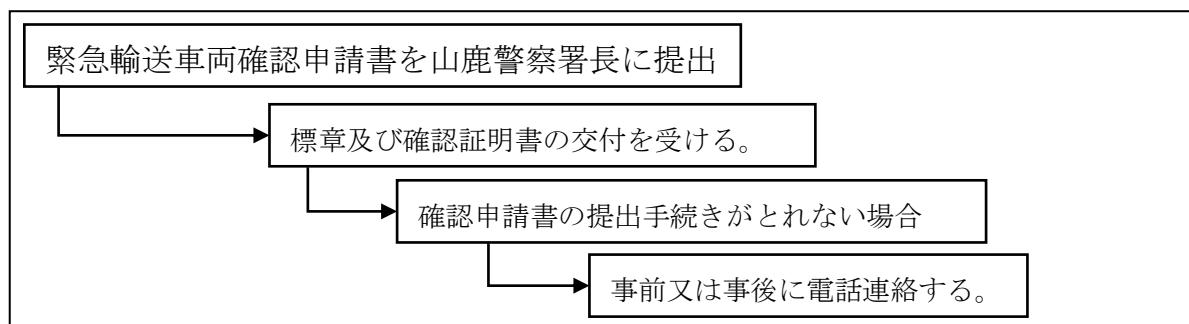
(4) 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について、前記の緊急通行車両の確認申請を受けた県又は県公安委員会は、確認に係わる審査を省略し、別記様式第3の証明書及び別記様式第2の標章を直ちに申請者に交付する。

ア 緊急輸送車両の取扱

(ア) 緊急輸送車両確認申請の手続き

《緊急輸送車両の取扱》(基本法第76条に規定する緊急輸送車両通行の確認)



《災害時における交通の禁止及び制限》

第76条 都道府県公安委員会は当該都道府県又はこれに隣接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

4 緊急輸送等に係わる措置

(1) 市

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

なお、市が、運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して県に調達あつ旋を要請する。

《要請内容》

輸送区間及び借り上げ区間
輸送人員又は輸送量
車両等の種類及び台数
集結場所及び日時
その他必要な事項

5 救助法に基づく措置

第3章第2節第4項による。救助法が適用された場合の輸送基準は、同法及びその運用

方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 輸送の範囲

ア 災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある場合、り災者を安全地帯に避難させ、人命を保護する場合

イ 救助班では処置できない重患者等緊急医療措置を講じなければならない場合

(2) 輸送の方法

ア 輸送業者との契約によるもの

イ 輸送業者以外のもの

ウ 官公庁署及び公共団体によるもの

第22節 防疫、清掃、食品衛生監視計画

市は、災害によって被害を受けた地域又は住民に対し、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な防疫対策を実施するとともに、衛生状態保持のため、がれき等の災害廃棄物の撤去を含む清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図る。

1 防疫対策

(1) 防疫組織及び実施方法等

ア 検病調査及び健康診断部隊の編成

医師 1 名、保健師（又は看護師）1 人、助手 1 人による調査班を必要に応じ数班編成し、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域から優先的に実施する。

イ 検病調査活動

被災地区住民の健康状態の把握に努める。感染症発生等の疑いがある場合には、検病調査班を編成し、情報収集に努め、必要に応じて清掃、消毒等を実施する。

《検病調査活動》

| 目的 | 方法 | 留意点 |
|------------|--------------|----------------------|
| 感染症患者の早期発見 | 被災地域全域での調査活動 | 感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先 |
| 住民の健康状態の把握 | 健康診断 | |

ウ 調査の重点

浸水地域における避難所等を優先調査し、順次一般の調査に移行する。調査の結果、必要がある場合は健康診断を実施する。

《感染症係る医療機関》

| 設置主体名 | 関係市町村 | 施設名 | 感染症病床数 |
|-------|-------|------------|--------|
| 山鹿市 | | 山鹿市民医療センター | 4 |
| 熊本市 | 熊本都市圏 | 熊本市民病院 | 8 |

エ 健康診断

浸水地域においては、住民への適切な防疫作業の習熟を図るため、広報活動等（従来の過度な薬品散布の意識改革）を行い災害時の効果的な防疫活動を実施する。

オ 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第 6 条の規定により臨時予防接種を実施

する。

(2) 防疫活動

ア 市の災害防疫業務内容

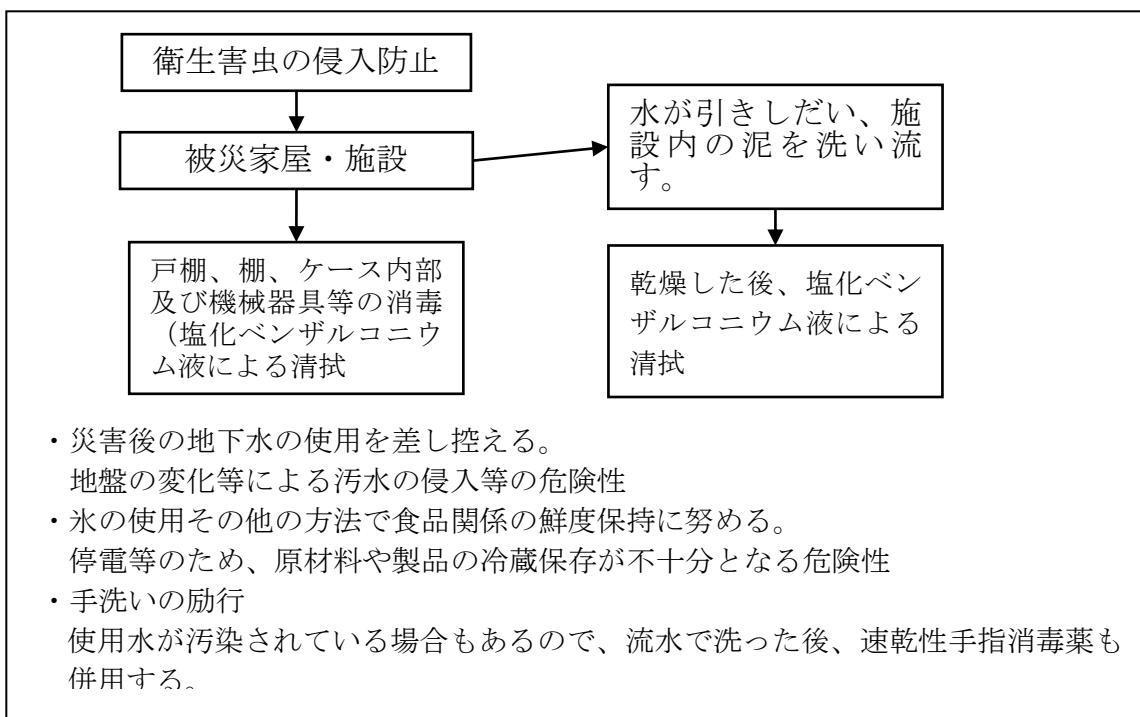
市は、知事の指導又は指示に基づき、防疫活動を実施する。

《市の行うべき災害防疫業務》

- ア 予防教育及び広報活動の強化
- イ 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ ねずみ族・昆虫等の駆除
- エ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- オ 患者等に対する医療及び看護

イ 防疫対策

《災害時の防疫対策基本方針》



ウ 消毒方法及びねずみ族・昆虫等の駆除

知事より、ねずみ族・昆虫等駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 28 条に基づいて、それらの駆除を行う。また、感染症が発生し、又はその恐れがあるときは、県及び保健所との連携により対応する。

《防疫活動における消毒方法》

| 対象 | 消毒場所 | 消毒方法 |
|--------|------|---|
| 飲料水 | 井戸 | 濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。安全が確認されるまでに飲用する場合は、煮沸する。 |
| | 上水道 | 塩素滅菌処理の実施 |
| 家屋内 | 炊事場等 | 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 |
| | 床下等 | 塩化ベンザルコニウム液による清拭 |
| 便槽、浄化槽 | 便槽 | 汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性があるので注意する。汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。 |
| | 浄化槽 | 浄化槽にはクレゾールを使用しない。浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。 |

エ 消毒薬剤所要量及び算出基準

《所要量算出方法》

| 区分 | 薬剤の種類 | 容量目安 |
|--------|-------------|-------------|
| 床上浸水家屋 | 塩化ベンザルコニウム液 | 1戸あたり 500 g |
| 床下浸水家屋 | | |

オ 避難所の防疫指導

《避難所における防疫指導》

- ・避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- ・避難者に対する検病調査の実施(1日1回)
- ・給食従事者に対する健康診断の実施(なるべく専従者とする)
- ・配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導
- ・飲料水等の水質検査の実施指導(使用の都度消毒)
- ・避難所における衛生に関する自治組織編成の指導

(3) 備蓄資材及び調達

防疫用薬品として、本庁及び市民センター内にあらかじめ備蓄し、必要に応じてその数量を補充調達し、万一に備える。

(4) 所要人員

開業医20人、保健師10人、看護師20人、助手20人を動員する他、消毒、ねずみ族・昆虫等駆除には地区役員を動員する。

(5) 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師団、周辺市町村等関係機関の応援を総務班が要請する。

(6) 報告、記録、整備

ア 市は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況をとりまとめ、又は必要な事項を調査し、県にその都度電話及び文書をもって報告する。

イ 市は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から20日以内に県に報告する。

ウ 記録の整備

- (ア) 災害状況報告書
- (イ) 灾害防疫活動状況報告書
- (ウ) 灾害防疫経費所要額調及び消毒方法に関する書類
- (エ) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- (オ) 家庭用水の供給に関する書類
- (カ) 患者台帳
- (キ) 灾害防疫作業日誌(作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載するものとする。)

2 清掃対策

(1) 清掃活動

被災地域における清掃活動等を適切に処理し、環境浄化に努める。また、災害の状況に応じ、次の事項に重点をおき清掃活動を実施する。

ア ごみ処理収集計画

(ア) ごみ処理

市は市内事業者と連携し、又は周辺市町村等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集したごみは処理場において焼却するか、必要に応じて埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。

なお、ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

(イ) 実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、被災者支援班が清掃部隊を編成し、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所について委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、山鹿市環境センター（処理能力 46t／日）、最終処分場（処理容量 242,020 m³）にて処理・処分を行う。

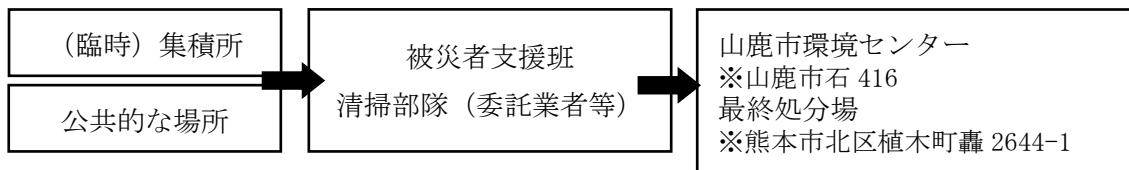
《清掃部隊の編成》

| | |
|-------|-------------------|
| 塵芥運搬車 | 1台 |
| 作業員 | 6～8名 |
| 器具 | スコップ、ホーク、ごみ籠、ほうき他 |

（1班当たり）

各部隊の編成については災害の規模により適宜定める。

《ごみの収集処理系統》



イ し尿収集処理計画

(ア) し尿処理

市は市内事業者と連携し、又は、周辺市町村等の応援により必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は原則として処理施設により処理する。

なお、し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

(イ) 実施方法

災害時に発したし尿は、被災者支援班が清掃部隊を編成し、委託業者と連携して効率的な収集処理にあたる。

《し尿処理部隊の編成》

| | |
|---------|----|
| し尿収集運搬車 | 1台 |
| 作業員 | 3人 |

（1班当たり）各部隊の編成については災害の規模により適宜定める。

ウ 処理場

収集したし尿は、以下の処理場にて処理する。

| 設置者 | 施設名 | 処理能力 | 所在地 | TEL |
|--------------|------------|--------|--------------|---------|
| 山鹿植木広域行政事務組合 | 山鹿衛生処理センター | 50kl／日 | 山鹿市山鹿 2055 | 44-7020 |
| 山 鹿 市 | 山鹿市し尿前処理施設 | 30kl／日 | 山鹿市山鹿 2022-1 | |

エ　　へい獣処理

必要に応じて家畜感染症を予防するための消毒その他の衛生処理を実施とともに、山鹿保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し埋没又は焼却等の方法で処理する。

オ　　仮設共同便所の設置

専門業者及び自衛隊等の協力のもと、仮設便所の設置場所、数量等を確保できるよう体制を整える。

(2) がれき等災害廃棄物の撤去

ア　大規模災害により発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼き残り等の災害廃棄物については、あらかじめ仮置き場用地および搬送路の選定、確保に努めるものとする。

また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破碎等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。

イ　災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、県や近隣市町村、また関係団体等と相互応援体制の整備に努めるものとする。

ウ　災害発生時には、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。

(3) 応援要請

災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、被害が甚大で施設が処理する能力を超える発生量が見込まれる場合は、県及び周辺市町村の応援を求める。

3 食品衛生対策

(1) 衛生管理

《 食品衛生管理 》

- ・食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- ・避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- ・炊き出し施設等の衛生指導
- ・避難所用配布用弁当調整施設等の監視指導
- ・飲料水の衛生確保

第23節 行方不明者の搜索及び遺体の収容埋葬計画

災害により現に所在不明の状態にあり、かつ周囲の状況からして、既に死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の処理を速やかに実施する。

1 災害救助法に基づく措置

(1) 実施機関

行方不明者の搜索及び処理等は、市長が消防機関、警察機関等の協力を得て行う。ただし、救助法が適用されたときは知事が行い、知事が委任したとき、又は知事において救助の暇がないときは、知事の補助機関として市長が行う。

また、山鹿市だけでは十分な対応ができない場合は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

《行方不明者搜索及び収容埋葬対象者》

災害により

- ・行方不明の状態にあるもので、周囲の状況から既に死亡していると推定される者
- ・死亡が確認された者

(3) 実施方法

ア 遺体の搜索

被災者支援班が主体となり、県・警察・自衛隊等関係機関の応援を得て実施する。

イ 遺体の収容

災害現場の適当な場所（公共建物、寺院等）に遺体の収容所を開設し、収容する。

また、遺体及び行方不明者の人数を早期に把握し、棺、ドライアイス等の納棺用品を確保する。

ウ 遺体の処理

被災者支援班が主体となり、県・警察等関係機関の応援を得て実施する。

エ 遺体について医師による死因その他医学的検査を実施する。

オ 検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は、死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

《遺体の処理方法》

- ・検死
 - ・遺体の洗浄、縫合、消毒
 - ・遺体の一時保存
 - ・検案
- 遺族ができないときは市で実施

(ウ) 処理の期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

カ 遺体の火葬

次により火葬の実施体制の確保を行う。

- (ア) 火葬場の被災状況の把握
- (イ) 死亡者数の把握
- (ウ) 火葬相談窓口の設置
- (エ) 遺体安置所の確保
- (オ) 作業要員の確保
- (カ) 火葬場への輸送経路及び輸送手段の確保
- (キ) 棺、遺体保冷剤、骨壺の調達
- (ク) 火葬用燃料の確保

《火葬場の所在地》

山鹿市薄尾斎場
住 所：山鹿市鍋田 1239-1
T E L : 43-1196

- (ケ) 車両・必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両・資材は、関係業者の協力を得て、被災者支援班・消防署・保健所等で確保する。

《遺体収容埋葬資材》

| 必要資材 | 所 管 |
|--------------|--------|
| 非常用担架 | 消防署 |
| 遺体安置用敷布、棺、骨箱 | 被災者支援班 |
| 遺体消毒用品 | 病院、保健所 |

第24節 障害物除去計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をきたす障害物を除去し、り災者の保護を図る。

1 障害物の除去

- (1) 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、救助法が適用された場合は知事が行うが、委任されたとき、又は救助の暇がないときは、知事の補助機関として市長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、原則として水防管理者が行うが、状況により、(1) に準ずる。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は市が行うものとし、市で実施不可能の場合、又は救助法が適用されたときは、知事が行う。
- (5) その他、施設、敷地内も障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行う。

2 障害物除去の対象

救助法に基づく障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

《障害物除去の対象》

- ・住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- ・河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ・緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- ・その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建築業者等の協力を得て、すみやかに行う。
- (2) 前記1により実施困難な場合は、第3章第7節の「自衛隊災害派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行う。
- (3) 障害物除去の対象及び方法については、救助法における障害物の除去と同じく県防災計画に基づき実施する。
- (4) 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行う。

4 資機材、人員の確保

市は、スコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保につとめるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

(1) 保管の場合

除去した障害物の保管は、次のような場所に保管する。なお市は、その内容について保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害とならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

(3) 処分方法

市が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うが、処分の方法については、次により行う。

- ア 除去した障害物は、原則として市長の指示する処理場で処理する。（第3章第22節第2項「清掃対策」を参照）
- イ 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管する。
- ウ 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数を要すると前記保管者において認めたときは、その工作物を売却し、代金を保管する。
- エ 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。
- オ その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第25節 保育・文教対策計画

災害が発生し又は発生の恐れがある場合、保育児童、児童、生徒等の生命、身体及び保育・文教施設を災害から保護し、もって保育・教育行政の確保を図る。

1 学校教育対策

(1) 実施責任者

市立幼稚園、小中学校の文教施設の災害復旧は市が行い、園児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は教育委員会が実施する。

(2) 児童・生徒の安全確保

ア 休校処置(災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき)

イ 保護者又は教員が引率しての登下校(避難)

ウ 安全な通学路(避難路)、避難所の周知徹底

(3) 文教施設の確保

災害現場の状況を的確に把握し、災害の程度に応じて速やかに災害復旧を実施する。

ア 被害施設・箇所の速やかな応急修理

イ 屋内体育館の利用(一部の施設が使用不能の場合)

ウ 公民館等公共施設の利用(多くの施設が使用不能の場合)

エ 応急仮校舎の建設

(4) 応急教育の実施

ア 実施予定場所

災害時における応急教育には、各小・中学校を使用する。

イ 実施方法

教育委員会の指示により

(ア) 臨時に学級を編成し、複式学級等を設ける

(イ) 教場を分散しての出張授業

(ウ) 休校しての自宅学習及び巡回指導

エ 教育実施者の確保

県教育委員会と連絡をとり、その指示を受け、教育実施者の確保に努める。

オ 教科書の給与

救助法が適用される災害により教科書の被害を受けた場合は、所定の様式により県教育委員会に報告し、給与を受ける。

(5) 学校給食等の処置

給食施設、設備、物資等が被災した場合は、環境衛生の確保に留意して、応急修理、代替施設の確保等給食に支障がないよう処置する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

ア 学校給食施設が災害救助のため使用される場合

イ 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合

ウ 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合

エ 給食用物資の入手が困難な場合

オ 給食の実施が適当でないと考えられる場合

(6) 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、以下の事項を励行し感染症発生等の事故防止に努める。

- ア 校舎内外の清掃
- イ 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- ウ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭净。
- エ 便所はよく清掃したのち消毒する。
- オ 飲料水

| | |
|-----|------------------|
| 水道水 | なるべく煮沸して使用 |
| 井戸水 | 清掃消毒したものでも煮沸して使用 |

- カ 保健管理・指導

- (ア) 疾病の早期発見、早期治療
- (イ) 保健指導の強化
- キ 調理従事者の保健管理・指導
 - (ア) 健康診断の実施
 - (イ) 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
 - (ウ) 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行
- ク 感染症集団発生の際の処理
 - (ア) 学校医・教育委員会・保健所への連絡及び患者の万全な処置
 - (イ) 健康診断、臨時休校、消毒等による予防処置
 - (ウ) 保護者他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
 - (エ) 児童生徒の食生活についての注意及び指導

2 保育児童対策

(1) 実施責任者

保育施設の災害復旧は市が行い、保育児童に対する災害応急対策は市が実施する。

ただし市で実施することが困難な場合は、県知事の協力を求めることができる。

(2) 保育児童施設の応急復旧対策

災害現場の状況を的確に把握し、災害の程度に応じて速やかに災害復旧を実施する。

3 文化財応急対策

- (1) 文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。
- (2) 被災文化財の被災拡大を防止するため、市教育委員会と連絡調整し応急措置を講ずる。

第26節 応急仮設住宅建設等計画

災害のため住家が滅失したり災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し、居住のため必要最小限度の部分を応急的に補修し、り災者の居住安定を図る。

1 応急仮設住宅の建設・住宅応急修理

(1) 実施責任者

ア 応急仮設住宅供与

- (ア) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
(イ) 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

イ 応急修理

- (ア) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
(イ) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行う。

(2) 対象者

《応急住宅供与及び住宅応急修理対象者》

災害のため

- ・住家が全壊（焼）又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者（応急住宅供与）
- ・住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営めない状態であり、かつ自らの資では応急修理をすることができない者（応急修理）

※自らの資力で住家を得ることができない者とは、災害前の住宅を復旧することは勿論、仮設住宅程度のものも確保できない者である。従って相当額の預貯金又は不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していくば住宅の再建ができる者は、この制度の対象とならない。例示すれば次のとおりである。

《対象者》

- ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
イ 特定の資産のない失業者
ウ 特定の資産のない母子世帯
エ 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者
オ 特定の資産のない勤労者
カ 特定の資産のない小企業者
キ 前各号に準ずる経済的弱者

《仮設住宅の供与の要点》

応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、被災者の資力他の生活条件を十分に調査する。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であつて、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっ旋等を積極的に行う。

(3) 応急仮設住宅の建設計画

《応急住宅建設要領》

| | |
|------|--------------------------------|
| 設置場所 | 原則として公有地、それが困難な時は所有者と協議 |
| 設置戸数 | 原則として全壊（焼）・流出戸数の3割以内（市町村間で融通可） |
| 設置規模 | 1戸あたり26.4m ² （8坪）以内 |
| 設置費用 | 国が示す限度額以内 |
| 着工期間 | 災害発生日から20日以内 |
| 供与期間 | 完成の日から2箇年以内 |
| 設置場所 | 原則として公有地、それが困難な時は所有者と協議 |

※建設にあたっては、被災者に係る世帯員数や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 住宅の応急修理計画

《住宅応急修理要領》

| | |
|------|-----------------------------|
| 修理戸数 | 原則として半壊(焼)戸数の3割以内(市町村間で融通可) |
| 修理費用 | 国が示す限度額以内 |
| 修理期間 | 災害発生日から1ヶ月以内 |

(5) 資材及び労務者の調達方法

資材はできる限り市内の業者より調達し、労務従事者はできる限り市内の大工、左官及び消防団員をもってあてる。

なお、器材を必要とする場合はできる限り市内の建築業者、左官業を営む者及び土木業者より借上げる。

第27節 民間団体活用・要員確保計画

災害時における民間団体の応援協力を得て、社会秩序の維持と公共の福祉を確保する。

また、市災対本部員及び民間団体等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊的な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平常時から必要な労働者を把握し、要請があり次第、すみやかな対応ができる体制づくりに努める。

1 民間団体の活用

(1) 実施機関

民間団体の活用は、市長または教育委員会が民間団体の協力を求めて行う。本市のみで処理不可能な場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に連絡し協力を求めて行う。

大規模な災害又は広範囲にわたる災害のときは、知事又は県教育委員会に要請する。

(2) 組織の種別及び可動人員等

ア 組織

女性団体連絡協議会、交通指導員及び各地区自主防災組織とする。

イ 可動人員

(ア) 女性団体連絡協議会(婦人会)の可動人員：女性 165人

(イ) 山鹿市交通指導員の可動人員：男女 60人

(ウ) 市内の自主防災組織の組織数・関係戸数：238組織 19,652世帯

(3) 活動範囲、活動内容

ア 女性団体連絡協議会(婦人会)

(ア) 活動範囲は市内全域とする。

(イ) 活動内容は、主として災害直後の炊き出しどとする。

イ 交通指導員

(ア) 活動範囲は市内全域及び各担当区域とする。

- (イ) 活動内容は、主として交通対策計画の交通規制等への応援協力とする。
- ウ 自主防災組織
- (ア) 活動範囲は当該地区とする。
- (イ) 活動内容は、各地区規約及び各地区の計画による。
- (4) 自主防災組織の結成推進及び育成
- 本市における自主防災組織未結成地区の結成推進を図り、防災に関する知識の普及・啓発に努める。
- また、既に結成された地区においても、組織の充実・育成に努める。

2 労働者等確保の手段

(1) 労働者等確保の手段

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員
- ウ 公共職業安定所による労働者のあつ旋
- エ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- オ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

(2) 作業種別（救助法による）

《労務供給の基本》

災害応急対策の実施に必要な労働者

下記の業務の補助者として確保を行う。

- 被災者の避難救助活動
- 行方不明者の捜索
- 死体の処理
- 救助用物資の整理・輸送及び配分
- 飲料水の供給
- 医療及び助産
- その他

3 公共職業安定所等の労働者確保

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介あつ旋を依頼するものとし、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介・あつ旋を行う。

(1) 必要労働者の依頼事項

- ア 求人者名

イ 職業別、所要労務者数

ウ 必要労働者

エ 男女別内訳

オ 作業の内容

カ 作業実施期間

キ 賃金の額

ク 労働時間

ケ 作業場所の所在

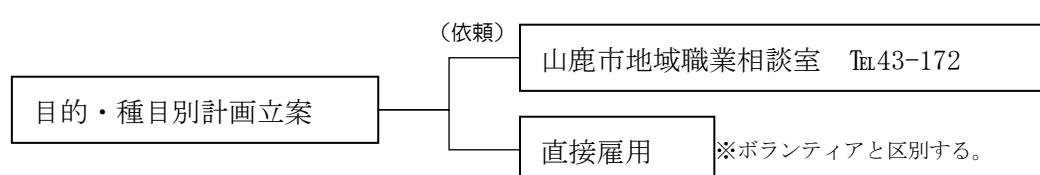
コ 残業の有無

サ 宿泊施設の状況

シ 労働者の輸送方法

ス その他必要な事項

(2) 雇用方法（1の（3）、（5）について）



(3) 賃金支払の場合

ア 基準

(ア) (原則) 公共職業安定所管内における業種別標準賃金

(イ) 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

(ウ) 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

イ 支払方法

(ア) 毎日支給が原則

(イ) 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

(ウ) 現場に近いところで労務者に直接支給

第28節 ボランティア応急活動計画

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想されるところである。

このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、日本赤十字奉仕団等のボランティアの参加を求めるとともに、受け入れ体制の整備に努める。

また、ボランティアが自発的に活動を開始した場合、市災対本部としてその活動に協力をを行い、相互連携のもとに被災者の救護活動を推進する。

1 ボランティア参加の受け入れ

(1) 市は、県、日本赤十字社、市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情

報の収集及びボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、被災地のニーズに関する情報を示してボランティアの参加・協力を求め、災害応急対策の実施に当たり、労務の提供を受ける。

《参加・協力が求められるボランティア》

- ア 日本赤十字奉仕団
 - (ア) 地域赤十字奉仕団（日赤防災ボランティアあいの会）
 - (イ) 青年赤十字奉仕団
- イ 婦人会
- ウ 大学等の学生・生徒
- エ 教職員
- オ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- カ その他各種ボランティア団体及び個人ボランティア

- (2) ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務はボランティア調整機関（第2章第17節）に委ねる。
- (3) 市災対本部は、ボランティアの受け入れや派遣等の実際面での業務は基本的に行わないものとし、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや、活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

2 ボランティアへの支援・連携

(1) ボランティアへの支援

ア 情報交換

災害による被害や避難者の状況及び市災対本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。また、市災対本部は、ボランティアで把握した情報についても積極的な受け入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

イ 活動拠点等の提供

市災対本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティア調整機関の活動拠点を本庁周辺に確保し、必要な資機材を備える。

ウ 受け入れ体制

災害による被害の状況により、ボランティア活動への申し出が多数あった場合、市災対本部は次の措置をとり、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるように連携に努める。

- (ア) ボランティア調整機関が機能するまでのボランティア活動への参加問い合わせへの対応。
- (イ) 受け入れ準備として活動拠点の準備。
- (ウ) 広報紙、日刊紙等を通じ募集要領等の広報。
- (エ) ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整。

3 ボランティア活動の内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (2) 清掃及び防疫等の衛生管理
- (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
 - (5) 軽易な事務の補助
 - (6) アマチュア無線等による情報の収集・伝達
 - (7) その他上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務
- なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

4 ボランティア活動支援システム

(1) 「山鹿市災害ボランティア情報センター」の設置

災害発生後、市社会福祉協議会に「山鹿市災害ボランティア情報センター」を設置し被害状況やボランティアニーズ等に関する情報の提供を広く行う。

全国的支援組織やボランティア情報の集約や発信・受信基地としての機能を構築する。

又、被災地における現地支援センターの開設と必要なスタッフの確保を図る。

なお「山鹿市災害ボランティア情報センター」は次の業務を行う。

ア 市災対本部との連携による災害情報の収集及び提供

イ 災害ボランティア現地支援センターの開設・運営のバックアップと連絡調整

ウ 全国的情報組織やボランティア団体との連絡調整

(2) 「災害ボランティア現地支援センター」の設置

災害発生後、「災害ボランティア現地支援センター」を設置し、市災対本部と連絡を取り、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保するとともに、運営スタッフの要請・確保を行う。

なお、「災害ボランティア現地支援センター」は次の業務を行う。

ア ボランティアニーズの把握及び情報提供

イ 派遣の要請（要否を含む）等情報センターとの連携を図る。

ウ ボランティアの受け入れ・受付

エ 活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等）

オ 区内のボランティア活動情報の集約・管理

カ 市災対本部との連絡調整

キ N G O ・ N P O 、その他の外部ボランティア組織や、地元ボランティアのネットワークを形成し活動調整を行う支援

(3) 災害時に稼働する活動に必要な情報の検討

災害時に市災対本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムを構築する。

第29節 災害義援金品募集配分計画

住民及び都道府県民等から被災者に寄贈される災害義援金品について、募集の便宜を図り配分の円滑に努める。

1 災害義援金品配分計画

(1) 受付方法

《災害義援金品の受付要領》

- ・受付期間はおおむね災害発生の日から1箇月以内とする。
- ・住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。
(県→報道)
- ・災害義援品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- ・災害義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- ・受付期間は、災害義援金の收支を明らかにする帳簿を備え付ける。
(災害義援金品は市長に集積する)

《受付帳簿の様式》

災害義援金品受付状況報告 (機関名)

| 受付月日 | 金額 | 寄贈者(団体) | |
|------|---------|---------|----|
| | (品名・数量) | 氏名 | 住所 |
| | | | |

(2) 配分方法

ア 対象者

- (ア) 死者・重傷者(災害義援金のみ)
- (イ) 全壊(焼)世帯
- (ウ) 流失世帯
- (エ) 半壊(焼)世帯
- (オ) 床上浸水世帯

イ 配分基準

《災害義援金配分基準》

| 区分 | 配分比率 |
|---------------|------|
| 死者 | 10 |
| 重傷者(1箇月以上の治療) | 5 |
| 軽傷者(1箇月未満の治療) | 3 |
| 全壊(焼)世帯 | 2 |
| 半壊(焼)世帯 | 1 |
| 床上浸水世帯 | 1 |

《災害義援品配分基準》

| 区分 | 配分比率 |
|---------|------|
| 全壊(焼)世帯 | 3 |
| 半壊(焼)世帯 | 2 |
| 床上浸水世帯 | 1 |

第30節 一般通信施設災害応急対策計画

災害が発生し、また、発生するおそれがある場合は、重要通信を確保し、或いは被災した電気通信設備等を迅速に復旧し、通信の確保を図る。

1 通信施設災害応急対策

(1) 通信の確保

災害時における電気通信設備の応急対策は、NTTグループ「防災業務計画」に基づき、NTT西日本熊本支店「災害等対策実施細則」を定め実施し、通信の確保にあたる。

ア 対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、災害対策及び災害復旧対策の活動を速やかに

開始する。

イ 通信の利用の制限

災害のため、通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行うとともに、熊本支店災害対策本部は、原則として、必要な情報を山鹿市災対本部へ連絡する。

ウ 重要通信の確保

災害が発生した場合は、電信通信設備の復旧、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、下記の措置を講ずる。なお、通信が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置を行う。

- (ア) 予備電源、非常用発電装置及び移動電源車等による通信用電源の確保
- (イ) 災害応急復旧用無線電話機（衛星携帯電話）の運用
- (ウ) 無線装置又は衛星通信装置等による通信ビル間伝送路及び電話回線の作成
- (エ) 非常用可搬形遠隔収容装置及び非常用伝送装置等の設置運用

エ 通信の利用と広報

災害によって、地域全般にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の調整と広報活動を実施する。

- (ア) 山鹿市からの設置要望に基づき、避難所等に無料の公衆電話（特設公衆電話）の設置や携帯電話、衛星携帯電話の貸出しを行う。
- (イ) 被災地のご家族や知人等の安否を確認するための手段として、「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板」、「災害用音声お届けサービス」、「災害用伝言板（web171）」等のサービスを提供する。
- (ウ) 被災地が長時間停電した際には緊急措置として、公衆電話の無料化措置を実施する。

(2) 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

第31節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画

災害時において、電気、ガス施設等を災害から保護するため各種対策を行うとともに、速やかな応急復旧の作業により電力、ガスの供給確保に努める。

1 電気施設災害応急対策

(1) 電力施設災害応急対策計画

ア 防災活動体制

台風、洪水等により電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各事業所においては定められた「非常災害対策措置細則」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各事業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報

の連絡及び対策に対する指令が伝達される。また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期する。

イ 応急対策実施にあたっての留意点

(ア) 県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害情報連絡本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と停電情報等の提供及び復旧作業の迅速、的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に行う。

(イ) 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去の協力を求める。

(ウ) 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期にわたる場合は広報車による周知を行う。なお、広報対応が困難な場合は、県及び市町村に防災行政無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報の応援を求める。

(エ) 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して各事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管する。

2 ガス施設災害応急対策

(1) ガス施設災害応急対策計画

洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人心及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

山鹿都市ガス株式会社は、保安規程、ガス漏えい及び導管事故等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、洪水等の非常事態が発生し、導管又は製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となり単独では復旧に日数を要する場合には、日本ガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

このため、日本ガス協会では非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合における被災事業者、地方部会、日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制等を「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」によって定めている。

(2) 情報の収集及び報告

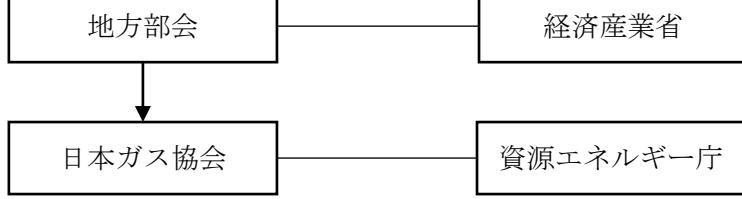
本社は、気象予警報を所定の伝達経路により伝達する。なお、各事業所は通信途絶時に備え、陸上移動局及びトランジスターラジオ等を配備し、情報の収集に努める。

ア 災害発生時の関係先との伝達防災関係先への緊急連絡の迅速徹底を図る。

イ 被害状況等の報告各事業所は、所管施設及び管内需要施設の受けた被災状況、応急対策実施状況その他各種の情報を所定の経路により、本社へ報告する。

(3) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機



- され
迅速
- 注 1) 地方部会の定めるところにより、県幹事事業者と連絡を行う。
- 注 2) 上記連絡のほか被災事業者は、ガス事業法施行規則第 112 条に従い、行政当局へ至急報告を行うこと。

イ 連絡内容

- ・第一報（非常事態発生直後）
 - (ア) 事業者名 (イ) 通報者名 (ウ) 被災状況の概要及び現在までの措置内容
 - (エ) その他必要事項
- ・第二報（全体の状況がある程度把握できた後、即刻）
 - (ア) 被害状況 (イ) 応急措置状況 (ウ) 復旧の見通し (エ) 救援の要否
 - (オ) その他必要事項

ウ 連絡責任者

- (ア) 各事業者は、情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定め、地方部会及び県幹事事業者に連絡しておく。
- (イ) 県幹事事業者は、情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定め、地方部会に連絡しておく。また、当該県内各事業者にも連絡しておく。
- (ウ) 日本ガス協会は、情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定め、各地方部会に連絡しておく。

(5) 救援体制

被災事業者が当該地方部会長に対し、救援要請を行った場合、地方部会長は救援体制に関し、日本ガス協会と協議を行い地方部会のみで対応する（以後「A体制」という—日本ガス協会からスタッフを派遣する場合を含む）か、地方部会及び協会本部で対応する（以後「B体制」という）かを決定する。

ア 「A体制」による場合の取り扱い

- (ア) 当該地方部会長は、地方部会内に救援対策本部を設置するとともに、必要に応じて被災事業者災害対策本部内に部会現地救援対策本部を設置する。
- (イ) 地方部会長は部会内事業者に対し協力を要請し、救援隊を派遣する。
- (ウ) 部会内救援対策本部は日本ガス協会に対し、適宜状況を報告する。

イ 「B体制」による場合の取り扱い

- (ア) 日本ガス協会は、日本ガス協会内に救援対策本部を設置するとともに、必要に応じて被災事業者災害対策本部内に日本ガス協会現地救援対策本部を設置する。地方部会長は、地方部会内に救援対策本部を設置する。
- (イ) 日本ガス協会長は、他地方部会長に対し救援隊の派遣要請を行う。
- (ウ) その場合、他地方部会長は部会内事業者に対し協力を要請し、救援隊を派遣する。

(6) 救援活動

ア 救援要請内容

救援隊の派遣要請にあたっては、以下の内容について依頼する。

- (ア) 救援に必要な人員数及びその作業内容

- (イ) 救援に必要な資材、器工具、車両
- (ウ) 救援隊の出動日時、集結場所
- (エ) その他必要事項

イ 救援隊派遣

救援隊派遣にあたっては、各事業者は以下の準備を行う。

- (ア) 救援先において無線を使用する場合には、事前に自社の区域を管轄する電波管理局に対し、所要の手続き（電話連絡）をしておくこと
- (イ) 救援隊として派遣する要員に対して、出張命令等を文書により発行しておくこと。
- (ウ) 救援先において現場作業をする場合に、救援隊であることが明確となるよう車両への横幕、派遣要員への腕章等を持参すること。
- (エ) その他必要に応じカメラ、夜間照明等の必要資材、機工具を持参すること。

ウ 救援活動の範囲

災害発生時から応急供給措置完了までとする。

エ 救援活動の内容

- (ア) 救援対策本部及び現地救援本部
 - i) 応急復旧計画の樹立に関する協力
 - ii) 応急復旧人員及び機材、資材の動員に関する協力
 - iii) 災害情報の積極的収集及び広報活動に関する協力
 - iv) 災害状況の実態調査に関する協力
 - v) 救援隊と被災事業者間の総務的事項の調整その他必要な事項
- (イ) 救援隊
 - 救急復旧活動への協力
- (ウ) 応急復旧活動の展開方法
 - 原則として、被災事業者の復旧計画に則り、被災事業者の復旧隊と協力して、応急復旧活動を行う。
- (エ) 情報連絡
 - 災害復旧状況及び救援隊の活動状況に関する日本ガス協会への情報連絡は、日本ガス協会現地救援本部が行う。

(7) 日本ガス協会の支援活動

日本ガス協会は、必要に応じて、被災事業者に技術スタッフを派遣し、復旧のための支援を行う。この場合、被災事業者以外の事業者に対し、スタッフの派遣要請を行うことがある。

(8) 災害広報

災害時において、混乱を防止し被害を最小限に止めるため、必要があるときは受容者及び住民に対し、工作車等に装備したマイクにより災害に関する各種の情報を広報する。

(9) 通信連絡

災害発生による有線回線の不通事態が生じた場合の措置は次のとおりである。

- ア 主要事業所間の通信確保のために、事業所間に災害応急復旧用無線電話を設置している。
- イ 事業所管内の諸状況を把握するために、工作車等に陸上移動局を配置して事業所と無線連絡体制をとる。

ウ 停電時対策として非常電源装置を活用する。

(10) 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じて防護、修理、取替等により保全業務を行っているが、非常の際には、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ等地域、場所別に重点巡視、警戒を行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

以上のほか本社との情報連絡と被害状況により、本社司令に基づき行動する。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設として、重点的に監視する。

(11) 危険防止対策

危険防止については、防護保全対策を立て、被害情報、現場状況及び本社司令に基づき、ガス供給施設（バルブ、ガバナー等）周囲の危険物除去、ガス導管の折損等危険が予想される個所の供給遮断及び災害による事故発生の場合は、都市ガスによる二次災害防止のため付近住民の避難の要請を行う等危険防止のため巡視員による活動を実施する。

(12) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧は、ガス供給上長時間又は長日時停止できない場合には、災害現場の状況により供給上可能な範囲で、供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にいくとめる等応急復旧作業にあたる。

第32節 水道、下水道施設災害応急対策計画

市は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持、飲料水の確保を図る。

1 水道施設災害応急対策

(1) 取水施設（水源地）

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。

(2) 净水施設

ア 净水場には、原水の処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の净水能力を確保する。

イ 沈澱池、浄水池及びろ過等の被害に対しては応急復旧を行う。

(3) 送水施設

ア ポンプ場には送水のための自家用発電機を設置し、いつでも水道水の安定送水を図る。

イ 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

ウ 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

(4) 配水施設

配水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。

(5) 応急対策要員・資機材の確保

原則として市災対本部水道班の人員・資機材にて行うが、市災対本部のみでは応急復

旧が困難な場合には、市管工事協同組合等の協力を求める。

(6) 応急処置の内容

- ア 水道法第23条に基づく有害物等の混入などへの措置（給水の緊急停止）
- イ 給水を緊急停止した場合はその旨を関係者に周知する。
- ウ 取水・導水・浄水施設の防護
- エ 給水車等の応急給水法の確保（使用不能の場合）
- オ 利用者への損害状況、注意事項等の広報

2 下水道施設災害応急対策

(1) 下水道施設の応急対策（第3章第22節第2項「清掃対策」参照）

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所を設置し、あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。また、処理場への搬入についても、計画的処理を行えるよう努力する。

(2) 管渠

- ア 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。
- イ 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。

(3) ポンプ場及び処理場

- ア 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、自家用発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- イ 建物その他の施設には、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに對しては所要の資機材を備蓄し応急復旧を行う。

第33節 交通施設災害応急対策計画

交通施設は、災害時において緊急通行車両の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

1 道路施設

(1) 市・県・国・警察（公安委員会）

各道路管理者及び警察は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

- ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- イ 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- ウ 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。こ

の場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。

- エ 上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
- オ 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

第34節 高層建築物災害応急対策計画

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれに応じた警防体制の整備を図るとともに各種対策を実施する。

1 消防機関

(1) 高層建築物等に係わる災害が発生した場合は、おおむね次のとおり消防活動体制を確立する。

- ア 出動基準の決定
- イ 指揮本部の設定
- ウ 危険度の判定
- エ 関係機関との通報、連携体制の確立

(2) 消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

ア ガス漏れ事故

(ア) 現場到着時の措置

消防機関は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

(イ) ガス漏れ場所への進入

消防機関のガス漏れ場所への進入に当たっては、次の事項に留意する。

イ) ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。

ロ) 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。

ハ) 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。

ニ) 火花を発する機器の使用及びスイッチ操作を厳禁する。なお、エアーソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

(ウ) ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、山鹿都市ガス株式会社等が行う。

ただし、消防機関が山鹿都市ガス等に先行して災害現場に到着し、山鹿都市ガス

の到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防機関がガスの供給を遮断することができる。

なお、消防機関がガスの供給を遮断したときは、ただちに、その旨を山鹿都市ガス株式会社等に連絡する。

(エ) ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえ山鹿都市ガス株式会社等が行う。

イ 火災等

(ア) 人命救助

人命救助は、最優先で行うが、特に次の事項に留意する。

- イ 救助活動体制の早期確立と実施時期
- ロ 活動時における出動小隊の任務分担
- ハ 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

(イ) 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- イ 高層建築物等の消防用設備の活用
- ロ 活動時における出動小隊の任務分担
- ハ 浸水、水損防止対策
- ニ 排煙、進入時における資機材対策

2 警察

人命救護を最重点として、第3章第13節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(1) 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

(2) 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

(4) 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

(5) 交通規制

救出救護活動及び復旧活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

(6) その他

市その他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び死体検死等所要の措置をとる。

3 山鹿都市ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

事前の申し合わせにより、必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

第35節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり特に迅速なる措置を要するので、関係機関は密接なる連絡協力のもとに迅速、的確な災害応急対策を実施する。

1 危険物災害応急対策

(1) 消防本部

ア 施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- (ア) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立。
- (イ) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立。
- (ウ) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立。

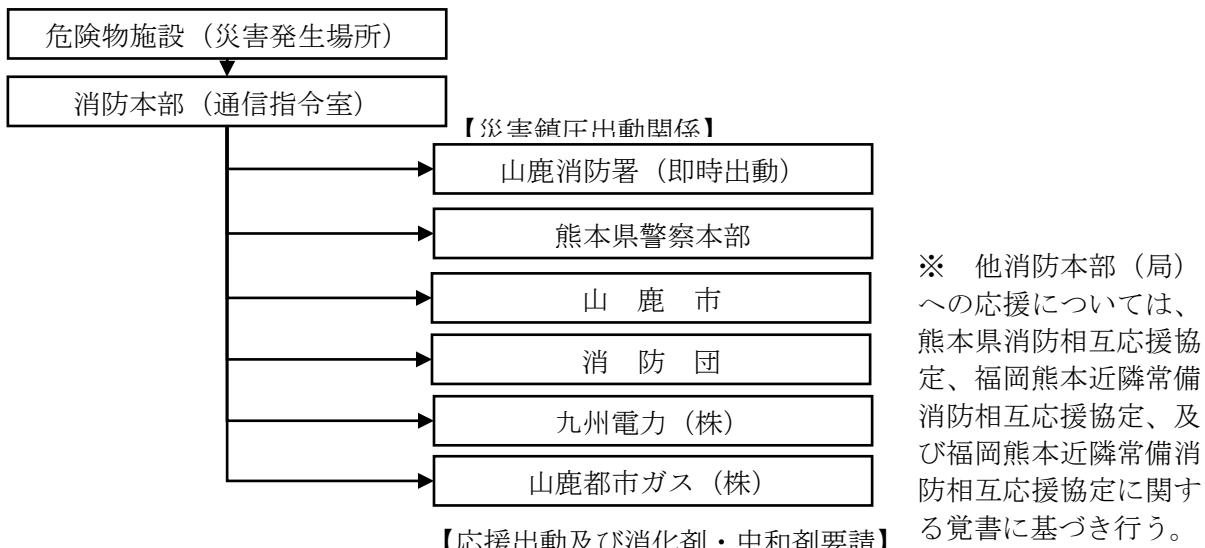
イ 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 応急処置の方法

《危険物災害における管理者の応急処置の基本》

- ・関係機関（市・警察・消防機関）への通報
 - ・初期消火等の応急処置
 - ・施設内及び近辺の人員の避難誘導
- （事前に施設ごとの応急対策計画を立案しておくこと）

(3) 緊急時の連絡系統図



2 高圧ガス災害応急対策

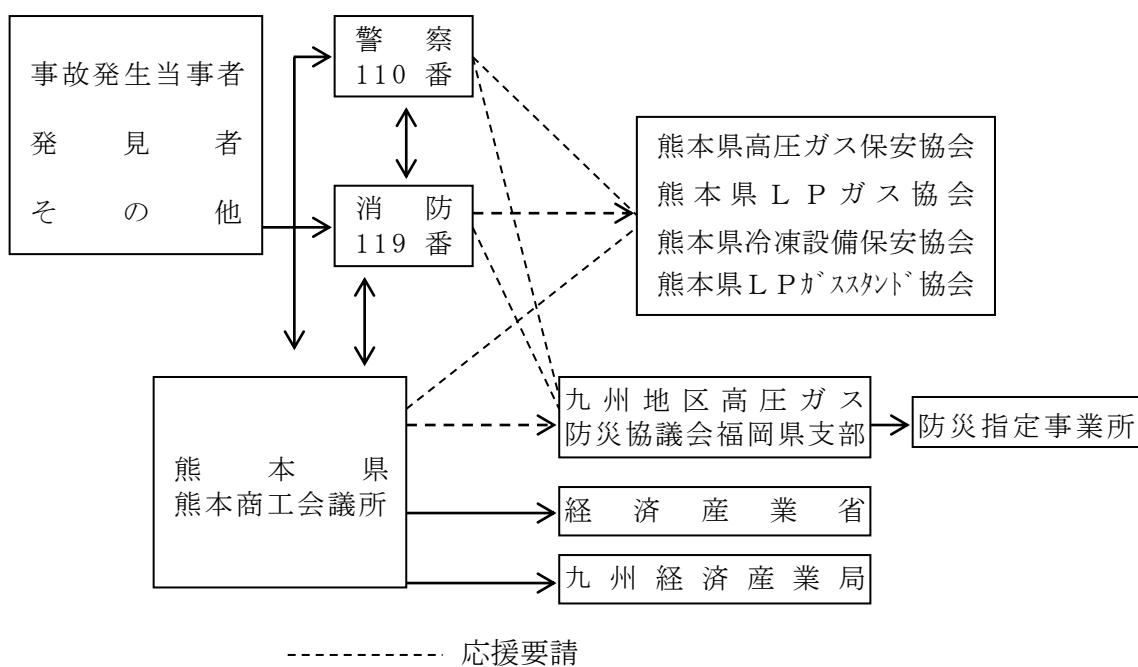
(1) 消防本部

高圧ガスによる災害の発生、又はそのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) ガス事業者

災害の発生が予想され、又は発生した場合には、保安規程の定めるところにより、応急対策を図る。

《高压ガス災害通報系統図》

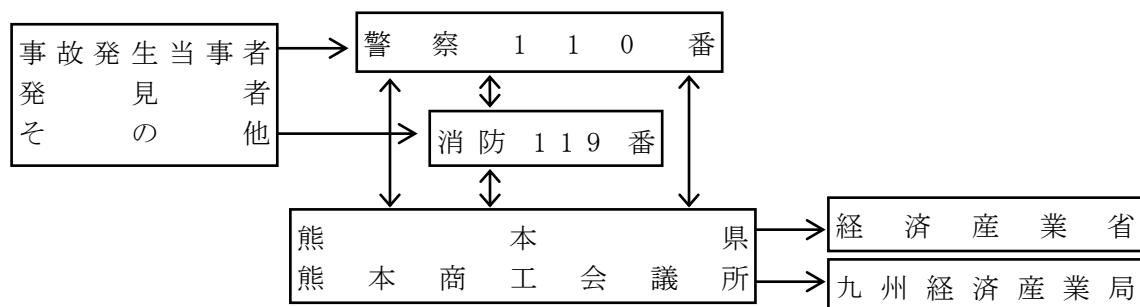


3 火薬類災害応急対策

(1) 消防本部

火薬類による災害発生、又は、そのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

《火薬類災害通報系統図》



第36節 農林施設等災害応急対策計画

関係機関は、災害時において農林施設の被害の実情を早期に調査し被害の拡大を防止するため応急対策を実施する。

1 農業用施設等災害応急対策計画

(1) 農業用施設応急対策

- ア かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- イ 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- ウ 農林業施設

《農林業施設の応急対策の基本》

- ・用水路やポンプ等による排水
- ・破損箇所の応急復旧
- ・流入した土砂・樹木等の除去
- ・林道の応急復旧

(2) 農作物等応急処置

| 作物 | 災害種別 | 応急処置の内容 |
|-----|------|---|
| 稲・麦 | 風水害 | (1) 再生産用・代作用種子・苗の確保（食糧事務所、県地域振興局の関係機関より） (2) (高性能) 防除機による病害虫防除の指導及び実施 (3) 計画的配水の実施 |
| | 干害 | (1) わら等を樹体にかける（蒸発散の防止） (2) 摘果の実施 (3) 熟期に達した果実の収穫 |
| 果樹 | 干害 | (1) 熟期に達した果実の収穫 (2) 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 (3) 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 (4) 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 (5) 病害防除の徹底 |
| | 風水害 | (1) 若どりの実施 (2) 薬剤散布 (3) 液肥の施用 (4) 代作の実施 |
| そ菜 | 干害 | (1) 中耕、土寄せの実施 (2) 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） (3) 土砂の洗篩、薬剤撒布 (4) 代作の実施 |
| | 風水害 | (1) 敷藁・敷草又は穴灌水の実施 (2) 液肥の灌水への加用 (3) 代作の実施 |
| 花き | 干害 | (1) 排水、土寄せの実施 (2) 防除の実施（特に地際） (3) 防風処置の実施 |
| | 風水害 | |

(3) 家畜等応急対策

《家畜管理のための応急処置方法》

| | |
|-------|---|
| 伝染病予防 | (1) 家畜衛生保健所による予防注射の実施 (2) 診療部隊（家畜衛生保健所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施 (3) 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に治療を要請する。 |
| 飼料の確保 | (1) 灌水が可能な場合は実施する。 (2) 発芽不良の場合は被害程度に応じ追播を行うか播きなおしを行う。 |
| 干害 | (1) 灌水が可能な場合は実施する (2) 発芽不良の場合は被害程度に応じ追播を行うか播きなおしを行う。 |
| 風水害 | (1) 早急に排水を行う。 (2) 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 |

(4) 林産物応急対策

市は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保、及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病害虫の防除、林業用種苗の供給に努める。

| 作物 | 災害種別 | 応急処置の内容 |
|-----|-----------|------------------------------------|
| 林産物 | 風水害 干害 | (1) 苗木の確保（鹿本森林組合等と協力） (2) 種子の確保 |

ア 被災立木竹の除去

- (ア) 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設、人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- (イ) 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

イ 病害虫の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受け易く、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

ウ 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に止めるため、市は森林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

(ア) 干害対策

- イ 灌水を実施する。
- ロ 病害虫の防除を実施する。

(イ) 浸冠水対策

- イ 排水を実施する。
- ロ 病害虫の防除を実施する。

エ 風害対策

- (ア) 即効性追肥を実施する。
- (イ) 病害虫の防除を実施する。

第37節 林野火災応急対策計画

林野火災の特異性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し住家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1 火災通報等

(1) 市

- ア 市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町村、警察署等）に通報を行う。
- イ 市は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- ウ 市は、火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県に即報を行う。

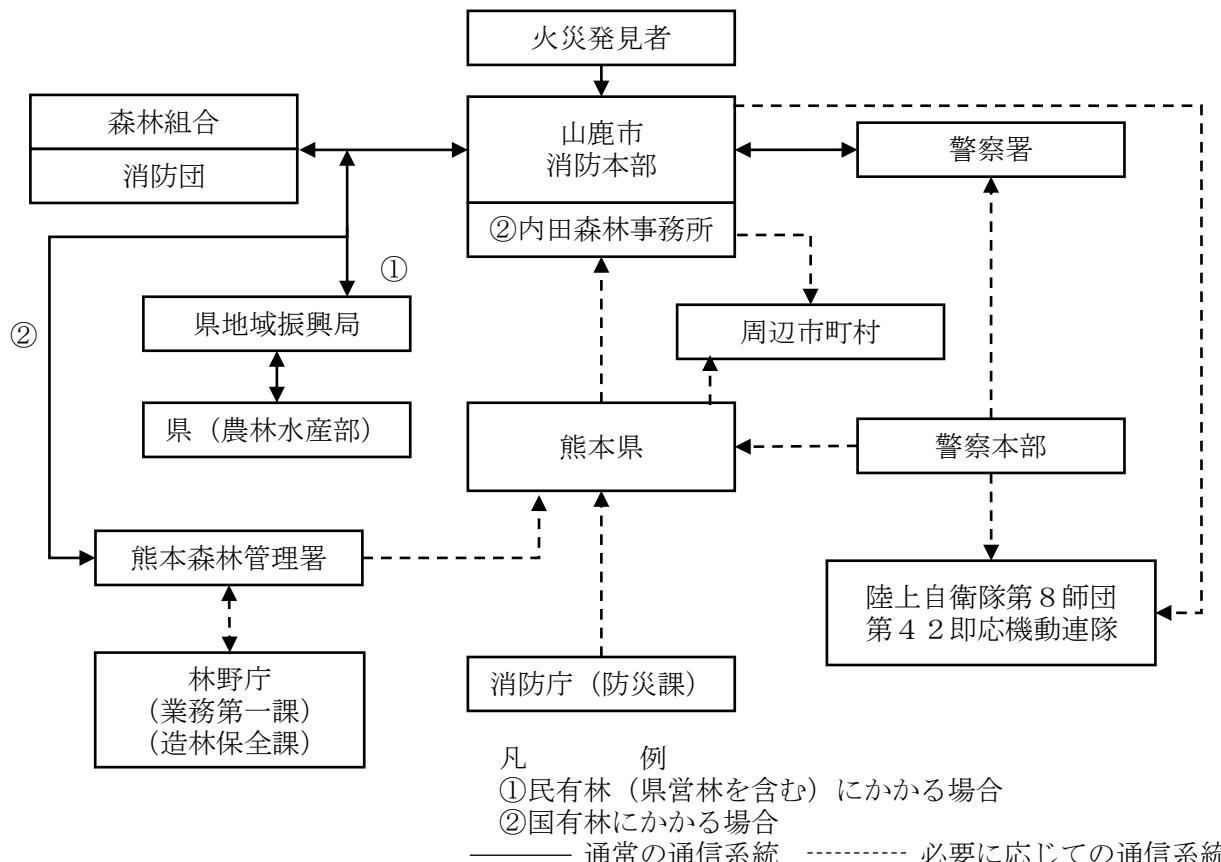
《 通報基準 》

焼失面積 10ha 以上と推定されるもの
空中消火を要請したもの
住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

2 火災通報等伝達系統

火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。

《 伝達系統 》



3 活動体制

火災を覚知した市等は、関係機関と連携協力して防御にあたるとともに、状況把握を的確に行い、周辺市町村等への応援出動要請の準備を行う。

(1) 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- ア 応援協定に基づく周辺市町村等の応援隊の出動要請
- イ 自衛隊出動要請の検討
- ウ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- エ 警戒区域の指定

(2) 空中消火体制の準備

消防関係等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県への即報を行うとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

- ア 熊本県防災消防航空隊出動要請のための準備
- イ 自衛隊出動要請のための準備
- ウ 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

(3) 空中消火体制

熊本県防災消防航空隊及び自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、市は次の事項を行う。

- ア 陸空通信隊の編成
- イ 林野火災用防災地図の作成
- ウ 空中消火補給基地の設定
- エ ヘリポート等の設定
- オ 空中消火用資機材等の点検・搬入

4 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し今後の対策樹立を図る。

市は、焼損面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付け消防地第 81 号に定める林野火災調査資料を作成し速やかに県に報告を行う。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて 早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を 促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、府内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、県、国及び他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。

さらに、被災者に対する適切な支援のため、そのニーズの把握に努めるとともに、関係機関に対して必要な支援や協力を求める等により、早期の復旧・復興を図るものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努める。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

(1) 河 川

河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。

(2) 海 岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

(3) 砂防設備

砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸

(4) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設又は海岸砂防施設

(5) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(6) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(7) 道 路

道路法第2条第1項に規定する道路

(8) 下水道

下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5項に規定する都市下水路

(9) 公 園

都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

(3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入

(4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充

第3節 農林水産業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急性の高いものは、応急復旧その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
イ 林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 沿岸漁場整備開発施設（政令で定めるもの）
イ 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する基本施設）
- (5) 共同利用施設 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林

組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

- ア 倉庫
- イ 加工施設
- ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

県は、市の災害公営住宅等の整備に当たり、その被災状況に応じ、国及び関係機関と連携の上、整備手法の提案等、必要な支援を行うものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

《公営住宅関係住宅災害対策》

| 区分 | 一般災害 | | 激甚災害 | |
|----|---|--|--|--|
| | 要件 | 措置 | 要件 | 措置 |
| 整備 | <p>〈災害公営住宅整備事業〉 (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号)</p> <p>1 滅失戸数 ①被災地全域で 500戸以上</p> | <p>公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として 〈災害公営住宅〉の建設等に対する2/3補助標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2</p> | <p>〈罹災者公営住宅整備事業〉 (激甚法第22条)</p> <p>1 滅失戸数 (災害指定) ①被災全域で 4,000戸以上 ② " 2,000戸</p> | <p>滅失戸数の5割を限度として 〈罹災者公営住宅〉の建設等に対する3/4補助 (罹災者公営</p> |

| 整備 | <p>② 1市町村の区域内で200戸以上 ③ 1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上</p> <p>2 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上</p> | <p>項) 〈災害公営住宅〉借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5</p> | <p>以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上(激甚指定基準8)</p> <p>2 滅失戸数(地域指定) 1の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上(激甚法施行令第41条)</p> | <p>住宅〉の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5</p> <p>*激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。</p> | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--|--|--|--|----|----|----|----|----|----|--|--|------------|--|---|
| 復旧 | <p>〈既設公営住宅復旧事業〉 (公営住宅法第8条第3項)</p> <p>1 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額290万円以上 (事業主体が市町村場合は190万円以上)</p> <p>財務省協議による運用基準</p> | <p>(公営住宅法第8条第3項)</p> <table border="1" data-bbox="632 792 859 1170"> <thead> <tr> <th colspan="3">公営住宅又は共同施設</th> </tr> <tr> <th>被害</th> <th>滅失</th> <th>損傷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>復旧</th> <th>再建</th> <th>補修</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助率 1/2</td> </tr> </tbody> </table> | 公営住宅又は共同施設 | | | 被害 | 滅失 | 損傷 | 復旧 | 再建 | 補修 | | | 補助率 1/2 | <p>〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の</p> <p>A 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上</p> <p>B Aの見込額が0.2%以上、かつ、 (1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2)市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準I)</p> | <p>補助率のかさ上げ(激甚法第3条)</p> <p>*局激の場合は、別途基準あり</p> |
| 公営住宅又は共同施設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害 | 滅失 | 損傷 | | | | | | | | | | | | | | |
| 復旧 | 再建 | 補修 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 補助率 1/2 | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と(独)住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、(独)住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

(4) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、全市町村において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市立学校にあっては市長が行うものとする。

(2) 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入

エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。

なお、市が経営する水道事業体（以下「公営水道」という。）以外の水道事業体（以下「民営水道」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道と民営水道との事業統合を推進するものとする。

(1) 実施機関

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

4 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業又は県に要請する。

(1) 実施機関

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県に実施を要請する。

(2) 復旧方針

再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。

(3) 対象事業

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

5 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び市単独事業として、国、市町村、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第5節 被災農林漁業の経営安定計画

災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被災農林漁業者等に対しつなぎ融資の手段を講じるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

なお、1から5の支援は、国、県、市町村、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

1 天災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3 日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建に必要な運転資金を融資する。

4 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5 災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

第6節 被災中小企業振興

県は、中小企業が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置等を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。

1 災害復興資金融資

県は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

2 償還の延期等

県は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

3 信用補完制度の充実

県は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

4 その他

県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図る。

第7節 被災者自立支援対策

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、市が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、市に対する支援を行うものとする。

2 被災者に対する生活相談

県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

3 り災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、県及び市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及びり災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

(2) り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(3) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

ただし、火災、その他消防に關係のある災害についてのり災証明は、消防本部が定める（山鹿市消防本部火災調査規定）に基づき、消防長が行うことができる。

(4) 被害調査及び被害認定基準

- ア 市長は、り災証明申請書に記載された災害による被害の内容について調査する。
- イ 住家等の被害調査に係る認定基準は「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する。
- ウ 市長は、申請者に対し証明に必要な資料を求めることができる。
- エ 申請者は、市の調査結果に異議がある場合に再調査を求めるものとする。

(5) 交付

- ア り災証明書は、調査結果に基づき、所定様式及び被災者支援システムにより交付する。
- イ 早期交付のための体制確立
- ウ 他の調査との違い

《他の建物調査との違い》

| 被災建築物応急危険度判定 | | 被災宅地危険度判定 | 住家被害認定 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 実施目的 | 余震等による二次災害の防止 | 宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示 | 住家に係る罹災証明書の交付 |
| 実施主体 | 市町村（県等が支援） | 市町村 | 市町村 |
| 調査員 | 応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等） | 被災宅地危険度判定士（認定登録者） | 主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ） |
| 判定内容 | 当面の使用の可否 | 宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止 | 住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出 |
| 判定結果 | 危険・要注意・調査済 | 危険・要注意・調査済 | 全壊・大規模半壊等 |
| 判定結果の表示 | 建物に判定結果を示したステッカーを貼付 | 見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付 | 罹災証明書に判定結果を記載 |

(6) り災証明の様式 資料編に示す。

4 被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

5 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常の生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは 職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

7 義えん金・救援物資募集配分計画

(1) 実施機関

県及び日本赤十字社熊本県支部

(2) 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

(3) 義えん金・救援物資の保管及び分配

ア 義えん金

義援金については、被災者に配分するまでの間、被災者支援対策部が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理については、受払簿を作成しなければならない。

なお、義援金の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。

イ 救援物資の取り扱い

救援物資については、物資対策部が庁舎等を保管場所として厳重に保管をしなければならない。なお、救援物資の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。

8 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

県は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、あらかじめ手続きを確認し、市などに対して周知を行うものとする。

また、市を通じて被災状況を早急に確認するとともに、市と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

(2) 災害見舞金の支給

(3) 災害援護資金の貸付

(4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(5) 生活福祉資金の貸付

(6) 被災者生活再建支援金の支給

9 被災者の自立支援に資する情報の提供

市は、各種制度における減免措置などの被災者の自立支援に資する情報をとりまとめ、県と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

第8節 雇用機会確保

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう、り災者に対する職業の斡旋を行い、生活の確保を図る必要がある。

1 雇用機会の確保

市は、り災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して労働者の紹介斡旋等を依頼する。

公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談・求人開拓等に基づき職業をあつ旋する。

第9節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

また、県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

【震災対策編】

第1章 総則

総則については、一般災害対策編 第1章各節によるほか、次のとおりとする。

第1節 目的

一般災害編対策編第1章「第1節」によるところとする。

第2節 用語

一般災害編対策編第1章「第2節」によるところとする。

第3節 計画の方針・構成等

一般災害編対策編第1章「第3節」によるところとする。

第4節 災害の想定

1 地震災害の想定

(1) 地震災害

熊本県北部地方では過去に大規模な地震はなく、また、本市の地盤は地震時の液状化は起こりにくい地盤と思われる。

しかし、地震は予知できない現象であり、平成28年4月に発生した平成28年（2016年）熊本地震、平成7年1月に発生した阪神・淡路 大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災などでは、地すべりや山腹崩壊、あるいは火災といった大災害を引き起こしている。

想定地震に関しては、熊本県の地震災害想定に準拠することとする。

(2) 想定シーン《熊本県の想定地震規模》

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

ア 発生の季節：冬季

イ 発生時刻：夜（午前5時）、多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯。

ウ 風速設定：火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m／秒を、強風時として冬の「日平均の風速値」である3m／秒を強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m／秒の2パターンを設定（※）。

（※）風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

（3）対象地震

被害が大きいと想定される以下の地震を対象に調査を行った。

| 区分 | 検討対象断層帯等 [想定地震の震源域] | 地震規模 | 30年以内 発生確率 |
|----|-------------------------------------|------------------|--------------------|
| ① | 布田川・日奈久断層帶 中部・南西部 連動 | M7.9 | 不明 |
| | （参考） 上記震源域単独時：（中部） ：（南南部） | （M7.6） （M7.2） | （ほぼ0～6%） （不明） |
| ② | 別府・万年山断層帶 | M7.3 | ほぼ0～3% (最大2.6%) |
| ③ | 人吉盆地南縁断層 | M7.1 | 1%以下 |
| ④ | 出水断層帶 | M7.0 | ほぼ0～1% |
| ⑤ | 雲仙断層群 南東部 津波検討追加： 南西部北部・南西部南部 連動 | M7.1 M7.5 | 不明 不明 |

地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

| | | | |
|---|------------|------|-------|
| ⑥ | 南海トラフ（最大値） | M9.0 | 極めて低い |
|---|------------|------|-------|

内閣府 中央防災会議 発表

（※）上表の「別府・万年山断層帶」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帶（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帶、万年山・崩平山断層帶に分割。

第2章 地震災害予防計画

地震災害予防計画については、一般災害対策編 第2章各節に定めるもののほか、特に、本章に定める事項に留意して地震災害予防のための事業を検討する。

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物・土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。

なお、耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。

〔現況〕

本市においては、これまで液状化等の地震による被害は発生しておらず、また、過去の地震発生地点から判断すると、市域縁辺では地震の発生は少ないと見える。

第1節 地震に強いまちづくり

1 地震に強い都市構造の形成（一般災害対策編 第2章第4節関係）

〔計画目標〕

- (1) 市は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を目指すものとする。
- (2) 市及び施設管理者は、中高層ビル及び公共公益施設等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性に鑑み、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備検討及び整備要請を推進する。
- (3) 地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」や街路整備事業の重点項目である以下の整備計画を推進する。

ア 避難路

「広域避難地またはこれに準ずる安全な避難場所に通じる幅員 15m以上の道路、又は 10m以上の緑道であること。」早急に避難場所へ移動できるための道路を確保することとする。

イ 消防活動が困難である地域の解消に資する道路

「市街地において幅員 6m以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員 6m以上の道路であること。」家屋密集地等で消防活動ができない地域への道路を確保することとする。

ウ 地域防災拠点施設

「地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設」駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場、その他これらに類する施設で災害応急対策の拠点として機能することとする。

2 建築物の安全化（一般災害対策編 第2章第5節関係）

〔計画目標〕

- (1) 既存建築物の防災対策

市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に推進することとする。

ア 市は、耐震性能の劣る既存建築物について、住民への耐震改修相談窓口の開設や

耐震性向上に向けた啓発や知識の普及等に努める。

- イ 市は、ブロック塀等の倒壊、煙突の折損等の防止、また、建築物の外壁や広告塔の落下による人的被害を未然に防止するための落下物対策等も検討する。

(2) 公共施設の耐震診断

施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに公共施設、医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に特に配慮する。

ア 市は、公共施設について耐震診断を実施し、必要と認められるものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震補強を図る。

イ 庁舎等については、耐震性を強化するよう検討する。

ウ 教育施設については、仮設等付属施設を除き全て耐震耐火構造とともに、施設の新設、増設、改築等にあたっては、安全性確保のため、耐震・耐火構造とする。

3 公共施設及び危険物施設の点検整備等（一般災害対策編 第2章第4節、第24節関係）

〔計画目標〕

施設管理者は、道路、河川、砂防設備等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の調査、点検整備に努める。

また、石油類、高压ガス、毒物・劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

市が実施する事業については、本計画に定めることを要件とし、対象とする施設の内容は以下のとおりとする。

- ア 避難路
- イ 消防用施設
- ウ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- エ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- オ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- カ 海岸保全施設、河川管理施設のうち耐震対策が必要なもの
- キ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上、整備が必要なもの
- ク 防災行政無線設備その他の施設及び設備
- ケ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- コ 地震発生時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

(2) 市事業計画

市は、震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的な整備に努める。

4 住民・事業所の防災力強化計画

一般災害編対策編第2章「第19節」のとおりとする。

第2節 災害応急体制整備計画

1 災害応急体制の整備（一般災害対策編 第2章第16節、第22節等関係）

〔計画目標〕

(1) 初動体制の確立

防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。（例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。）

また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化する。

また、県及び市等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(3) 市と自衛隊との連携体制

市と自衛隊は、大規模災害が発生した場合における災害派遣活動を円滑に実施するため、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議し、平常時から連携体制の強化を図る。

第3節 救助・救急・医療体制整備計画

1 救助・救急・医療活動体制の整備（一般災害対策編 第2章第11節、第18節等関係）

〔計画目標〕

市及び医療機関等は、発災時における救助・救急・医療に係わる情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図る。

消防本部は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、鹿本医師会の協力のもと応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、鹿本地域の災害拠点病院である山鹿市民医療センターを中心に医療活動を行うほか、災害発生時における救急医療体制の充実に努める。

また、あらかじめ消防と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、その計画を作成するよう努める。

第4節 消火体制整備計画

1 消火活動体制の整備（一般災害対策編 第2章第3節等関係）

〔計画目標〕

(1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性防火水槽の整備、河川等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化を進める。

(3) 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 市は、住民に対して地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

第5節 緊急輸送体制整備計画

1 緊急輸送活動体制の整備（一般災害対策編 第2章第10節等関係）

〔計画目標〕

災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

(1) 緊急交通路の確保

あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路を

選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化する。

(2) 道路施設の耐震性強化

橋梁等、道路施設の耐震性強化を検討する。

また、老朽及び震災点検調査の結果橋梁等について、詳細調査や補修、架替え等の改良が必要な箇所は整備を検討する。

第6節 避難収容体制整備計画

1 避難収容体制の整備（一般災害対策編 第2章第15節等関係）

〔計画目標〕

(1) 避難誘導

市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障害者、その他要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係わる避難誘導体制の整備に努める。

(2) 避難所

市は、都市公園、教育施設、公共施設等を対象に、地域の人口、対象圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の規模に応じ必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、避難施設の設備の充実を図る。

(3) 応急仮設住宅

建築協会、建設業協会や企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

第7節 食糧・飲料水・生活必需品等供給体制整備計画

1 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（一般災害対策編 第2章第11節、第12節関係）

〔計画目標〕

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

第8節 情報伝達体制整備計画

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（一般災害対策編 第2章第13節関係）

〔計画目標〕

被災者への情報伝達手段として、市防災行政無線の有効活用を図るとともに、アマチュア無線、タクシー無線等の協力を得るなど、情報伝達体制の拡充に努める。

第9節 二次災害防止体制整備計画

1 二次災害防止体制の整備（一般災害対策編 第2章第5節等関係）

〔計画目標〕

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成に努める。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第10節 防災知識の普及・訓練及び自主防災組織整備計画

1 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化（一般災害対策編 第2章第19節、第20節、第21節、第22節等関係）

〔計画目標〕

(1) 防災知識の普及等

防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し地域の危険性を周知させるとともに、2~3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、地震発生時に取るべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、災害時の家庭での連絡体制の確保を促す。

さらに、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や地区別防災マップ等を作成し住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災訓練の実施、指導

防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。

また、夜間等様々な条件に配慮し居住地、職場、教育施設において、定期的な防災訓練をきめ細かく指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害弱者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者の支援体制の整備に努める。

(4) 消防団、自主防災組織の育成強化

ア 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層の団員の参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

イ 自主防災組織の育成、強化を図る。このため、組織の核となるリーダーに対して検収を実施する等により、これらの組織の活動や訓練の実施を促し、継続的な組織活動と組織体制の充実に努める。

第3章 地震災害応急対策計画

地震は、その発生の形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とする。

市、防災関係機関は、地震が発生した場合、被害を防止し最小限に止めるため、「一般災害対策編 第3章」各節に定めるもののほか、特に本章に定める事項に留意して応急措置を講ずる。

第1節 市災害対策本部組織・職員配置計画

一般災害対策編 第3章各節によるほか、次のとおりとする。

1 市災害対策本部組織計画（一般災害対策編 第3章第1節関係）

(1) 市災対本部等の設置基準と配備体制

ア 地震の危険が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務部長は、必要に応じ関係部（課）長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し情報の収集等にあたらせる。

イ 震度4以上の地震が発生した場合〔情報連絡室体制（第2配備）〕

防災監理課長及び防災担当職員等は自主登庁が不可能な場合を除き、自主登庁し情報連絡室体制をとるものとし、地震情報の伝達や被害情報の収集を行う。

ウ 震度5弱・震度5強の地震が発生した場合〔災害警戒本部体制〕

総務部長は、災害警戒本部を設置し、情報の収集及び対処方針の協議を実施するとともに情報共有、指示の一元化を行う。

勤務時間外に震度5弱以上の地震発生の情報をテレビ・ラジオ等で確認した場合、

関係部・課及び各市民センター職員は直ちに自主登庁する。

関係各部・カ及び各市民センターにおいては、職員の参集系統、連絡方法などあらかじめ具体的な計画を作成して

エ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合

職員全員が対応するものとし、直ちに市長の指示により、「災害対策本部」を設置する。

勤務時間外において震度 6 弱以上の地震発生の情報をテレビ・ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに自主登庁する。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、地区の応急活動に従事する。

(2) 意志決定権者代理順位 (一般災害対策編 第 3 章第 1 節 2 (7) 関係)

市災対（警戒）本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意志決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意志決定を行うものとする。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



(1) 災対本部室等のスペースの確保

一般災害編対策編第 3 章「第 1 節 2 (9)」のとおりとする。

2 市の職員配置計画 (一般災害対策編 第 3 章第 3 節関係)

(1) 配置体制の決定

配備体制は、気象台発表の震度予報により、被害発生後の状況によって次の配置体制に基づき参集等の措置を行う。配備体制を変更する場合は、市長が決定する。

《職員の配置体制》

| 震度 | 配置体制 | | 参集方法 |
|-------------|---------------------|---|--|
| 4 | 情報連絡室体制 (第 2 配備) | 情報連絡業務実施上、必要な班をもって構成 | [勤務時間内] (庁内放送等) 市防災監理課→担当職員 |
| 5 弱・ 5 強 | 災害警戒本部体制 | (第 2 配備体制に加え) 災害対策及び災害対処が円滑に行いうる所要の班をもって構成 | [勤務時間外] (山鹿メイト「防災山鹿(職員用)」) 市当直→市防災監理課→担当職員 担当職員は、各自、テレビ、ラジオ、防災メール等で状況を覚知した時点で配備部署へ自主登庁し、各班長は配備体制が整い次第、防災監理課に連絡すること。 |
| 6 弱以上 | 災害対策本部体制 | 全職員 | ただし、道路の遮断等により、登庁できない場合は、各班長（所属長等）へ連絡するとともに、（特に相当規模の災害以上の場合、）最寄りの市民センター等へ出向き応急活動に従事すること。 なお、震度 6 弱以上の場合は、職員の安否確認を行うとともに、登庁の可否の報告を行う。 |

第2節 災害情報の収集・連絡及び通信対策計画

1 地震に関する情報の種類と伝達系統

(1) 地震に関する情報の発表及び伝達

地震に関する情報とは、九州・山口地方の地震、被害が発生したときと推定される地震、局地的に続いて発生する小地震等が発生した場合に、気象業務の定めにより熊本地方気象台が防災対策上必要と認めるときに、一般及び関係機関に対して速やかに発表するもので、その種類は次のとおりである。

ア 震度情報

担当する観測区域内（九州・山口地方）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、地震の発生時刻及び大きな揺れを観測した地名（震度3以上の地域）を発表する。

イ 地震情報

大きな地震が発生した時、または群発地震等特別な地震が発生したときに地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果、状況を発表する。

ウ 各地の震度に関する情報

有感地震を観測したときに各地点の震度を発表する。

エ 地震に関する情報の伝達基準

熊本地方気象台が発表する上記の地震に関する情報が下記に該当する場合、県防災行政無線等により、直ちに市及び消防本部等の関係機関に伝達される。

- (ア) 地震に関する情報については、市内において震度4以上の地震が観測された場合
- (イ) その他状況に応じ必要と認める場合

2 災害情報の収集・連絡及び通信の確保（一般災害対策編 第3章第4節、第5節関係）

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 地震情報等の連絡

地震が発生した場合、まず熊本地方気象台が地震情報等の連絡を市及び関係機関に行う。

市は、熊本地方気象台から連絡を受けた地震情報等を各出先機関、住民等へ広報する。

イ 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、直ちに調査班を編成し、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するため、関連情報の収集にあたる。市は、被害規模を早期に把握するため、地震情報から被害

の発生が予想される地域を中心として、参集職員の参集途上における視認情報、110番及び119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

市は、自衛隊（震度5以上の場合）、防災消防航空隊、警察等が実施するヘリにより上空からの情報の収集、あるいは必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

ウ 地震発生直後の被害の第1情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

エ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

オ 災害医療情報の確保

災害医療情報の収集にあたっては、県救急医療情報センターの機能の把握を行うとともに、医療情報の総合的なネットワーク化を図る。

(2) 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のために通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、市は情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県に連絡し、通信の確保に必要な措置を講じるよう求める。特に、次により通信手段の確保を図ることとする。

ア 防災行政無線の運用

防災無線運用要領に従い運用し、通信連絡の確保を図る。

イ 非常無線通信の利用

有線・無線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用する事が困難である場合は、個人の無線通信設備者に対し非常無線の発動を要請し、通信手段を確保する。

(3) 住民に対する広報

大地震時における住民に対する広報は、必要に応じ広報車等による災害情報、災害応急対策及び再地震時の心得を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図る。

第3節 広域応援計画

1 広域的な応援体制（一般災害対策編 第3章第8節関係）

市は、被害の規模に応じて県及び他の市町村に応援を求める。また、大地震による災害が発生した場合は、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、直ちに応援協力体制を確立し災害対策に万全を期する。

(1) 関係機関との相互連絡

国及び県等と密接な連絡を保ち、これらの機関と相協力して災害対策に万全を期する。

(2) 応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県又は他市町村に対し応援を要請する。

ア 県及び他市町村への協力要請

県及び他の市町村に対する応援及び職員派遣等の協力要請は、原則として本部長が知事、又は市町村長に対し文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、無線又は電話で行い、後日速やかに文書を送付する。

イ 協定に基づく応援派遣要請

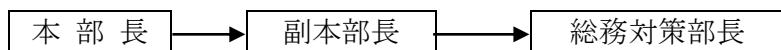
市では、他市町村や関係機関との間で災害時相互応援に関する協定または覚書を締結しており、この協定等に基づいて応援を要請する。

(3) 派遣要請の方法

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに県知事に自衛隊（陸上自衛隊 第8師団 第42即応機動連隊）派遣要請の依頼を行う。

(4) 意志決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

市は、意志決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に変わって意志決定を行う。



(5) 災害時臨時ヘリポート

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

本市における災害時の臨時ヘリポートを参照する。

第4節　自衛隊災害派遣要請計画

1　自衛隊の災害派遣（一般災害対策編 第3章第7節関係）

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、県知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。そのいとまがない時は、直接自衛隊（第8師団第42即応機動連隊）に通知する。また、事態の推移に応じ要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

自衛隊は、県知事及び市長から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

(1)　自衛隊との連絡及び協力体制の確立

次の措置により自衛隊との連絡及び協力体制の確立に努める。

ア　有線通信が途絶した場合の通信方法について、あらかじめ関係機関と協議し、自衛隊との通信体制の確立を図ておく。

イ　派遣部隊の長と隨時活動内容等について協議し、協力体制の確立に努める。

(2)　応援・受援対策の整備

市、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第5節　避難収容計画

1　避難収容活動（一般災害対策編 第3章第9節関係）

(1)　避難指示等

避難の指示の実施責任者は、大地震が発生した場合、避難の時機を失しないよう速やかに避難の指示を行う。

(2)　避難指示等の伝達

避難の指示の実施責任者は、避難指示等を発したときは、時期を失すことなく、防災無線、サイレン、有線通信、広報車等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図る。

なお、避難指示等については、要避難対象地域、避難先、避難理由等を明示して行うものとする。

(3)　避難誘導の実施

市は、発災時に人命の安全を第一に考え住民の避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所存、災害の概要その他避難に資する情報の収集・提供を関係機関へ求める。

(4)　避難所の開設

ア　市は、避難所の安全性を確保するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指

定避難所に避難することを想定したうえで、指定避難所を開設するものとする。

- イ 地震又は地すべり、がけ崩れの危険地域においては地形的に安全な場所ができる限り耐震性の強い建造物とする。
- ウ 市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに、必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- エ 避難所は、指定避難所の他、一時的に民間の施設等既存の建物を使用するものとするが、これらがない場合やこれらでは充足できない場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置し避難所とする。また、既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、出来る限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障害者用トイレ、スペースの仮設に配慮する。

(5) 応急仮設住宅の提供

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ建設する。ただし、建設にあたっては二次災害に十分配慮する。また、被災者の入居に係わる事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

(6) 広域的避難収容

市は、被災者の避難、収容状況等に応じて、区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、他市町村、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

(7) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(8) 避難行動要支援者の安否確認

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員・近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

(9) 避難所運営における支援

- ア 市は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際には、避難所運営のノウハウを有する専門家等と協同についても検討する。
- イ 市は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの設置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ウ 要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。また、大規模な災害の発生後は、大きなショックや強い不安感を感じ、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、医師や保健師等によるこころのケアを行うものとする。

(10) 外国人に係る対策

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。避難所にあっては、食糧・物資等の配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行う。

(11) 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、インターネットやラジオ等様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第6節 救助・救急活動計画

1 救助・救急活動（一般災害対策編 第3章第11節、第14節関係）

(1) 救急救助の対象

地震被害による要救助者として予測される主なものは、次のとおりである。

- ・建物の倒壊によって下敷きとなった人
- ・エレベーターに閉じ込められた人
- ・崖崩れ等により生埋めとなった人

(2) 市職員の役割

市長は、必要に応じ職員の救出班を編成し、救助活動にあたらせる。

(3) 救助・救急活動

ア 初動体制の確立被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

イ 市は、被災地の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救助に万全を期する。

(4) 住民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、消防団や自治会も含めた自主防災組織のもとで組織的に行動することが効果的である。

ア 負傷者及び災害時要援護者の救出、救護

イ 正確な情報の伝達

ウ 適切な避難及び避難誘導

第7節 消火活動計画

第1項 消火活動（一般災害対策編 第3章第12節関係）

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、次

により出火防止措置及び消防活動を実施する。

(1) 出火防止、初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。また、状況に応じ被災地への電気、ガスの供給の停止を要請する。

(2) 消防活動

ア 地震による火災は同時多発するほか、土砂災害等と同時に発生する場合が多く、消防機関の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、全ての災害に同時に對応することは極めて困難となることから、消防活動は、消防力の重点投入地区を選定し、また、延長阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。地震発生時における消防活動については、別に定める「山鹿市消防計画」による。

イ 消防水利の確保

地震時は、水道管等の破壊によって消火栓からの水利が得られないおそれがあることから、次の水利による確保を努める。

- (ア) 防火貯水槽
- (イ) 学校等のプール
- (ウ) 河川、用水路、排水路、ため池

ウ 延焼火災

火災が延焼し市街地大火のおそれがある場合は次の点に留意し、早期鎮圧に努める。

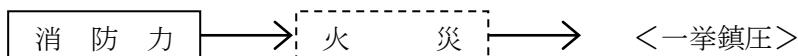
- (ア) 風向、市街地の建物分布等を考慮し、最も効率的な消防力の投入を検討する。
- (イ) 延焼により地区住民に危険が及ぶおそれがある場合は、正しい方向への避難を呼びかける。
- (ウ) 延焼の進展に対し、十分な消防力を有しないと判断された場合は、大火防御線からの延焼阻止に全力を注ぐものとする。

エ 通電火災

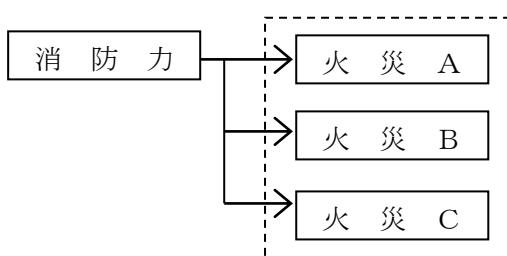
電力の復旧に伴い、スイッチが入っていた電気器具や破壊された電気器具から発火する場合があるため、避難するときには電気器具等を点検するよう広報する。

《地震火災時の消防活動》

消防力が優勢の場合



多発火災事等消防力が劣勢の場合



<優先順位による消防活動>

- ①木造密集地域
- ②焼け止まり・延焼遮断の有無
- ③道路狭小、進入困難地域
- ④自然水利の効果的利用困難

<避難者の安全確保>

<現場の広報活動>

- オ 消防機関の相互応援に関しては、震災という特殊災害を想定した相互応援協定を締結する等、消防機関の相互の応援協力体制を強化し、大地震により緊急に人命救助の必要があるときは、緊急消防援助隊の派遣を要請する。
- カ 大火が予想されるときは直ちに大火防御の措置を講じ、必要に応じ近隣市町の消防機関に対し応援要請するとともに、自衛隊の災害派遣を要請し消防力の集結を図る。
- キ 被災地域に危険物が存在し特殊火災発生の恐れがある場合は、直ちに特殊火災防火並びに地域住民の避難等安全確保の措置を講じるとともに、必要に応じ関係機関に対し消火に必要な専門技術者派遣を要請する。

(3) 救急救助活動

震災時においては広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師団、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

第8節 医療活動計画

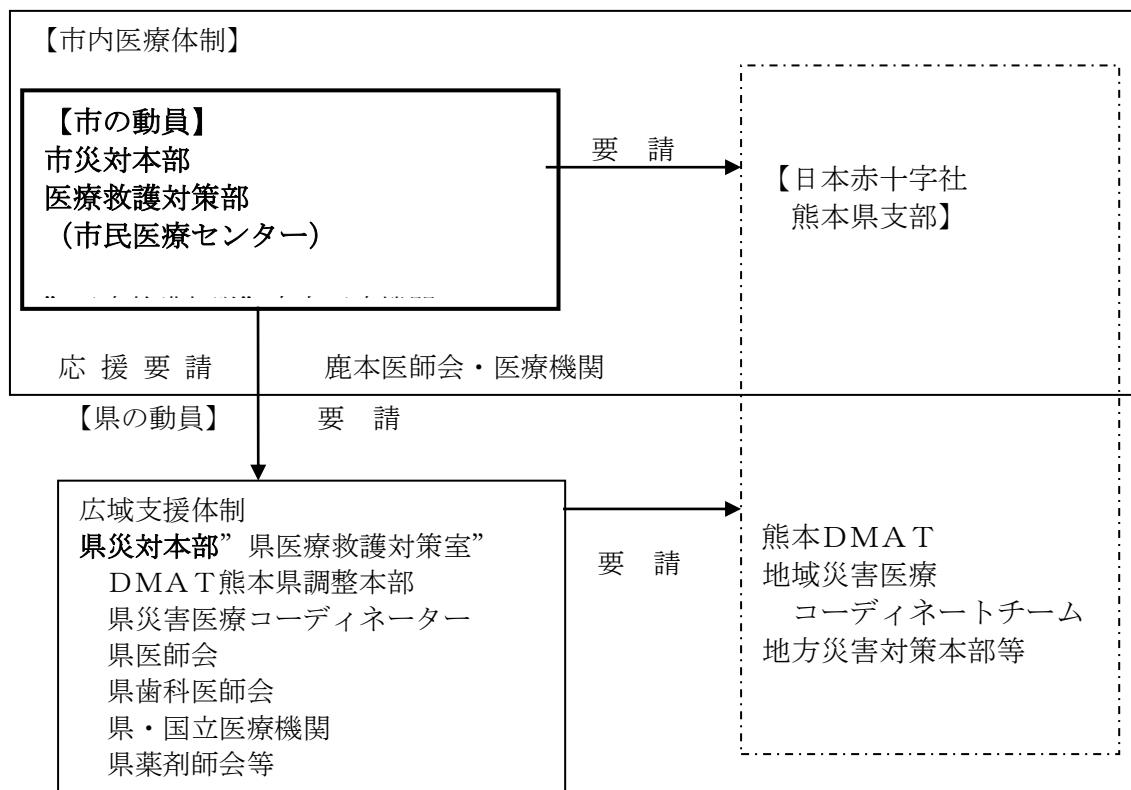
1 医療活動（一般災害対策編 第3章第15節関係）

市は、鹿本医師会等の協力を求めて、市民医療センターを中心に医療活動を行うほか、必要に応じ市域外の医療関係機関に対し医療活動の協力を求める。

被災地域内の医療機関等は、病院、建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し優先的な応急復旧対策の要請を行う。

(1) 医療体制系統図

《医療体制系統図》



(2) 重症度の判定（トリアージタグ）

現地医療救護班の医師は、疾病者を次の4段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。※トリアージとは、災害発生時等に多数の負傷者が同時に発生した場合、負傷者の緊急性や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うための負傷者の治療優先順位を決定することをいう。)

《重症度の判定》

- ア 傷病の緊急性や重傷度に応じ次の4区分に分類し、トリアージタグをつける。
- イ 限られた医療スタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の負傷者の中から治療を行うため、災害規模等によりトリアージの運用は変更される。

| 順位 | 分類 | 識別色 | 負傷者等の状況 |
|------|-----|-------------|--|
| 第1順位 | 重症 | 赤色 (I) | 直ちに処置を行えば救命が可能な者 |
| 第2順位 | 中等症 | 黄色 (II) | 多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者 (バイタルサインとは、生きている状態を示す指標。体温・呼吸・脈拍・血圧など。 生命徵候。) |
| 第3順位 | 軽症 | 緑色 (III) | 上記以外の軽易な傷病でほとんど専門医の治療を必要としない者 |
| 第4順位 | 死亡 | 黒色 (O) | 既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者 |

(3) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や難病患者等へは、あらかじめライフラインの不通を考慮するなど多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

ア 人工透析・難病患者等の対応

災害によって、最寄りの医療機関で必要な医療を受けることが不可能となった患者が発生した場合、市民医療センター班及び健康管理班は他の医療機関と連絡調整し、人工透析等を円滑に受けることができるよう努める。

イ 精神医療対策

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力をう。

(4) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策を行う。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

ウ こころのケアに対する相談・普及啓発

(5) 集団的に発生に対する傷病への緊急医療

突発的な災害等により傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

ア 救急医療の対象

地震、その他の異常な自然現象、または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出その他大規模な事故等、基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害または事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

イ 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド（応急手当）、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

ウ 救急医療体制の確立

市は、災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

エ 活動体制

- ・現地における応急医療施設の設置並びに管理
- ・傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ・日赤に対する出動要請
- ・鹿本医師会に対する出動要請

第9節 交通対策計画

1 緊急輸送のための交通の確保（一般災害対策編 第3章第20節、第21節関係）

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

(1) 被害状況の把握

農林対策部及び建設対策部は、道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《パトロール時の留意点》

- ・法面の土砂や樹木の崩落状況
- ・側溝等の流水状況
- ・橋梁の滞留物の状況
- ・道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- ・応急復旧に必要な資機材の判断

(2) 緊急輸送路の交通の確保

道路管理者は、警察署長と相互に密接な連絡をとり交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制区間・期間及び理由を警察署長へ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

第10節 緊急輸送計画

1 緊急輸送（一般災害対策編 第3章第20節関係）

市は、あらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施する。特に、機動力や大量輸送が可能なヘリコプター等の活用を推進する。

自衛隊は、必要に応じ県知事等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両を用いて緊急輸送活動を実施する。

市は、必要に応じ自らの緊急輸送を行うほか、輸送関係機関及び県に緊急輸送を要請する。

(1) 緊急輸送計画

ア 震災後の応急措置の内容

市は、災害が発生した場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ的確に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実する。

- (ア) 被災状況調査、通行可能路線の確認
- (イ) 交通規制による緊急通行車両の確認
- (ウ) 応急復旧計画、輸送検討

イ 緊急輸送道路の確認

輸送路となる道路の状況を点検し、安全通行の確保を図る。また、道路の通行禁止、制限等、輸送路の状況について警察署と密接な連絡をとる。

(2) 緊急輸送の範囲

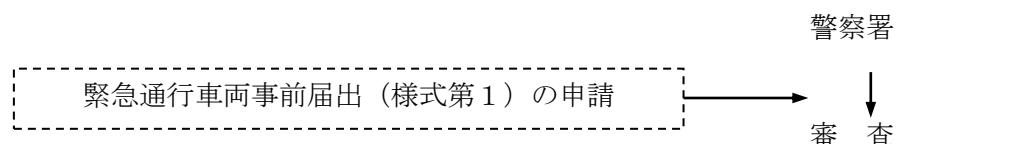
市、防災関係機関等が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

《緊急輸送の範囲》

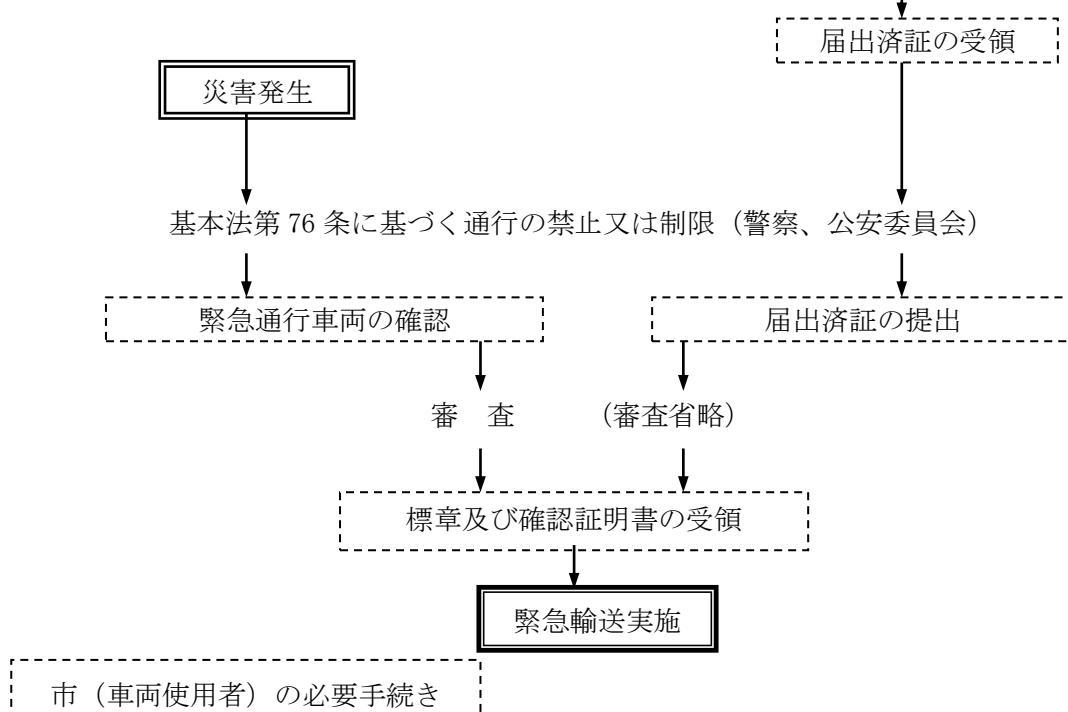
- ・消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
- ・医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- ・医薬品、医療用資機材
- ・災害対策要員
- ・食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- ・応急復旧用資機材
- ・交通の途を失った被災者・避難者

《緊急通行車両の確認手続き》

●事前措置



●災害発生時



第11節 食糧・飲料水・生活必需品等供給計画

1 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動（一般災害対策編 第3章第16節、第17節、第18節関係）

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び県や他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資を被災者に対し供給する。また、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、物資の調達を要請する。

(1) 食糧供給、生活必需品等の確保

食糧等の給与の対象者は、次のとおりである。

《対象者》

- ・避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ・住家が被害（全半焼、全半壊、流失）を受け、炊事の不可能な人
- ・住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- ・旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない人 ※1
- ・災害応急対策活動従事者 ※2
- ・米穀の供給機構が混乱し通常の供給を受けることが不可能となった人

※1 これらの人々は、救助法の実費弁償の対象外である。

※2 県知事の指定が必要である。

(2) 調達量の把握

各班は、避難所の職員からの報告により、応急食糧・飲料水等の必要数の把握を行う。

また、必要数等から配給計画を立て、物資の確保・調達及び配送を関係者へ指示する。

(3) 炊きだしの実施及び食糧の配分

ア 炊きだしの実施

市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

市が多大な被害を受けたことにより、炊き出しによる食糧の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊きだしについて協力を要請するものとする。

イ 食料の配分

被災された住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

(イ) 住民への事前周知等による公平な配分

(4) 飲料水等生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時の地域住民への生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所のトイレの水等への利用や、火災時の消火水としての利用ができるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておくものとする。

第12節 保健衛生、防疫等対策計画

1 保健衛生、防疫等に関する活動（一般災害対策編 第3章第22節関係）

市は、被災地、特に避難所においては生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。健康状態を十分把握し、必要に応じ仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

(1) 防疫・保健衛生計画

災害発生後、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、感染症の蔓延防止等、適切な予防措置を講じるため防疫活動及び検病調査を実施する。

市は、県及び保健所の指導又は指示に基づき、防疫活動を実施する。

《防疫の応急措置内容》

- ・予防教育及び広報活動の強化
- ・清潔方法及び消毒方法の施行
- ・ねずみ族・昆虫等の駆除
- ・避難所の衛生管理及び防疫指導

(2) 活動内容

ア 防疫・保健衛生計画の作成

被害状況による報告に基づき被災地、避難所等の衛生状態を把握する。また、実際に応じて、次の対策計画を措置する。

- (ア) 被災地の消毒
- (イ) 防疫調査、健康診断
- (ウ) 避難所の衛生確保
- (エ) 健康相談体制

イ 防疫班の編成

防疫班を編成し防疫活動を実施する。また、災害の状況に応じて複数班を編成する。

ウ 避難所生活者の健康管理

必要に応じて避難所の巡回相談を行い、疾病の予防・健康の管理を行う。

(3) 健康診断、臨時予防接種

ア 健康診断への協力

検病検査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第17条の規定により知事が行う健康診断に協力する。

イ 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合には「予防接種法」(昭和23年法律第68号)の規定により臨時予防接種を実施する。

(4) 関係機関への応援要請

ア 市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく防疫措置等を行うが、市独自で実施できない場合は県と協議を行い、必要な応援要請を行う。

イ 他機関への応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県・日本赤十字社熊本県支部・県医師会・近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

ウ 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

第13節 公共施設等応急対策計画

1 公共施設等の応急復旧計画（一般災害対策編 第3章第31節関係）

公共施設等の管理者は、その管理する施設について早急に被害状況を把握し、県等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い施設の機能の確保に努める。

(1) 公共施設対策

ア 施設被害の把握

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握し、迂回路の選定等により交通路の確保に努める。また、被害状況等については県や関係機関等に報告する。

イ 緊急点検の実施

大規模地震発生後、直ちに専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する道路、橋梁、施設や設備等の緊急点検を実施する。

ウ 応急復旧

地震によって被災した道路、橋梁、堤防、水門等の施設について調査し、速やかに復旧体制を確立し必要な措置をとる。

エ 住民への広報

被害を受けた道路、橋梁、施設等の情報は、その被害状況、二次災害の危険性、復旧の見込み等を看板や掲示板、広報車等により広報する。

オ 二次災害の防止

被害状況等を把握し、障害物の除去、二次災害の防止及び被災者生活の確保を最優先に、施設機能の確保に努める。

2 水道・下水道施設等の応急対策計画（一般災害対策編 第3章第32節関係）

(1) 応急措置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- ・水道法第23条に基づく有害物等の混入などへの措置（給水の緊急停止）
- ・取水、導水、浄水施設の防護
- ・給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- ・利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ・施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

(2) 水道施設の応急対策

ア 実施体制

応急復旧工事は、上水道災害対策マニュアル等に基づき実施する。

イ 応急復旧工事の順序、内容

応急復旧工事は次の順序で実施する。

| | |
|------|---|
| 初期段階 | ア 仕切弁を止める イ 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ウ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） エ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） |
| 第2段階 | ア 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については応急給水等で対応する。 イ 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ウ 給水拠点、学校、公民館等の避難所において臨時給水を行う。 エ 配水管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施のうえ通水する。 以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。） |
| 第3段階 | ア 順次、宅地内漏水の修理を行う。 |

ウ 配水管網図の整備、保管

配水管網図を整備・保管し、工事支援者への迅速な提供により応急復旧対策に努める。

(3) 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災害対策本部の人員、資機材で行い、市のみでは応急復旧が困難な場合には、市指定給水工事事業者等の協力を求める。

(4) 下水道施設応急措置の内容

ア 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設置し、あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じる。

イ 汚水排水施設等の応急対策

地震により下水道施設が被災した場合、次のような応急措置を実施する。

- (ア) 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立案する。
- (イ) 管渠上部道路の陥没、亀裂等の被害状況を調査する。
- (ウ) 下水処理場及びポンプ場では、有毒ガス・燃料の流出防止のための元弁の閉止、機器の運転停止等を行い、二次災害を未然に防止する。

ウ ポンプ場及び処理場

- (ア) 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、自家用発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態が起こらないようにする。
- (イ) 特に防護の必要のあるものに対しては、地震、その他の被害に備え所要の資機材を調達し応急復旧を行う。
- (ウ) 住民に対して、破損箇所、排水禁止地域、排水できない場合の措置等を適時広報する。

(5) 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災害対策本部の人員、資機材で行い、市のみでは応急復旧が困難な場合には、地方共同法人日本下水道事業団等の協力を求める。

第14節 二次災害防止対策計画

1 二次災害の防止活動（一般災害対策編 第3章第10節、11節、第33節関係）

(1) 水害・土砂災害対策

市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

ア 緊急点検の実施

大規模地震発生後、直ちに専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する河川、斜面等の緊急点検を実施する。

イ 水害、土砂災害対策

余震あるいは降雨等による二次的災害に備え、危険性が高いと判断された箇所については住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等を行うとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 建築物、構造物の倒壊

市は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため応急危険度判定体制の整備を促進する。また、建築技術者等を利用して被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

ア 二次災害の防止

被害状況等を把握し、障害物の除去、二次災害の防止及び被災者生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

イ 建築物、構造物の倒壊

余震等による倒壊、部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるため応急危険度判定を実施する。

(3) 被災建築物及び宅地応急危険度判定調査

ア 調査の実施

災害発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には応急危険度判定士等の協力を得て、早期に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施する。

イ 判定（建築物）

被災建築物の応急危険度判定は、次の3段階とし、特に必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに、関係者へ安全指導を行う。

《被災建築物応急危険度判定》

| 区分 | 判定（3段階） |
|-----|---------------------------|
| 危険 | この建築物に立ち入ることは危険です。 |
| 要注意 | この建築物に立ち入る場合は、十分注意してください。 |
| 調査済 | この建築物の被災程度は小さいと考えられます。 |

(4) 応急・復旧措置

- ア 倒壊及び外壁等の脱落のおそれがある公共建築物等については二次災害を防止し、必要な応急措置を行う。
- イ 必要に応じて被災建築物の復旧を関係機関の協力を得て行う。

第4章 地震災害復旧計画

地震災害復旧計画については、一般災害対策編 第4章各節によるほか、次のとおりとする。

第1節 災害復旧、復興計画

1 災害復興計画（一般災害対策編 第4章第1節関係）

(1) 復旧、復興の基本的方向

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

(2) 復興計画

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

(3) 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度災害の発生防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

ア 復興検討委員会の設置

学識経験者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

イ 復興計画

- (ア) 市街地復興に関する計画の策定
- (イ) 産業復興に関する計画の策定
- (ウ) 生活復興に関する計画の策定

- (エ) 事業手法
- (オ) 財源確保
- (カ) 推進体制に関する事項等について定める。

ウ 復興事業の実施

- (ア) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、「被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）」第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

- (イ) 災害復興に関する専門の担当部署を設置する。
- (ウ) 災害復興に関する担当部署を中心に、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

2 激甚災害に伴う措置（一般災害対策編 第 4 章第 1 節関係）

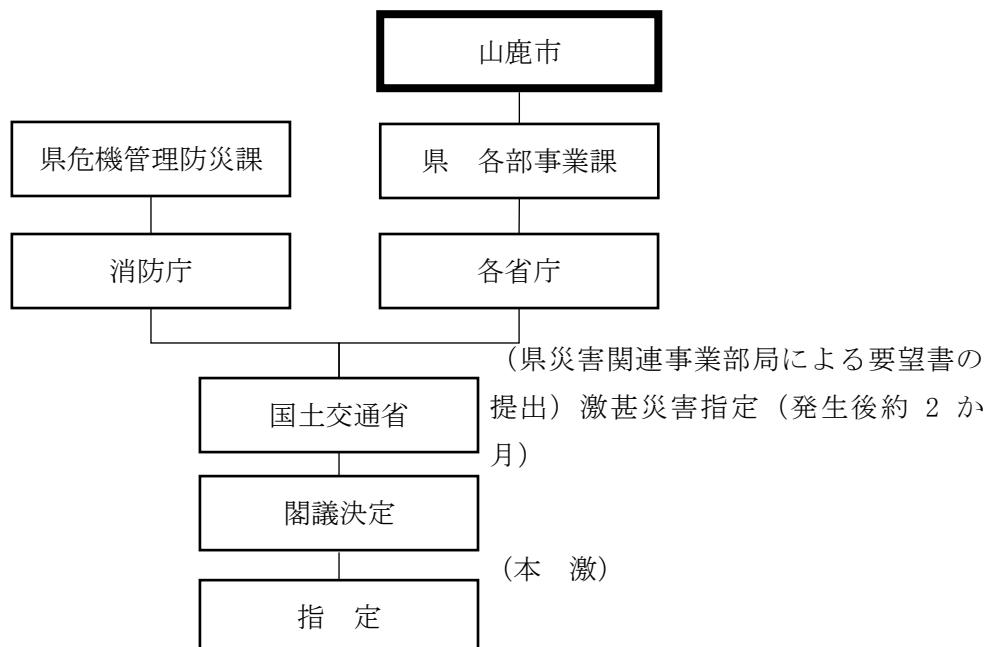
- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

各種法律に基づく予算の範囲内において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）」等に基づき援助される。

ア 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定める。

《激甚災害指定フロー図》



イ 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。

- (ア) 広域的（全国レベル）な「本激甚指定」
- (イ) 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」
- (ウ) 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率または国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

ロ 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

(2) 市の実施内容

基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速且つ的確に実施できるようにする。

ア 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

イ 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第2節 被災者の生活確保計画

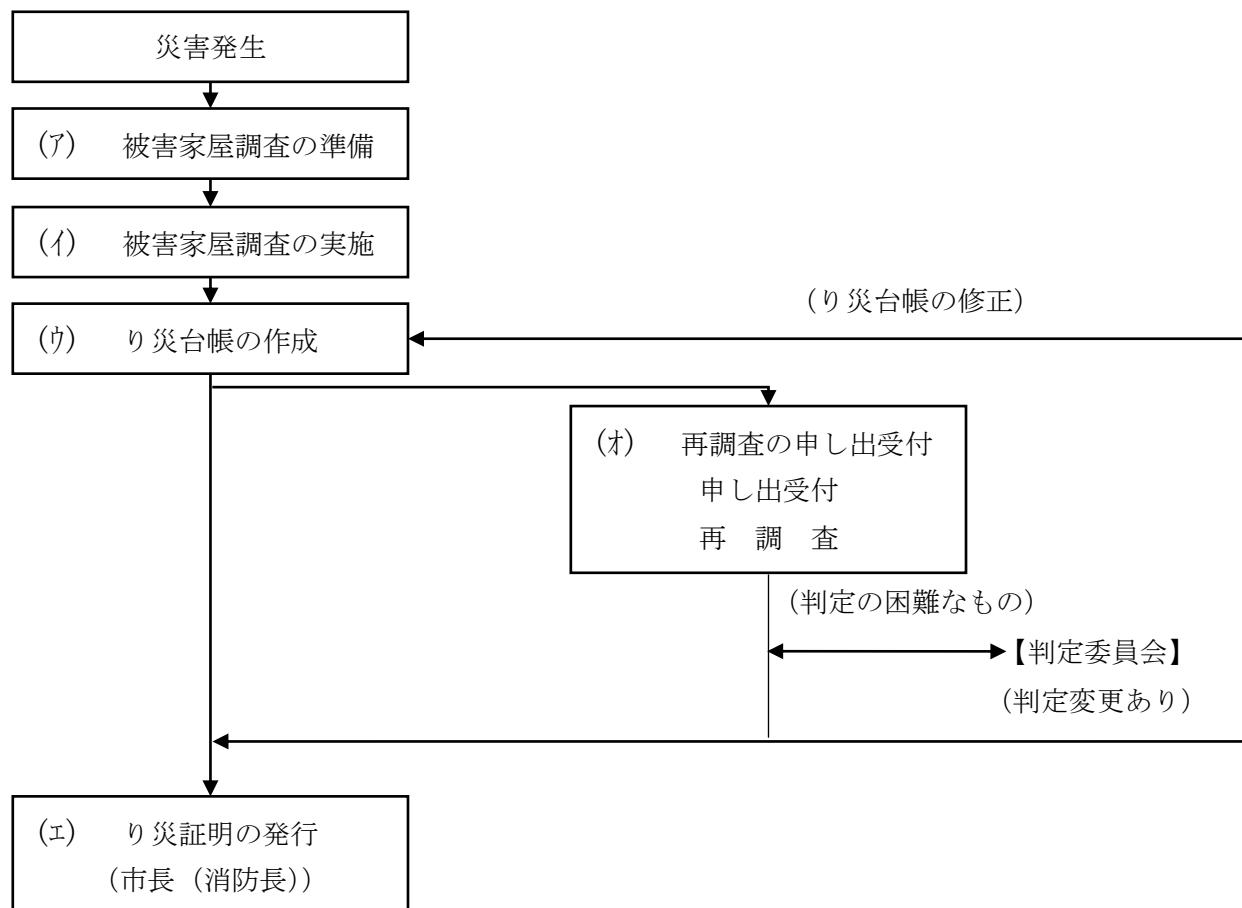
1 被災者の生活確保計画（一般災害対策編 第4章第2節関係）

(1) り災証明の発行

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

ア り災証明の発行手続き

《り災証明発行の手続き》



イ 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

(ア) 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。

なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

(イ) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

(ウ) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両等の手配を行う。

ウ 被害家屋調査の実施

(ア) 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね 1 か月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

(イ) 調査方法

被害家屋を対象に 2 人 1 組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1 棟ごとの内部立入調査により実施する。

エ り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。

オ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかつた家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から 3 か月以内であれば再調査を申し出ることができる。被害調査は、申し出のあった家屋に対し迅速に再調査を実施し判定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

カ り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。